

令和6年度
島根県原子力防災訓練の記録

令和7年3月
島 根 県

目 次

◇ 訓練状況の写真	写真 1
-----------	------

I 訓練実施要領等

1 令和 6 年度島根県原子力防災訓練の概要	1
2 訓練実施要領	
(1) 島根県作成分	2
(2) 松江市作成分	13
(3) 出雲市作成分	17
(4) 安来市作成分	19
(5) 雲南市作成分	24

II 訓練資料等

1 初動対応訓練イベントリスト	31
2 各種帳票等	32

III 訓練評価報告書

1 島根県作成分	53
2 第三者機関作成分	65

IV 参考資料

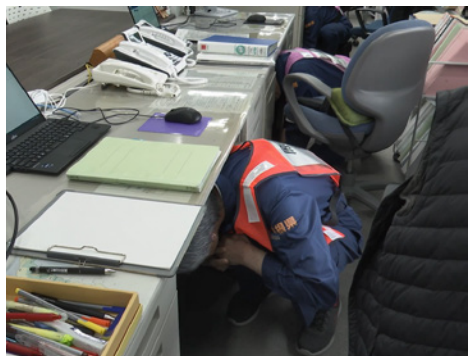
1 学習会資料	167
2 島根県における原子力防災訓練の実施状況	184

訓練状況の写真

初動対応訓練等

初動対応訓練(2月6日実施)

島根県(午前)



シェイクアウト訓練



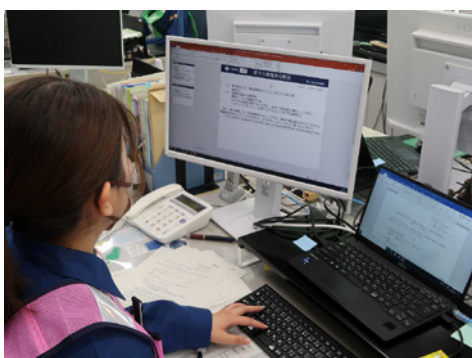
原子力発電所の被害状況把握



SNS情報の収集・整理



関係機関との活動調整



収集情報の集約(資料化)



災害対策本部会議

島根県(午後)



県本部事務局全体での活動調整会議



関係機関間の活動調整(1)



関係機関間の活動調整(2)



住民広報文案の作成



一時移転の実施に向けた準備(1)



一時移転の実施に向けた準備(2)

初動対応訓練(2月6日実施)

松江市



通報受信



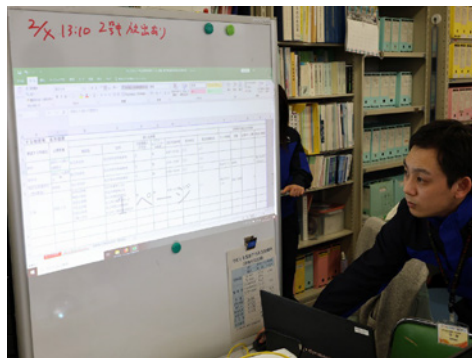
被害情報の収集



被害情報の集約



一時移転の実施に向けた準備(1)



一時移転の実施に向けた準備(2)



災害対策本部会議

出雲市



通報受信報告



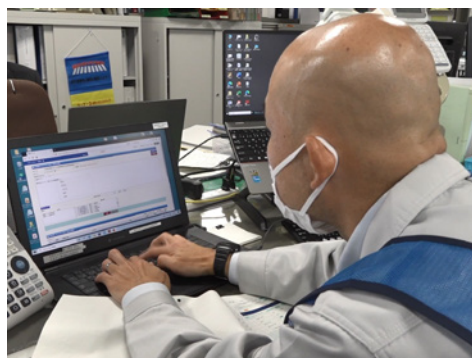
関係機関への連絡



活動状況の記録(1)



活動状況の記録(2)



原子力防災システムを活用した情報伝達



災害対策本部会議

初動対応訓練(2月6日実施)

安来市



地震発生に係る通報受信報告



国から発出された要請文書の確認



原子力防災システムを活用した情報伝達



放射性物質放出に係る通報受信



放射性物質放出に係る情報発信手順確認



災害対策本部会議

雲南市



地震発生に係る通報受信



県からの問い合わせ対応



原子力防災システムを活用した情報収集



一時移転の準備状況に係る状況報告



災害対策本部会議開催準備指示



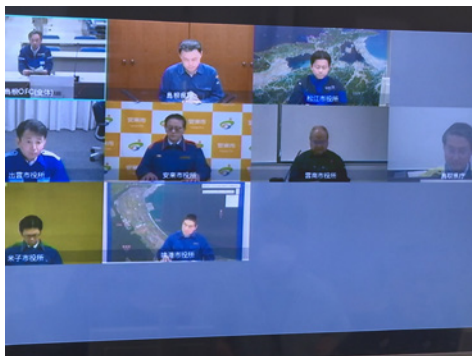
災害対策本部会議

初動対応訓練(2月6日実施)

2県6市テレビ会議



一時移転の準備に係る協議



原子力災害合同対策協議会

緊急時モニタリング訓練(2月6日実施)



地震による被害状況の確認



地震による被害状況の集約



可搬型モニタリングポスト設置



放射性物質放出後の屋外活動準備



土壌の採取



放射能測定の前処理作業

避難措置等訓練

実動組織による避難措置訓練(10月9日実施)

船舶による海路避難(於:塩津漁港)



乗船



出港

河下港



避難退域時検査体験

PAZ内学校等の緊急退避訓練(10月19日実施)

PAZ内学校等



児童・生徒の引き渡し



緊急退避所への移動

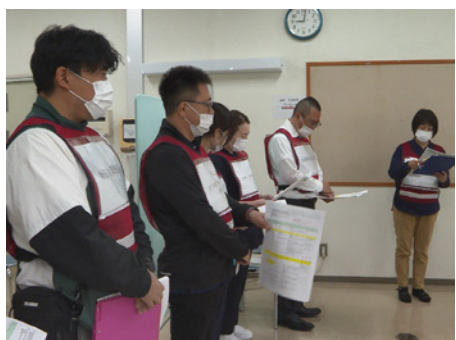
緊急退避所 (於:松江市総合体育館)



児童・生徒の引き渡し

病院の避難措置等訓練(11月9日実施)

鹿島病院



初動活動指示



屋内退避準備



模擬入院患者の避難

社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ、11月13日実施)

介護老人福祉施設ゆうなぎ苑



屋内退避準備(1)



屋内退避準備(2)



模擬入所者の避難

住民の避難措置等訓練(11月16日実施)

松江市(大田市への広域避難)



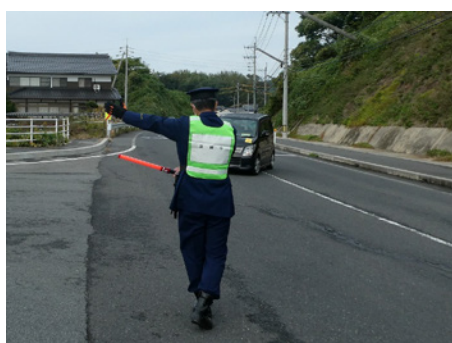
支所災害対策本部会議



バス避難者受付



模擬避難行動要支援者の避難



警察による代替避難ルートへの誘導



避難経由所(1)



避難経由所(2)

住民の避難措置等訓練(11月16日実施)

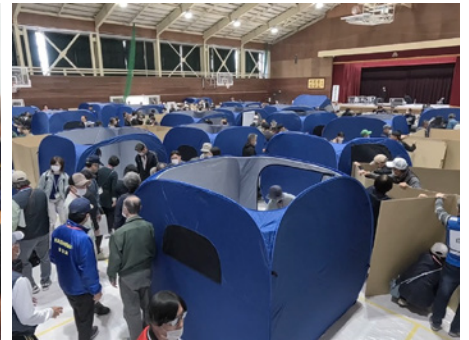
松江市(大田市への広域避難)



避難所での受付



避難所運営協議



避難区画の設営体験

松江市(奥出雲町への広域避難)



支所災害対策本部会議



バス避難者受付



模擬避難行動要支援者の避難



避難経路所(1)



避難経路所(2)



避難経路所(3)



避難所での受付



避難所運営協議



避難区画の設営体験

住民の避難措置等訓練(11月16日実施)

出雲市(避難退域時検査まで)



バス避難者の受付、
安定ヨウ素剤の緊急配布



安定ヨウ素剤に関する説明



バス乗車



原子力防災学習会

安来市(岡山県美作市への広域避難)



指定避難所での屋内退避準備



バス避難者の受付



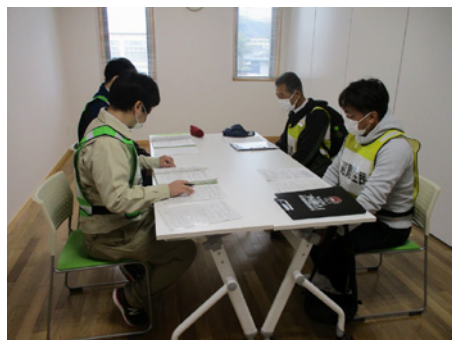
安定ヨウ素剤の緊急配布



避難経由所



防災展示(非常食、資機材)



避難所運営協議

住民の避難措置等訓練(11月23日実施)

雲南市(広島県三原市への広域避難)



指定避難所での屋内退避準備



バス避難者の受付



安定ヨウ素剤の緊急配布



避難経由所



避難所での受付



避難所運営協議



避難区画の設営体験

避難退域時検査訓練(11月16日実施)

中海ふれあい公園



車両の指定箇所検査



車両の確認検査



車両の簡易除染(流水)



住民の指定箇所検査



住民の確認検査



検査済証交付

避難退域時検査模擬展示(11月16、23日実施)

湖陵総合公園



車両の指定箇所検査

さくらおろち湖



車両の指定箇所検査

たたらば吉番地



車両の指定箇所検査

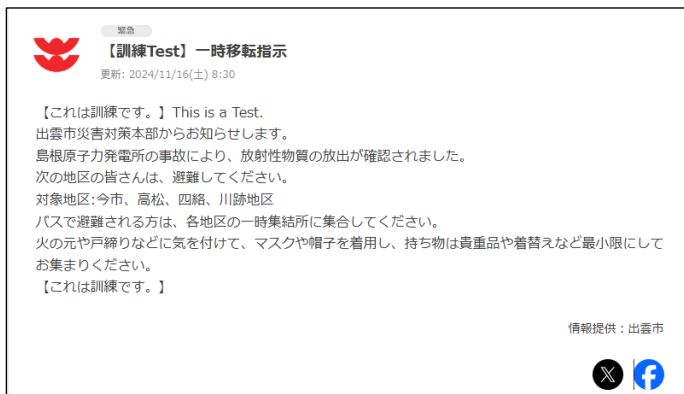
住民広報訓練(11月16、23日実施)



島根県避難ルートマップによる広報



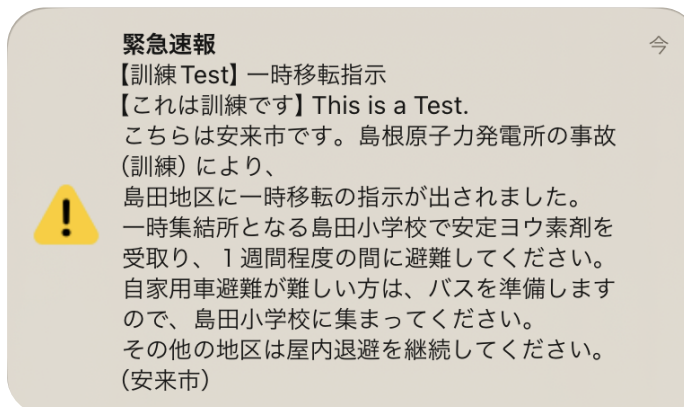
市公式LINEによる広報



Yahoo!防災速報による広報



民放及びケーブルテレビによる広報



緊急速報メールによる広報

日時:2024年11月16日 08時31分	日時:2024年11月23日 08時31分
タイトル:【訓練】避難指示	タイトル:【訓練】避難指示
本文: 【これは訓練です。参加者以外は実際に行動する必要はありません。This is a Drill】 島根原発2号機事故が拡大し、国から以下の地区に避難・安定ヨウ素剤服用の指示がありました。 対象:松江市鹿島・生馬・古江・島根地区、出雲市今市・高松・四路・川跡地区、安来市島田地区 その他地区は屋内退避を継続してください。 【これは訓練メールです。配信を終了します。】 ○原子力安全対策課 TEL 0852-22-5668	本文: 【これは訓練です。参加者以外は実際に行動する必要はありません。This is a Drill】 島根原発2号機事故が拡大し、国から以下の地区に避難・安定ヨウ素剤服用の指示がありました。 対象:雲南市木次地区 その他地区は屋内退避を継続してください。 【これは訓練メールです。配信を終了します。】 ○原子力安全対策課 TEL 0852-22-5668

しまね防災メールによる広報

原子力災害医療訓練(11月16日実施)

島根県立中央病院



被ばく傷病者の受入準備



被ばく傷病者の受入(1)



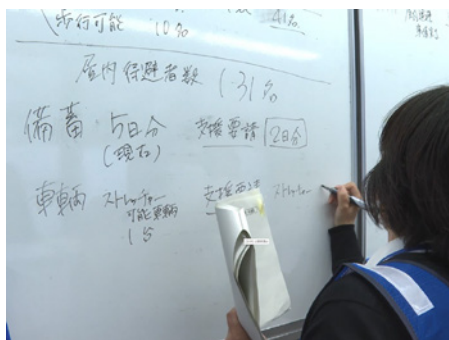
被ばく傷病者の受入(2)

社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ、11月18日実施)

特別養護老人ホームやすぎの郷



初動活動指示



収集情報等の記録



模擬入所者の避難

I 訓練実施要領等

令和6年度島根県原子力防災訓練実施要領

1. 目的

- (1) 緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。
- (3) 訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める。

2. 実施日

- (1) 避難措置等訓練
令和6年11月16日（土）、23日（土）
- (2) 初動対応訓練
令和7年2月6日（木）

3. 参加機関（順不同）

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、海上保安庁、中国電力 他

4. 訓練対象施設

中国電力（株）島根原子力発電所

5. 実施場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、島根県原子力環境センター、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県衛生環境研究所、その他関係機関、島根原子力発電所及び同周辺地域

6. 重点項目

地震災害との複合災害時における対応能力の向上

- ・ 半島部における孤立発生を想定した巡視船艇を使用した住民避難
- ・ 道路寸断を想定した代替避難ルートを使用した住民避難
- ・ 自宅の損壊等を想定した指定避難所での屋内退避
- ・ 地震対応と連携した初動対応等※

※県総合防災訓練（図上訓練）と一部合同で実施

7. 訓練評価等

訓練の評価を第三者機関等に委託して実施する。

また、訓練参加者（住民を含む）に対するアンケートを実施する。

8. 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

緊急速報（エリア）メール等による広報訓練実施要領

（令和 6 年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害時における避難指示等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メール等各種住民への広報手段を活用した情報提供手段の手順確認を実施する。

2. 訓練日時

令和 6 年 1 1 月 1 6 日（土）、2 3 日（土）

令和 7 年 2 月 6 日（木）

（緊急速報（エリア）メールは 1 1 月 1 6 日、2 3 日の 8 時 30 分頃に発信）

3. 緊急速報（エリア）メール配信地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市の市内全域

4. 訓練内容

事態進展に応じて、手順の確認や訓練広報を実施

	広報手段
島根県	テレビ、ラジオ、島根県避難ルートマップ、防災メール、県ホームページ、防災アプリ（Yahoo！防災速報）、SNS
松江市	防災行政無線、松江市行政情報住民告知システム（おしらせ君）、防災メール、ケーブルテレビ、SNS、防災アプリ（Yahoo！防災速報）、広報車 等
出雲市	いずれも防災メール、防災行政無線、ケーブルテレビL字放送、SNS、防災アプリ（Yahoo！防災アプリ） 等
安来市	行政告知放送、ケーブルテレビテロップ放送、SNS、防災アプリ（Yahoo！防災アプリ）、広報車 等
雲南市	安全安心メール、防災無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、SNS、ケーブルテレビ 等

住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領 (令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害発生時におけるOIL判断に基づく住民避難及び避難所等の設置運営等の円滑な実施を図る。

また、UPZ住民の避難時に実施する避難退域時検査について、実施機関の習熟を図るとともに、住民参加により避難の流れについての理解向上を図る。

2. 訓練日時

令和6年11月16日(土)、23日(土)

3. 参加機関

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、一般社団法人島根県診療放射線技師会、陸上自衛隊、中国電力(株) 他

4. 訓練内容

(1) 住民の避難措置等訓練

	避難訓練実施地区	避難退域時検査場所	避難先自治体
松江市	鹿島		大田市
	古江、生馬	湖陵総合公園(バス避難のみ)	大田市
	島根	さくらおろち湖(バス避難のみ)	奥出雲町
出雲市	今市、高松、四絡、川跡	湖陵総合公園	
安来市	島田	中海ふれあい公園	岡山県美作市
雲南市	木次	道の駅たたらば壺番地	広島県三原市

(2) 避難退域時検査訓練

中海ふれあい公園において避難退域時検査場所を開設し、住民避難訓練に合わせて、以下の検査を実施する。

- ・ 車両検査及び簡易除染
- ・ 住民等に対しての検査及び簡易除染
- ・ 検査済証の交付

また、動員する県職員に対して島根県原子力災害業務継続計画に基づき、理解の向上を図ることを目的として事前研修を実施する。

5. その他

避難先会場等において原子力防災学習会等を実施

学校等の避難措置等訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における児童生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

2. 訓練日

令和6年11月7日(木)

3. 訓練内容

(1) 県立学校

【PAZ（5km圏内）、UPZ（30km圏内）に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報の受理
- ② 各学校のマニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、下校手順の確認、保護者への通信手段の確認
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

【上記以外に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報の受理
- ② 児童生徒の所在確認(30km圏内活動中)、30km圏内に居住する児童生徒の下校手順の確認
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

(2) 関係4市教育委員会

松江市教育委員会、出雲市教育委員会、安来市教育委員会、雲南市教育委員会に対して情報伝達訓練を実施する。

保育所等の避難措置等訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における児童の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

2. 訓練日

令和6年11月7日(木)

3. 訓練内容

(1) 私立幼稚園(UPZ内)、認可外保育施設(UPZ内(松江市除く))

- ① 各施設は県からの訓練通報を受理
- ② 各施設はマニュアルに基づき、手順の確認等を実施
- ③ 各施設は県へ対応状況報告書を提出

(2) 関係4市保育担当課

松江市、出雲市、安来市、雲南市の保育担当課に対して情報伝達訓練を実施する。

避難行動要支援者の避難措置等訓練実施要領 (令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手順、避難手順（屋内退避含む）等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。

2. 訓練日

(1) 社会福祉施設避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練 令和6年11月7日（木）
- ② 避難措置訓練 令和6年11月13日（水）、18日（月）

(2) 病院避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練 令和6年11月7日（木）
- ② 避難措置訓練 令和6年11月9日（土）

3. 訓練内容等

(1) 社会福祉施設避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練
 - 実施施設：県内の社会福祉施設
 - 訓練内容：県内社会福祉施設に対する情報連絡を実施
- ② 避難措置訓練
 - 実施施設：介護老人福祉施設ゆうなぎ苑（令和6年11月13日（水）実施）、特別養護老人ホームやすぎの郷（令和6年11月18日（月）実施）
 - 訓練内容：
 - ア 屋内退避訓練
避難計画を参考に、屋内退避の実施
 - イ 避難誘導訓練
車両による避難を想定した避難手順の確認
 - ウ 相互見学
他の施設の管理者の方々の見学の受け入れ

(2) 病院避難措置等訓練

① 通信連絡訓練

- 実施施設：県内の関係医療機関等
- 訓練内容：県内の関係医療機関等に対する情報連絡を実施

② 避難措置訓練

- 実施施設：鹿島病院（松江市鹿島町）
- 訓練内容：

ア 入院患者避難調整訓練

病院職員が入院患者情報を取りまとめ、県へ報告
入院患者の転院先調整手順の確認

イ 屋内退避訓練

放射線防護装置の稼働や屋内退避に必要な備蓄品の確保に向けた対策を実施

ウ 避難誘導訓練

患者を病室から安全に避難車両へ誘導

エ 相互見学

他の施設の管理者の方々の見学の受け入れ

原子力災害医療訓練実施要領

(令和 6 年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時に、原子力災害拠点病院による医療提供を円滑に実施するため、関係機関による対応等の訓練を実施する。

2. 訓練日

令和 6 年 1 1 月 1 6 日 (土)

3. 場所

島根県立中央病院

4. 訓練内容等

- (1) 汚染傷病者の救急車による搬送
- (2) 汚染傷病者の線量測定、汚染創傷部位の除染等
- (3) 鳥取県の原子力災害医療派遣チームの支援受入

5. 参加機関

島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院
鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院
出雲市消防本部、島根県、鳥取県
広島大学放射線災害医療総合支援センター (訓練評価者)

避難誘導、交通規制等措置訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における住民の避難等を円滑に実施するため

2. 実施日程

令和6年11月16日(土)

3. 参加機関

島根県警察本部、松江警察署、安来警察署、雲南警察署、出雲警察署

4. 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場等

5. 訓練内容

(1) 住民等の避難措置等訓練に併せて実施する内容

ア 避難誘導及び流入警戒活動

避難ルート上の避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導等を行う。

イ 避難所等警戒員の配置

避難所、避難退域時検査会場等に警察官を配置し、警戒活動を行う。

(2) 独自に実施する内容

ア 避難・誘導システムの運用

避難誘導ポイント上の主要交差点において避難・誘導システムの動作確認を行う。

イ 停電時における信号機運用訓練

避難誘導ポイント上の停電時対策用電源箱が設置された信号機の稼働訓練等を行う。

ウ 交通情報板表示訓練(11月23日(土)にも実施)

島根原子力発電所30km圏内に設置している交通情報板に「原子力防災訓練実施中」を表示する。

初動対応訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

島根県地域防災計画に盛り込んだ原子力災害発生時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

特に今年度は、宍道断層を震源とする地震を想定した島根県総合防災訓練（図上訓練）と一部合同で実施することで、自然災害対応と連携した初動対応を確認し、複合災害時における対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和7年2月6日（木）

3. 訓練場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関

4. 参加機関（順不同）

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、自衛隊、中国電力(株)島根原子力発電所 他

5. 訓練内容

(1) 緊急時通信連絡等

複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。

(2) 県・市災害対策本部の活動

県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

緊急時モニタリング訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制が迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を図る。

2. 訓練日時

令和7年2月6日(木) 8:40～

3. 参加機関

島根県、中国電力

4. 実施場所

島根県原子力環境センター

5. 訓練内容

(1) 初動対応訓練

- ① モニタリング要員参集時手順確認
- ② 監視結果の報告手順確認
- ③ 緊急時モニタリングセンター立上げ準備

(2) モニタリング実動訓練

- ① モニタリング活動指示書の内容検討及び作成
- ② 要員の出動、帰還、汚染検査、被ばく管理等の手順確認
- ③ 屋外モニタリング活動(ダスト・ヨウ素、土壌、葉菜等の試料採取)
- ④ 走行サーベイ
- ⑤ 環境試料放射能測定

実動組織による避難措置訓練実施要領

(令和6年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

「島根地域の緊急時対応」に位置づけられた事項に係る対応の手順確認を目的として、実動組織の支援による海上での警戒広報活動や、海路避難についての手順の確認を行う。

2. 訓練実施日

令和6年10月9日（水）

3. 参加機関（順不同）

島根県、出雲市、海上保安庁

4. 訓練内容

項目	場所	概要
(1) 情報連絡訓練	島根県庁 境海上保安部	船舶避難に係る自治体と境海上保安部の情報連絡（報告・要請）の手順確認を実施
(2) 船舶警戒広報訓練	塩津漁港沖合	海上保安庁の巡視船により、航行している船舶（漁船等）に対する退避広報等を実施
(3) 船舶避難訓練	塩津漁港	海上保安庁の巡視船及び搭載艇により、塩津漁港において船舶による住民避難の手順確認を実施（出雲市塩津町住民9名参加）

令和6年度松江市原子力防災訓練 実施要領

1 目的

松江市地域防災計画(原子力災害対策編)、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図る。

2 訓練概要

(1) 令和6年11月16日(土)実施訓練

P A Z (島根原子力発電所から概ね5 km 圏内)を含む地区を対象に、一時集結所の運営、地区住民の広域避難、避難経由所・避難所の運営訓練等を実施する。

1) 実施場所

松江市役所本庁、鹿島支所、島根支所、生馬公民館、古江公民館、大田市、奥出雲町 等

2) 参加機関(順不同)

鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、生馬地区町内会・自治会連合会、古江地区自治協会、松江市消防団、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、島根県、大田市、奥出雲町、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

① 地区住民の広域避難訓練

島根原子力発電所の事故が全面緊急事態に進展し、P A Zの地区(鹿島地区、生馬地区の一部、古江地区の一部、島根地区の一部、)に避難指示が出たことを想定し、各地区住民を対象に、広域避難訓練を行う。

また、島根原子力発電所から環境中へ大量の放射性物質が放出され、生馬地区、古江地区、島根地区でのO I L 2超過を確認後、一時移転指示が出たことを想定し、各地区住民を対象に、広域避難訓練を行う。

各地区の避難者は、自宅から自家用車又は自宅から一時集結所に参集し、バスにより広域避難する。

地区	参加予定 住民数	一時集結所	避難退域時 検査場所	避難先 自治体
鹿島	146 名	鹿島文化ホール	—	大田市
生馬	31 名	島根県立 清心養護学校	湖陵総合公園	大田市
古江	45 名	松江市立 湖北中学校	湖陵総合公園	大田市
島根	38 名	島根公民館	さくらおろち湖 周辺	奥出雲町

各地区の住民及び松江市消防団並びに支所（地区）災害対策本部員の参加により、災害対策本部会議、住民への広報活動、一時集結所運営を行う。

② 広報活動訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、災害発生時や避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- ・防災行政無線(同報系) ・広報車 ・松江市行政情報告知システム(おしらせ君)
- ・防災メール ・松江市 HP ・松江市防災情報 X(旧 Twitter)
- ・松江市公式 LINE ・外国人向け Facebook ・緊急速報(エリア)メール
- ・ケーブルテレビ ・YouTube ・Yahoo!防災速報

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

(2) 令和7年2月6日（木）実施訓練

2県6市の合同訓練として、大規模な地震の発生と原子力発電所の事故との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練を実施する。

1) 実施場所

松江市役所本庁、支所、公民館、市立学校、幼稚（保）園、保育所（園）、島根原子力発電所 等

2) 参加機関（順不同）

市立学校、幼稚（保）園、保育所（園）、松江市消防団、公民館、松江市町内会・自治会連合会、観光協会、中国電力(株)、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

① 初動対応訓練

以下の事象を想定し、発電所から原子力災害対策指針等に基づく連絡や、

国からの警戒事態発生に伴う要請等を受け、関係箇所（市内部、国、県、島根原子力発電所等）への各段階に応じた通信連絡等を行う。

- ・島根半島を震源とする震度7の地震が発生し、島根原子力発電所が警戒事態に至った事象
- ・島根原子力発電所から環境中へ大量の放射性物質が放出され、O I L 2 該当地区が生じた事象

② 災害対策本部設置運営訓練

本庁での災害対策本部の設置や、各段階においてとるべき措置等の検討を行う。

③ 関係機関等への情報伝達訓練

市から市内全域の関係施設等へ、IP 無線機、F A X、メール等を活用した情報伝達訓練を実施する。

- 学校（全市立学校）
- 幼保施設（全市立幼稚園他、全市立保育所（園）他）
- 公民館
- 松江市町内会・自治会連合会
- 観光協会、市所管観光施設
- 松江市消防団 ほか

（3）令和6年10月19日（土）実施訓練（市独自）【実施済み】

P A Z（島根原子力発電所から概ね5 k m圏内）の市立幼稚園・小学校・中学校（以下、「学校等」という。）を対象として、松江市原子力災害広域避難計画に基づく、緊急退避措置の手順の確認・検証を実施する。

1）実施場所

松江市役所本庁、鹿島中学校、恵曇小学校、佐太小学校、鹿島東小学校、生馬小学校、佐太幼稚園、講武幼稚園、松江市総合体育館

2）参加機関（順不同）

P A Z 内市立幼稚園・小学校・中学校、松江市、松江市教育委員会、（公財）松江市スポーツ・文化振興財団（松江市総合体育館）

3）訓練項目及び内容

① P A Z 内学校等の緊急退避訓練

P A Z 内の学校等が施設内で授業等を行っている時間において、島根原

子力発電所で事故が発生したと想定し、以下の訓練を実施。

- 学校等への情報伝達訓練（警戒事態、施設敷地緊急事態）
- 施設内での児童・生徒の保護者への引渡し訓練
- 緊急退避所への緊急退避訓練
- 緊急退避所での園児・児童・生徒の保護者への引渡し訓練

区分	参加学校等
中学校	鹿島中学校
小学校	恵曇小学校
	佐太小学校
	鹿島東小学校
	生馬小学校
幼稚園	佐太幼稚園
	講武幼稚園

3 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

令和6年度 出雲市原子力防災訓練実施要領

1. 目 的

出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害に備えた出雲市広域避難計画等に基づき、原子力防災対策が円滑に実施できるよう、訓練を通して防災関係機関相互の連携強化及び職員の災害対応力の向上を図るとともに、市民の原子力防災に対する理解を促進します。

2. 訓練内容等

①避難措置等訓練	
日 時	令和6年11月16日(土) 8:30～12:00
実施場所	今市、高松、四絡、川跡地区のコミュニティセンター（一時集結所） 湖陵総合公園（避難退域時検査場所） 湖陵コミュニティセンター（原子力防災学習会会場）
訓練内容	(1)住民避難訓練 地震災害による被災に伴い、指定避難所に避難している際に、原子力災害が発生し全面緊急事態となり、その後UPZ（島根原子力発電所から概ね5～30km圏内）の一部地区に一時移転指示が出たとの想定で住民避難訓練を実施します。 訓練では、一時集結所から避難退域時検査場所に至るまでの対応手順を確認するとともに、原子力防災学習会を開催し、市民の原子力防災に対する理解を促進します。 《参加地区》 今市、高松、四絡、川跡地区 《参加者》 約70名（1地区あたり中型バス1台使用） 《避難の流れ》 避難者は、地震発生により自宅から指定避難所（一時集結所）に避難し、その後の原子力災害発生に伴い、屋内退避を経て、安定ヨウ素剤を受領し、バスにより広域避難（避難退域時検査場所まで）します。 (2)広報活動訓練 緊急速報（エリア）メール、いずも防災メール、防災行政無線など複数の広報手段により一時移転指示に関する情報発信を行い、住民広報の手順を確認します。 《広報手段》 ・緊急速報（エリア）メール ・いずも防災メール ・防災行政無線

	・出雲ケーブルビジョンL字放送 ・ひらたCATV音声告知端末 ・市ホームページ（出雲市防災情報サイト） ・SNS（フェイスブック（多言語含む）、X等） ・Yahoo!防災アプリ (3)安定ヨウ素剤緊急配布訓練 一時集結所における安定ヨウ素剤緊急配布の手順を確認します。
--	--

②初動対応等訓練	
日 時	令和7年2月6日(木) 9:00～16:45
実施場所	出雲市役所本庁舎 ほか
訓練内容	(1)初動対応訓練 島根原子力発電所からの安全協定等に基づく連絡、国・県等からのFAX及び電話による情報連絡を受け、トラブル発生以降の対応手順の確認を行います。 (2)関係機関等への情報伝達訓練 緊急時の通信連絡手順を確認するため、市から関係機関や観光施設等へ、FAX、メール等を活用した情報伝達訓練を実施します。また、出雲観光協会は協会各会員へ、出雲ホテル連絡協議会は協議会各会員へ、それぞれメールによる情報伝達訓練を実施します。 ○ 出雲市消防本部 ○ 出雲警察署 ○ 地区災害対策本部（全43地区コミュニティセンター） ○ 市所管観光施設、出雲観光協会、出雲ホテル連絡協議会 (3)災害対策本部設置運営訓練 事態の進展に伴い、市災害対策本部会議を開催し、災害関連情報の共有、市の対応を検討するなどの訓練を実施します。本部会議開催にあたっては、職員参集メールを活用し、要員参集訓練を実施します。 (4)TV会議システムによる情報共有訓練 内閣府、原子力規制庁（ERC）、島根県、鳥取県、島根県原子力防災センター（島根オフサイトセンター）及び関係市とTV会議システムを使用した「原子力災害合同対策協議会」を開催し、情報共有訓練を実施します。

令和6年度 安来市原子力防災訓練実施要領

1. 目的

安来市地域防災計画（原子力災害対策編）及び安来市広域避難計画等に基づく原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、原子力防災に対する地域住民の理解促進を図る。

また、訓練を通して得られた成果や教訓事項をもとに各種計画を見直し、避難のさらなる実効性向上を図る。

2. 実施日・訓練項目

	避難措置等訓練	初動対応訓練
実施日	令和6年11月16日（土）	令和7年2月6日（木）
実施場所	・島田交流センター（指定避難所） ・島田小学校（一時集結所） ・中海ふれあい公園（避難退域時検査場所） ・岡山県美作市（避難経由所、避難所）	・安来市役所（市災害対策本部）
訓練項目	①広報活動訓練	
	②屋内退避訓練 ③住民避難訓練 ・一時集結所への参集 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難退域時検査 ・美作市の避難経由所及び避難所への広域避難	④初動対応訓練 ⑤災害対策本部設置運営訓練 ⑥関係機関等への情報伝達訓練

3. 参加機関

島根県、安来市、岡山県美作市、安来警察署、安来市消防本部、安来市消防団、中国電力(株)、島田地区自治会、島田地区自主防災会 等

①広報活動訓練実施要領 (令和6年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における屋内退避や一時移転等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メール、行政告知放送、SNSなどの複数の媒体を活用した情報伝達手段の手順確認を実施する。

2. 訓練内容

住民に対する一時移転指示等の訓練配信及び広報手段の手順確認

(1) 緊急速報（エリア）メールの配信

安来市内の住民、滞在者の携帯電話またはスマートフォンに緊急速報（エリア）メールを訓練配信する。

(2) 行政告知端末への放送

(3) 市ホームページへの掲載

(4) ケーブルテレビのテロップ放送

(5) Yahoo!防災アプリによる情報発信

(6) SNS（フェイスブック、X、LINE）による情報発信

(7) 市広報車による広報

②屋内退避訓練実施要領 (令和6年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

地震の発生により家屋倒壊の恐れがあることから、自宅での屋内退避ができない住民が指定避難所へ避難している想定で屋内退避訓練を実施し、屋内退避に関する住民の理解促進を図るとともに職員の災害対応力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和6年11月16日(土) 8:00～8:30

3. 参加地区

島田地区(参加者 約10名)

4. 実施場所

島田交流センター

5. 訓練内容

(1) 屋内退避に関する説明

屋内退避のタイミングや情報伝達手段、実施内容などについて参加住民に対して説明する。

(2) 外気の遮断など屋内退避に関する防護措置の実施

外気が入らないように窓やドアを閉める、換気扇を止めるなどの行動を確認する。

(3) 避難所資機材の設置

市が開設する避難所で使用する段ボールベッドやパーティションを設置する。

(4) 一時移転指示に伴う住民の避難誘導

一時移転指示の発令に伴い、職員による住民の避難誘導を実施する。

③住民避難訓練実施要領 (令和6年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

島根原子力発電所から放射性物質が放出され、島田地区に対して一時移転指示が出されたことを想定した住民参加による広域避難訓練を実施することで、一時集結所への参集から安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査、避難経由所及び避難所における避難手順の確認を行う。

2. 訓練日時

令和6年11月16日(土) 8:30～17:00

3. 参加地区

島田地区(大型バス1台、自家用車3台) 約35名

4. 広域避難先

岡山県美作市

5. 訓練内容

(1) 一時集結所運営訓練(島田小学校)

避難住民の受付や避難ルートの説明、バス避難者の名簿作成などの手順を確認する。

(2) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練(島田小学校)

一時集結所における安定ヨウ素剤の配布手順を確認する。

(3) 避難退域時検査訓練(中海ふれあい公園)

避難ルート上に開設される退域時検査場所において、島根県が実施する避難退域時検査(車両検査等)に参加する。

(4) 避難経由所訓練(美作市)

美作市に開設される避難経由所において、車両誘導や検査済証の確認、避難所の案内など、対応手順の確認を行う。

(5) 避難所運営訓練(美作市)

広域避難所として開設した施設における避難住民の受付手順確認や避難スペースの設置、避難所運営協議などを実施する。

(6) 原子力防災学習会(美作市)

原子力防災に関する学習会を開催する。

④初動対応訓練実施要領
⑤災害対策本部設置運営訓練実施要領
⑥関係機関等への情報伝達訓練
(令和6年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2. 訓練日

令和7年2月6日(木)

3. 訓練内容

(1) 初動対応訓練

安全協定に基づく島根原子力発電所からの情報連絡や、国、県等からのFAX、電話及び原子力防災ネットワークシステムによる情報連絡に基づく事態進展に応じた対応手順を確認するとともに、関係機関に対しての情報伝達訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置運営訓練

市災害対策本部会議を開催し、事態の進展に伴う市の対応を検討するとともに、災害関連情報の共有を図る。なお、会議の開催にあたっては、災害対策本部員のほか安来警察署、消防本部からも出席し、関係機関相互の情報共有を図る。

(3) 関係機関等への情報伝達訓練

学校、幼保施設、市所管観光施設、消防団などに対して、事態の進展に伴う情報伝達訓練を実施し、原子力災害時における児童、園児、一時滞在者などの安全確保を図る。

令和6年度 雲南市原子力防災訓練実施要領

1. 目的

島根県及び雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国をはじめ防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

住民・学校等の参加により、島根県及び雲南市広域避難計画の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、県外（広島県三原市）への広域避難訓練を実施し、原子力防災学習会（住民向け）を開催し原子力防災に対する理解の向上を図る。

2. 訓練日時

- (1) 令和6年11月23日（土）8：30～13：40

住民の避難措置等訓練、広報活動訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査、原子力防災学習会

- (2) 令和7年2月6日（木）8：30～16：30

初動対応訓練、雲南市災害対策本部運営訓練

3. 訓練内容

- (1) 広報活動訓練

原子力災害発生時に地域住民へ迅速かつ正確な情報伝達を行うため、緊急速報（エリア）メール、デジタル防災無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、安全安心メール、SNS、ケーブルテレビなど多数の媒体を活用した広報訓練を実施する。

- (2) 住民の避難措置等訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練、原子力防災学習会

原子力災害発生時における運用上の介入レベル（OIL）判断に基づく住民避難の円滑な実施を図る。

住民の避難措置等訓練において、緊急速報（エリア）メールを活用し住民広報を実施する。また、デジタル防災無線等を活用し避難情報の伝達訓練を行う。

地震による建物損壊の影響で自宅での屋内退避が困難な場合を想定し、避難

所（一時集結所）での屋内退避訓練を行う。

一時集結所において、安定ヨウ素剤緊急配布訓練を実施し手順の確認を行う。

避難退域時検査場となる「道の駅たたらば壱番地」に移動の後、島根県が実施する避難退域時検査に参加し、会場レイアウトや人員体制を確認する。

避難退域時検査の終了後、避難経由所（広島県三原市）に移動し、その後避難所（広島県三原市）にて地区避難先災害対策本部運営訓練を実施する。その後、避難先自治体の市勢説明を受けた後、原子力防災学習会を開催し訓練参加者（住民）の原子力防災に対する理解の向上を図る。

（３）原子力防災初動対応訓練

①初動対応訓練（通信連絡訓練）

事故発生以降の国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、通信連絡訓練を行う。

②雲南市災害対策本部運営訓練

ア 災害対策本部の設置、情報伝達訓練

イ 災害対策本部会議

事態の進展に伴い災害対策本部会議を開催し対応力の向上を図る。災害対策本部会議に、雲南警察署、雲南消防本部及び雲南市消防団も訓練参加する。

広報活動訓練実施要領 (令和6年度 雲南市原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における屋内退避、一時移転等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メール、デジタル防災無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、安全安心メール、SNS、ケーブルテレビ等、多数の媒体を活用した広報訓練を実施する。

2. 訓練日時

(1) 一時移転等指示の広報訓練

令和6年11月23日（土） 8：30～9：00頃

3. 訓練内容

(1) 緊急速報（エリア）メール、市登録制メール（雲南市安全安心メール）による広報訓練

雲南市内の住民、滞在者のうち携帯電話・スマートフォン利用者へ、緊急速報（エリア）メールを訓練配信する。

雲南市安全安心メール登録者に対し、同メールを訓練配信する。

(2) 防災無線による広報訓練

防災無線（屋外スピーカー、戸別受信機）による広報活動訓練を行う。

(3) その他の媒体による広報訓練

雲南市公式アプリ、ケーブルテレビ等による広報活動訓練を行う。

**住民の避難措置等訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、
避難退域時検査訓練実施要領
(令和6年度 雲南市原子力防災訓練)**

1. 目的

(1) 住民避難訓練（県外避難）及び情報伝達訓練

広域避難先自治体である広島県三原市及び関係機関の協力のもと、避難対象地区住民の参加による緊急時における広域的な住民避難訓練を実施し、一時集結所、避難退域時検査場、避難経由所、避難所までの誘導及び避難手順の確認を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

一時集結所での安定ヨウ素剤配布及び説明等の手順の確認を行う。

2. 訓練日時

令和6年11月23日（土） 8：30～13：40

3. 訓練参加地区

雲南市木次町 木次地区（中型バス2台） 約30名

4. 広域避難先

広島県三原市

5. 訓練内容

(1) 住民への避難指示等伝達訓練

緊急速報（エリア）メール、雲南市安全安心メール、デジタル防災無線（大東町内）などにより、住民へ避難指示等の情報の伝達訓練を行う。

(2) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

一時集結所において、安定ヨウ素剤緊急配布訓練を実施し手順の確認を行う。

(3) 住民の避難措置等訓練

バスによる広域避難先（広島県三原市）への避難訓練を実施する。

(4) 避難退域時検査

30km圏外への避難ルート上に開設される避難退域時検査場所（道の駅
たたらば壺番地）において、住民避難訓練に合わせて、島根県が実施する避難
退域時検査（車両検査等）に参加する。

（５）地区避難先災害対策本部運営訓練

避難経由所（広島県三原市）通過後、避難所（広島県三原市）にて地区避難
先災害対策本部運営訓練を実施する。

（６）原子力防災学習会

地区避難先災害対策本部運営訓練後、避難所において開催する。

II 訓練資料等

令和６年度島根県原子力防災訓練（初動対応訓練）イベントリスト

時刻	通報・会議等	イベント	場所
2/6 ① 9:00	島根県東部において最大震度７の地震が発生	シェイクアウト訓練	原子力安全対策課内ほか各執務室
② 9:05	警戒事態該当事象発生通報 （ＡＬ：松江市で震度６弱以上の地震を観測）	課長より対応指示 （状況確認等）	原子力安全対策課内
③ 9:10	部内対応方針協議	部長より対応指示 （状況確認等）	602会議室
④ 15:40	原子力災害合同対策協議会	一時移転指示の共有 各自治体の対応状況を報告	防災センター室（ＴＶ会議）

訓練情報

警戒事態該当事象発生連絡【地震情報（第1報）】

発信者；中国電力（株）島根原子力発電所

発信日；2025年2月6日（木）

件名 警戒事態該当事象発生連絡の補足

① 地震発生前のプラント状況

- 1号機 廃止措置中
- 2号機 〔 運転中 ・ 起動操作中 ・ 停止操作中 ・ 停止中 〕
- 3号機 建設中

② 発生事象

2025年2月6日（木）14時00分頃、地震が発生しました。

震源地；島根県東部（島根半島）、最大震度；地名 松江市、震度 7

発電所周辺（松江市）；震度 7

発電所沿岸；津波に関する情報 〔 警報なし ・ 津波注意報 ・ 津波警報 ・ 大津波警報 〕

- ③ 地震によるプラントへの影響
- 1号機 〔 なし ・ 確認中 ・ あり （ ） 〕
- 2号機 〔 なし ・ 確認中 ・ あり （予備変圧器故障） 〕
- 3号機 〔 なし ・ 確認中 ・ あり （ ） 〕

④ 地震発生後のプラント状況

2号機 〔 変化なし ・ 自動停止 ・ 手動停止 ・ 出力変化 〕 （14時00分）

- ⑤ 主要な運転パラメータの異常 〔 なし ・ あり （ ） 〕

- ⑥ E C C S※の作動
- 2号機 〔 なし ・ あり （ ） が作動しました。 ） 〕
- ※非常用炉心冷却装置
- ~~3号機 〔 なし ・ あり （ ） が作動しました。 ） 〕~~

- ⑦ 環境への影響 〔
- 放射性物質の放出はなく環境への影響はありません。
 - 排気筒から微量の放射性物質が放出されました。
- 環境への放射能の影響については確認中です。 〕

- ⑧ 観測用地震計による観測地震加速度等 〔 検知なし ・ 確認中 ・ 検知あり 〕

発電所（基礎マット上）震度： 5強

最大加速度

1号機：水平 385 gal、鉛直 112 gal、 2号機：水平 410 gal、鉛直 115 gal

3号機：水平 372 gal、鉛直 115 gal

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり
島根2号機 水平(EL34.8m)：350gal以下、水平(EL1.3m)：140 gal以下、鉛直(EL1.3m)：70 gal以下

訓練情報

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 2 報)

2025年 2月 6日

原子力規制委員会
島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名

連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
警戒事態該当事象の発生箇所（注1）	島根原子力発電所第 1, 2, 3 号機
警戒事態該当事象の発生時刻（注1）	2025年 2月 6日 14時00分（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注1）	外的な事象による原子力施設への影響
発生事象と対応の概要（注2）（注3）	（対応日時、対応の概要） 14:00 松江市 震度7地震発生 2号機 原子炉自動スクラム（地震大） 予備変圧器故障に伴い一部外部電源喪失（66kV） 14:05 保安確認開始 2号機原子炉建物西側および南側へのアクセスルート他、複数の通行不可箇所を確認 【電源（2号機）】 外部電源（220kV）から受電中 【注水、除熱（2号機）】 常用給復水系による原子炉の循環冷却中 《1号機、3号機》 プラント影響は確認中
その他の事項の対応（注4）	14:02 緊急時警戒体制発令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所2号機 水平（EL1.3m）：140gal以下、水平（EL34.8m）：350gal以下、鉛直（EL1.3m）：70gal以下

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数※（水平方向、鉛直方向）を記載する。

※ 基礎マット上の最大加速度

（注4）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

訓練情報

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 3 報)

2025年 2月 6日

原子力規制委員会
島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
警戒事態該当事象の発生箇所（注1）	島根原子力発電所第 1, 2, 3 号機
警戒事態該当事象の発生時刻（注1）	2025年 2月 6日 14時00分（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注1）	外的な事象による原子力施設への影響
発生事象と対応の概要（注2）（注3）	（対応日時、対応の概要） 14:00 松江市 震度7地震発生 2号機 原子炉自動スクラム（地震大） 予備変圧器故障に伴い一部外部電源喪失（66kV） 16:00 保安確認パトロール終了 2号機原子炉建物西側および南側へのアクセスルート他、複数の通行不可箇所を確認（18:00 2号機原子炉建物西側へのアクセスルート復旧見込み） 【電源（2号機）】 外部電源（220kV）から受電中 【注水、除熱（2号機）】 常用給復水系による原子炉の循環冷却中 《1号機、3号機》 プラント影響なし
その他の事項の対応（注4）	14:02 緊急時警戒体制発令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所2号機 水平（EL1.3m）：140gal以下、水平（EL34.8m）：350gal以下、鉛直（EL1.3m）：70gal以下

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数※（水平方向、鉛直方向）を記載する。

※ 基礎マット上の最大加速度

（注4）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

訓練情報

特定事象発生通報（原子炉施設）

（ 第 報 ）

2025年 2月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

第10条通報

■第10条事象発生
■第15条事象発生

通報者名 _____
連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第2号機
特定事象の発生時刻	2025年 2月 日 13時00分（24時間表示）
発生した特定事象の概要	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 特定事象の種類 *■SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *■GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *□GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分間以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、建設中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り（_____ s⁻¹ → _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値：_____ μGy/h → 5 μGy/h 以上、No. _____） その他 モニタリングポスト2箇所以上において5 μSv/h以上を検出
その他特定事象の把握に参考となる情報	○：○ 緊急時非常体制発令 （○：○ SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ） ○：○ 緊急時特別非常体制発令 （○：○ GE22 原子炉注水機能の喪失） ○：○ 炉心損傷確認（GE28）
	（当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上^{*1}の地震が発生した場合） ※1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度^{*2} [発生日時： 2025年 2月 6日 14時 00分（24時間表示）] 確認中、検知なし、検知あり（水平方向： 410 gal、鉛直方向 115 gal） ※2 基礎マット上の最大加速度

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所2号機 水平（EL1.3m）：140gal以下、水平（EL34.8m）：350gal以下、鉛直（EL1.3m）：70gal以下

訓 練

要 請

令和7年2月6日14時10分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

2月6日14時00分に発生した島根県東部を震源とする地震は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立の必要な体制をとるとともに、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始めるよう要請する。

訓 練

指 示

令和 7 年 2 月 X + 2 日 1 5 時 1 0 分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力災害対策本部長 石破 茂

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所の U P Z のうち、島根県松江市古江地区、生馬地区、島根地区、出雲市今市地区、高松地区、四絡地区、川跡地区、安来市島田地区、雲南市木次地区、鳥取県米子市崎津地区及び境港市境地区、上道地区の住民は、一時移転の準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所の U P Z のうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

【島根県】

区分	市町村名	地区名
U P Z	松江市	古江地区、生馬地区、島根地区
	出雲市	今市地区、高松地区、四絡地区、川跡地区
	安来市	島田地区
	雲南市	木次地区

【鳥取県】

区分	市町村名	地区名
U P Z	米子市	崎津地区
	境港市	境地区、上道地区

訓 練

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	島根県松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県米子市、境港市
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和 年 月 日 時 分
	発生場所 中国電力株式会社島根原子力発電所2号機
	発生場所の天候状況 晴れ
	放射線等の状況 排 気 筒 モ ニ タ の 値 : 異常なし モ ニ タ リ ン グ ポ ス ト の 値 : 異常なし
	被害状況 : 令和 年 月 日 時 分 原子炉注水機能喪失のおそれ (10条事象) 令和 年 月 日 時 分 原子炉注水機能の喪失 (15条事象)
	その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(令和 年 月 日 時 分の指示) ・中国電力株式会社島根原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、避難の準備が整うまでの間は屋内退避し、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。 ・同発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避すること。 ・屋内退避にあたって、地震の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等すること。 ・同発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

	(令和 年 月 日 時 分の指示) ・中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZのうち、島根県松江市古江地区、生馬地区、島根地区、出雲市今市地区、高松地区、四絡地区、川跡地区、安来市島田地区、雲南市木次地区、鳥取県米子市崎津地区及び境港市境地区、上道地区の住民は、一時移転の準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。 ・同発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。 ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
--	--

令和7年2月X+2日15時10分

訓練

指 示

令和7年2月X+2日15時10分

別紙 あて

原子力災害対策本部長 石破 茂

中国電力株式会社島根原子力発電所2号機からの放射性物質の放出の状況を踏まえて、OILに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はOIL1若しくはOIL2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

OIL1又はOIL2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類を装着すること。なお、マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用すること。

OIL1又はOIL2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、再放出に備え携行すること。また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、再放出に備え携行すること。

(別紙)

【各指定行政機関の長】

内閣総理大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官
金融庁長官
消費者庁長官
総務大臣
消防庁長官
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
文化庁長官
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通大臣
国土地理院長
気象庁長官
海上保安庁長官
環境大臣
原子力規制委員会委員長
防衛大臣

【関係自治体の長】

島根県知事
鳥取県知事
松江市長
出雲市長
安来市長
雲南市長
米子市長
境港市長

- 松江市古江、生馬地区住民は島根県大田市の避難先(計24施設から割当)へ一週間程度内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査場所で避難退域時検査等を実施。
- 社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち特別な配慮が必要な者は広域福祉避難所へ避難。

1. 避難等対象者数(2地区合計)

○地区人口

総数	5,672人
----	--------

○要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)

松江市 古江・生馬地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の児童等	引渡し完了	
2. 医療機関・社会福祉施設の 入所者等	324人	324人
3. 在宅の避難行動要支援者	482人	75人

避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両	
	対象 人数	必要 台数	対象 人数	必要 台数	対象 人数	必要 台数
松江市 古江・ 生馬地区	838人	25台	132人	11台	101人	9台

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数

※車いす・ストレッチャー車両は1台の車両が、7日間、1日あたり2往復(14往復)することと算定。また、不測の事態に備えそれぞれ1台ずつ予備車両を加算。

※必要台数については、確保済み



- 松江市島根地区住民は奥出雲町の避難先(計21施設から割当)へ一週間程度内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査場で避難退域時検査等を実施。
- 在宅の避難行動要支援者のうち特別な配慮が必要な者は広域福祉避難所へ避難。

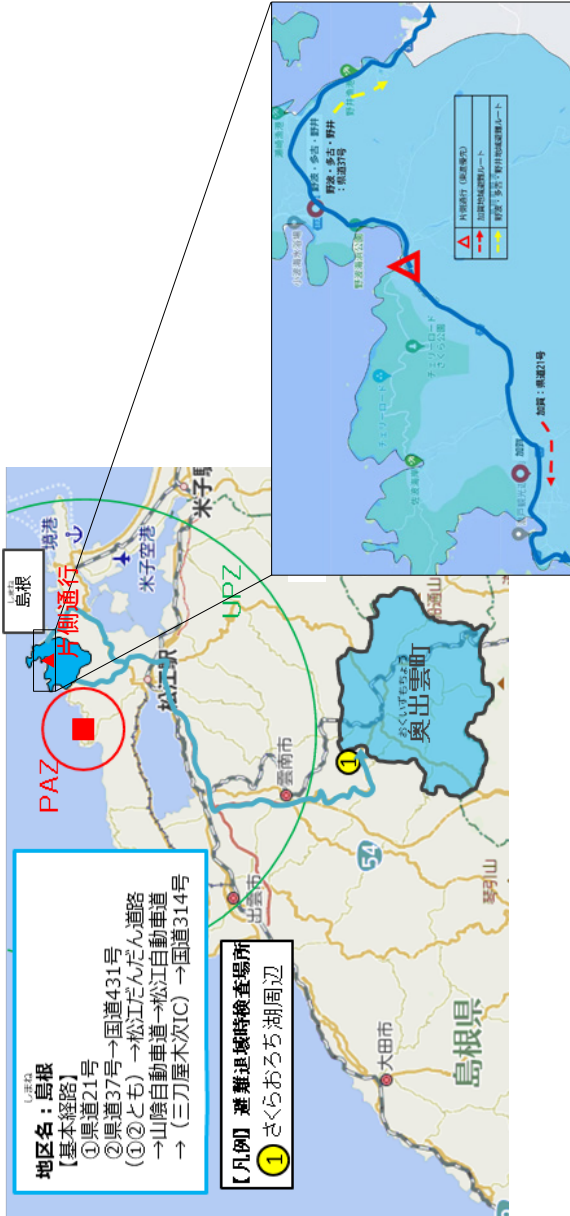
1. 避難等対象者数

○地区人口

総数	2,050人
----	--------

○要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)

松江市 島根地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の児童等	引渡し完了	
2. 医療機関・社会福祉施設の 入所者等	33人	33人
3. 在宅の避難行動要支援者	235人	93人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両	
	対象 人数	必要 台数	対象 人数	必要 台数	対象 人数	必要 台数
松江市 島根地区	223人	7台	47人	5台	6人	2台

避難元	避難先	
	奥出雲町	避難経由所：2施設 避難所：14施設 広域福祉避難所：7施設
島根地区		

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数
※車いす・ストレッチャー車両は1台の車両が、7日間、1日あたり2往復(14往復)することで算定。また、不測の事態に備えそれぞれ1台ずつ予備車両を加算。
※必要台数については、確保済み

- 出雲市今市、高松、四絡、川跡地区住民は広島県内の3市(廿日市市、呉市、広島市)の避難先(計297施設から割当)へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査場所での避難退域時検査等を実施。
- 社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち特別な配慮が必要な者は広域福祉避難所へ避難。

1. 避難等対象者数(4地区合計)

○ 地区人口

総数	34,541人
----	---------

○ 要配慮者及びその支援者数
(上記地区人口との重複有)

出雲市 4地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の 児童等	下校完了	
2. 医療機関・社会 福祉施設の入所 者等	941人	941人
3. 在宅の避難行動 要支援者	958人	958人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両	
	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数
出雲市 4地区	4,400人	127台	654人	48台	333人	25台

避難元	避難先
今市 地区	広島県 廿日市市 避難経由所: 5施設 避難所: 30施設 広域福祉避難所: 1施設
高松 地区	広島県 呉市 避難経由所: 1施設 避難所: 52施設 広域福祉避難所: 8施設
四絡・ 川跡 地区	広島県 広島市 避難経由所: 25施設 避難所: 97施設 広域福祉避難所: 109施設

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数 ※車いす・ストレッチャー車両は1台の車両が、7日間、1日あたり2往復(14往復)することで算定。
※必要台数については、確保済み また、不測の事態に備えそれぞれ1台ずつ予備車両を加算。

- 安来市島田地区住民は岡山県美作市の避難先(18施設から割当)へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査場所(一時集結所)で避難退域時検査等を実施。
- 在宅の避難行動要支援者のうち特別な配慮が必要な者は広域福祉避難所へ避難。

1. 避難等対象者数

○地区人口

総 数		2,542人
要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)		
安来市 島田地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の 児童等	下校完了	
2. 医療機関・社会福 祉施設の入所者等	0人	0人
3. 在宅の避難行動要 支援者	108人	108人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャ車両	
	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数
安来市 島田地区	255人	8台	13人	2台	0人	0台

避難元	避難先	
島田地区	岡山県 美作市	避難経由所: 2施設 避難所: 12施設 広域福祉避難所: 6施設

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数

※車いす車両は1台の車両が、7日間、1日あたり2往復(14往復)することで算定。また、不測の事態に備え1台予備車両を加算。

※必要台数については、確保済み

- 雲南市木次地区住民は広島県三原市の避難先(11施設から割当)へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査場所での避難退域時検査等を実施。
- 社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち特別な配慮が必要な者は広域福祉避難所へ避難。

1. 避難等対象者数

○ 地区人口

総数		2,933人
○ 要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)		
雲南市 木次地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の 児童等	下校完了	
2. 医療機関・社会福 祉施設の入所者等	5人	5人
3. 在宅の避難行動要 支援者	105人	149人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両		避難元	避難先	
	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数		広島県 三原市	避難経由所: 2施設 避難所: 9施設 広域福祉避難所: 7施設
雲南市 木次地区	304人	9台	7人	2台	0人	0台	木次地区		

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数
※車いす車両は1台の車両が、7日間、1日あたり2往復(14往復)することで算定。また、不測の事態に備え1台予備車両を加算。
※必要台数については、確保済み

- 米子市崎津地区住民は鳥取県倉吉市及び鳥取市の避難先(9施設から割当)へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。

1. 避難等対象者数

○ 地区人口

総 数	2,818人
-----	--------

○ 要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)

米子市 崎津地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の 児童等	下校完了	
2. 医療機関・社会福 祉施設の入所者等	194人	194人
3. 在宅の避難行動要 援者	69人	69人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両	
	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数
米子市 崎津地区	262人	8台	95人	7台	27人	2台

避難元	避難先
崎津地区	倉吉市 鳥取市
	避難所: 8施設 避難所: 1施設

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数
※車いす・ストレッチャー車両は1台の車両が、7日間、1日あたり往復(14往復)することを想定
※必要台数については、確保済み

- 境港市境、上道地区住民は鳥取県鳥取市の避難先(45施設から割当)へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、配布対象住民等に緊急配布所(一時集結所)で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集結所に集まり、県が手配した車両(バス)で一時移転を実施。

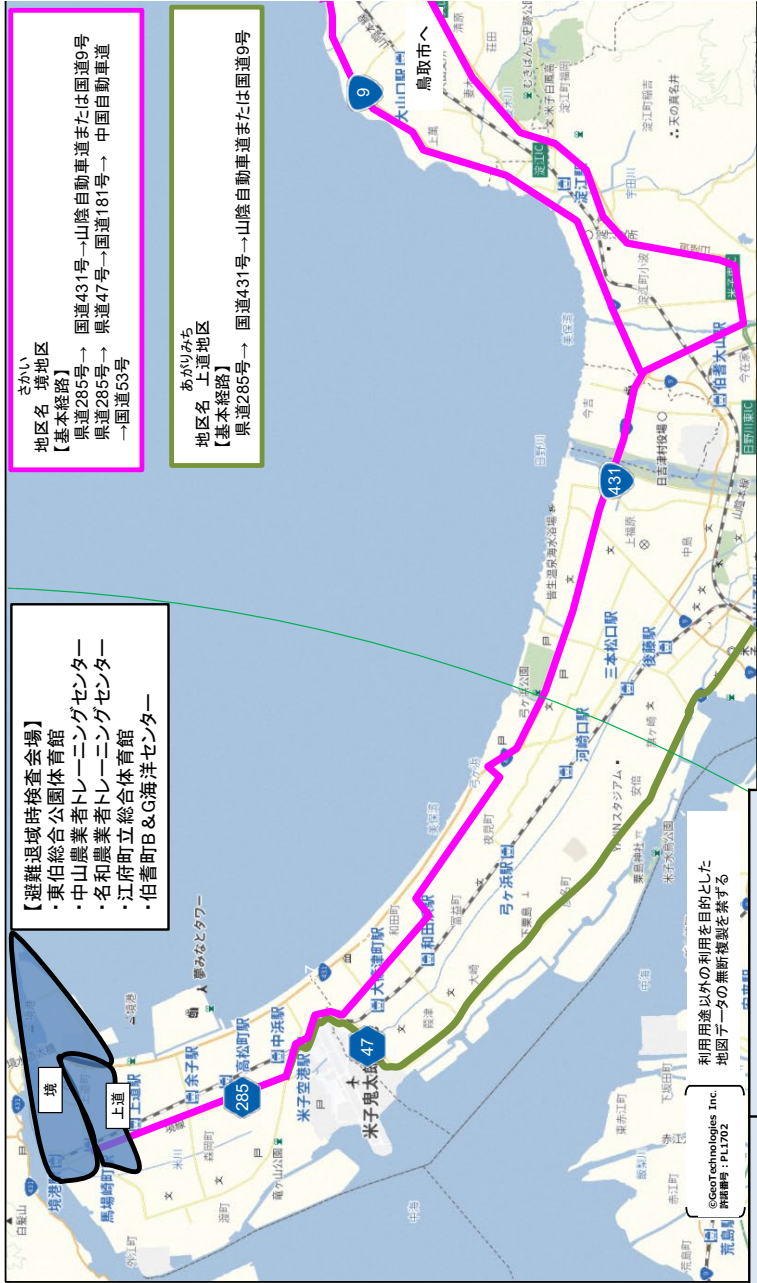
1. 避難等対象者数

○ 地区人口

総 数	9,134人
-----	--------

○ 要配慮者及びその支援者数(上記地区人口との重複有)

境港市 境地区、上道地区	対象者	支援者等
1. 学校・保育所の 児童等	下校完了	
2. 医療機関・社会福 祉施設の入所者等	340人	340人
3. 在宅の避難行動要 援者	182人	182人



避難手段 確保状況	バス		車いす車両		ストレッチャー車両		避難元	避難先	
	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数	対象人数	必要台数		境地区	避難所:32施設
境港市 2地区	879人	26台	32人	3台	4人	1台	境地区	鳥取市	避難所:13施設

※対象人数、必要台数はいずれも見込み数
※車いす・ストレッチャー車両は1台の車両が、7日間、1日あたり往復(14往復)することを想定
※必要台数については、確保済み

Ⅲ 訓練評価報告書

令和6年度 島根県原子力防災訓練 実施結果の概要

島根県防災部原子力安全対策課
令和7年3月

令和6年度原子力防災訓練の概要

【訓練目的】

- (1) 緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。
- (3) 訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める。

【今年度の重点項目】

地震災害との複合災害時における対応能力の向上

- 半島部における孤立発生を想定した巡視船艇を使用した住民避難
- 道路寸断を想定した代替避難ルートを使用した住民避難
- 自宅の損壊等を想定した指定避難所での屋内退避
- 地震対応と連携した初動対応等 ※県総合防災訓練（図上訓練）と一部合同で実施

【参加機関・参加者数】計 111機関 約4,840名（うち住民約1,270名）

（主な参加機関）

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、海上保安庁、中国電力（株） 他

【主な訓練項目】

実施日	参加機関・参加者	主な訓練項目
11/16 11/23	27機関・約820名	緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練
2/6	77機関・約880名	初動対応訓練、緊急時モニタリング訓練

10/9 実動組織による避難措置訓練（約50名） 11/13、18 社会福祉施設の避難措置等訓練（約230名）
 11/9 病院の避難措置等訓練（約20名）

各訓練実施日一覧

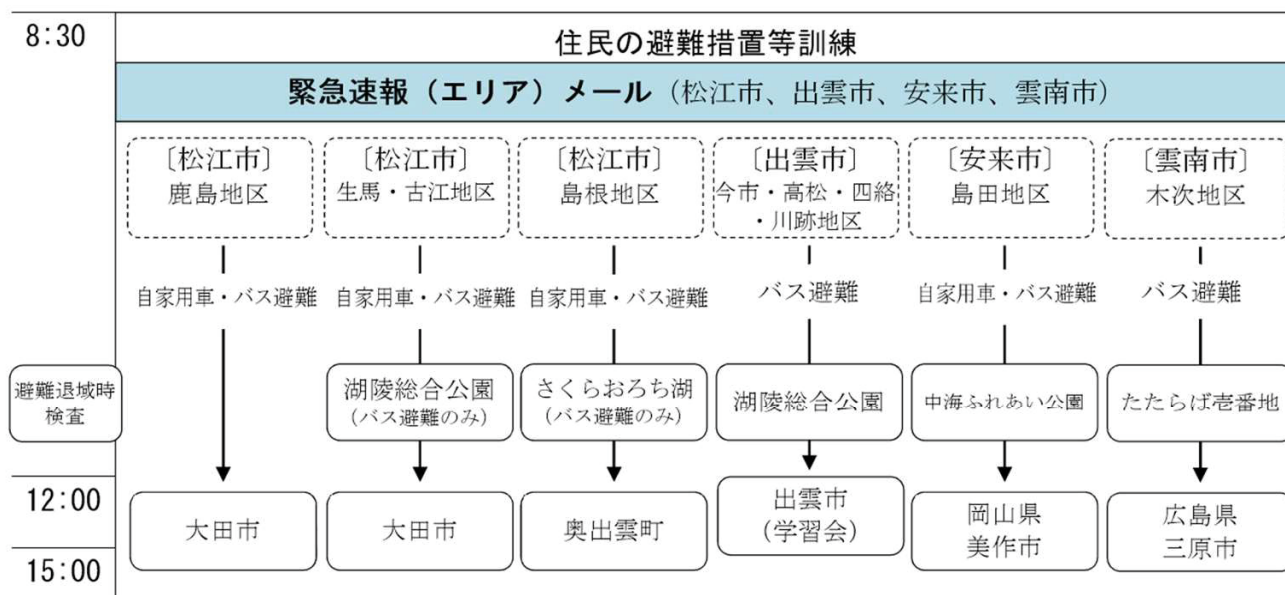
訓練項目	11/16 (土) 11/23 (土)	2/6 (木)	備考
初動対応訓練		○	
緊急速報（エリア）メール等による広報訓練	○		
住民の避難措置等訓練	○		
避難退域時検査訓練	○		
緊急時モニタリング訓練		○	7/31 実施 ※
実動組織による避難措置訓練			10/9 実施
学校の避難措置等訓練			11/7 実施
保育所等の避難措置等訓練			11/7 実施
避難誘導・交通規制等訓練	○		
社会福祉施設の避難措置等訓練			11/13, 18 実施
病院の避難措置等訓練			11/9 実施
原子力災害医療訓練（鳥取県と合同で実施）	○		11/16 実施

※2/6の訓練に向けた「測定・採取班実動訓練」を実施

住民避難訓練項目

11月16日（土）、23日（土）

※雲南市のみ11月23日（土）に実施



初動対応訓練項目

	地震	原子力	緊急時モニタリング訓練
9:00 ～ 12:00	情報収集や実動組織の救助リソースを半島部に集結させるための手順を検証	能登半島地震における志賀原子力発電所と同様に原子力災害に至らない初期段階の対応手順を検証	
13:00 ～ 16:30	救助リソースを投入し、救助・避難等を行う手順を検証	(事象スキップ) 地震による指定避難所等への避難等が行われている状況下で、放射性物質の放出があった場合のU P Z住民避難等の手順を検証（2県6市合同）	

総合防災訓練（図上訓練）

原子力防災訓練（初動対応訓練）

訓練実施場所



令和6年度原子力防災訓練の様子



初動対応訓練(2/6)



県災害対策本部会議(2/6)



被害情報の収集(2/6)



船舶による避難訓練(10/9)



病院の避難措置等訓練(11/9)



原子力災害医療訓練(11/16)



社会福祉施設の避難措置等訓練(11/13)



社会福祉施設の避難措置等訓練(11/13)



緊急時モニタリング訓練(2/6)



避難退域時検査①(11/16)



避難退域時検査②(11/16)



避難退域時検査③(11/16)

令和6年度原子力防災訓練の様子（各市実施分）



代替ルート迂回(松江市訓練)



避難所受付(松江市訓練)



避難所炊き出し(松江市訓練)



緊急退避所運営(松江市訓練)



学習会(出雲市訓練)



避難経由所(安来市訓練)



避難所運営(安来市訓練)



屋内退避訓練(雲南市訓練)



避難所運営協議(雲南市訓練)

2. 各訓練項目の概要

令和6年度原子力防災訓練の重点項目

令和6年度訓練では「地震災害との複合災害時における対応能力の向上」を重点項目とし
 (1)～(4)の訓練を実施

(1) 半島部における孤立発生を想定した巡視船艇を使用した住民避難	
概要	島根半島部沿岸地域にて孤立地区を想定し、「島根地域の緊急時対応」に記載のある漁港を利用して、海上保安庁の船舶による海路避難訓練を実施した。
成果	- 原子力災害時の避難方法は、自家用車やバス等での陸路避難を基本としているが、自然災害との複合災害を想定して、海上保安庁の支援を得て避難の補完的な手段である海路での避難手順の確認ができた。 - 船舶避難訓練としては初めて地域住民の方々にご参加いただき、自然災害との複合災害時において、陸路が使用できない場合の補完的な手段である海路避難の流れや、原子力防災対策について理解を深めていただいた。
今後の方針	- 実動組織による補完的な避難手段については、今後も手段の多様化や運用について検討していく必要がある。 国、県、市、実動組織が連携した避難体制について、住民等避難の実効性を向上させるため、引き続き関係機関と連携した実動での訓練を実施していく。

(2) 道路寸断を想定した代替避難ルートを使用した住民避難

概要	- 住民避難訓練において、地震との複合災害を想定し、避難ルート上に道路寸断想定箇所を設定。主となる避難ルートが使用できない場合に、看板及び警察官による誘導によりう回路・代替ルートでの避難を住民実動で実施。 - また、避難ルートマップ上においても通行不能想定箇所を反映させ、住民への広報も実施した。
成果	大きな混乱なく住民に対するスムーズな誘導及び避難ルートマップによる住民への広報が掲載できた。
今後の方針	実災害を想定すると、迅速な道路寸断箇所等の通行不能箇所を把握することが求められることから、道路管理者等との情報共有を緊密にし、迅速にう回路・代替避難ルートを選定・広報することが重要となる。併せて道路啓開・救助といった実動組織等との連携も深化させるよう訓練等を継続していく。

1

(3) 自宅の損壊等を想定した指定避難所での屋内退避

概要	住民が地震との複合災害時に、地震によって自宅の損壊等が発生し、身の安全を守るため指定避難所に避難した想定で屋内退避訓練を実施。指定避難所等での屋内退避の考え方や気密性を高めるための窓や扉の戸締りや養生、また避難所での生活環境構築等を実施。
成果	避難所での複合災害時の対応手順が確認でき、参加住民へ複合災害時の避難想定や屋内退避について理解を深めることができた。
今後の方針	指定避難所等での屋内退避について、被ばくを防ぐために、住民へ複合災害時の防護措置の考え方などの周知、広報を実施していく。

1

(4) 地震対応と連携した初動対応等

概要	- 能登半島地震を踏まえ、島根半島部で最大震度7の地震が発生した想定で実施する県総合防災訓練（図上訓練）と初動対応訓練を一部合同で実施した。 - 併せて、地震との複合災害時にU P Z住民の避難が必要になったという想定で、放射性物質放出からU P Z住民の避難開始までの関係自治体の対応を確認した。
成果	- 県総合防災訓練（図上訓練）と共通の想定で地震対応と原子力対応の関係者が合同で訓練を実施したことで、発災時における両者の情報共有や連携した対応を実施することができた。 - また、複合災害発生時における関係自治体が連携した対応手順について、通信連絡等を通じて確認することができた。
今後の方針	大きな課題等はなかったが、発電所の状況を迅速かつ住民へ分かりやすく伝えるための広報文案の検討や、自然災害対応と原子力発電所対応の情報連携の強化手段の検討など、訓練で得られた成果や教訓を関係機関と共有し、自然災害との複合災害発生時における対応能力の向上を図っていく。

1

各訓練項目別結果

(1) 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練

概要	原子力災害時における避難指示等を住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メールサービス等の広報手段を活用した広報訓練を実施した。
成果・今後の方針	- 松江市・出雲市・安来市の3市においては、島根県総合防災システムによりエリアメールを発出する運用となっているが、アメリカのクラウドサービスを提供する企業のシステム障害により島根県総合防災システムにおいて訓練の前日に一時的な不具合が生じていたため、エリアメール発信においてシステムを利用した一括送信をせず、各携帯キャリアへ依頼する形式で送信する形式をとった。 - 通常の運用とは異なるものの、システムによる一斉送信ができない場合の手順確認であっても問題なく対応できることが確認できた。※当該システムの不具合は、障害が生じた当日（11月15日）中に解消済み。

(2) 実動組織による避難措置訓練

概要	島根半島部沿岸地域にて孤立地区を想定し、「島根地域の緊急時対応」に記載のある漁港を利用して、海上保安庁の船舶による海路避難訓練を実施した。
成果・今後の方針	- 船舶避難訓練としては初めて地域住民の方々にご参加いただき、自然災害との複合災害時において陸路が使用できない場合の補完的手段である海路避難の流れや、原子力防災対策について理解を深めていただいた。 - また、実動組織と連携した訓練を継続して実施することで、防災業務関係者の防災技術の習熟や実動組織による支援内容の確認等を行っていく。

1

各訓練項目別結果

(3) 住民の避難措置等訓練・避難退域時検査訓練

概要	O I L 判断に基づく住民避難訓練を実施するとともに、U P Z 住民の避難時に実施する避難退域時検査の訓練を実施した。住民実動による避難を実施し、避難先自治体の協力のもと、避難経路所・避難所運営訓練を実施した。また、参加住民の原子力防災に関する理解促進のため、原子力防災に関する学習会を実施した。
成果・ 今後の方針	➤ 今年度は松江市・出雲市において県内避難。安来市、雲南市において県境を越えた住民避難訓練を実施した。 ➤ 安来市は県外への自家用車による住民避難を初めて実施したことに加え、またPAZ地区においても89台の自家用車避難を実施した。全体を通して4市とも円滑な住民避難訓練を実施することができた。 ➤ また、避難元自治体及び避難先自治体は、相互で受け入れ手順等について確認するとともに、避難先自治体には避難経路所・避難所の運営についての理解を深めていただくことができた。 ➤ 引き続き、県外を含めた広域避難訓練を実施することにより、避難先自治体の受け入れ体制・手順等を確認していただくとともに、岡山県及び広島県とも連携し、住民避難の円滑化に取り組んでいく。 ➤ 避難退域時検査では、中海ふれあい公園で島根県、中国電力（株）、陸上自衛隊、島根県診療放射線技師会などから計44名が参加し、検査手順の確認を行った。 ➤ 今回の訓練では、避難退域時検査会場における自家用車を含めた車両検査及び住民検査に関して、滞りなく実施できた。 ➤ また、訓練参加住民の方に、避難時において受検が必要な避難退域時検査の一連の流れを見学、体験いただくことで、避難退域時検査について理解を深めることができた。 ➤ 避難退域時検査を含めた原子力防災及び避難計画について、訓練や広報などを通じて引き続き住民へ周知していく。

1

各訓練項目別結果

(4) 学校等の避難措置等訓練

概要	原子力災害時における児童・生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、各県立学校及び関係4市教育委員会等との間で情報伝達訓練を行うなど、緊急時の対応手順を確認した。
成果・ 今後の方針	➤ 訓練当日、メールにアクセスできない状態となり、訓練通報を開始予定時刻に送信できなかったが、FAX一斉送信により実施することができた。 ➤ 各県立学校及び関係4市教育委員会等から、おおむね想定時間内に対応状況の報告を受けることができ、毎年訓練を実施してきた効果が見られた。 ➤ U P Z 内の県立学校においては、昨年度に引き続き保護者への連絡訓練を実施し、対応手順の確認等を行った。また、各校に配備している災害時優先携帯電話も活用することができた。 ➤ 学校現場では、人事異動等により新たな担当となる職員もいるなか、各学校のマニュアル等で定める対応手順を再確認する機会となることから、今後も引き続き訓練を実施していく。

(5) 保育所等の避難措置等訓練

概要	原子力災害時における児童の避難措置等が円滑に行われるよう、関係4市保育担当課、私立幼稚園及び認可外保育施設（松江市内除く）との間で情報伝達訓練を行い、緊急時の対応手順を確認した。
成果・ 今後の方針	➤ 指定した時間までに関係4市保育担当課、私立幼稚園及び認可外保育施設（松江市内除く）から報告があった。また、一部の認可外保育施設において保護者への連絡訓練を実施された。引き続き施設から保護者への連絡訓練を実施していただくなど、より実効性の向上に資する訓練を行う。

1

各訓練項目別結果

(6) 社会福祉施設の避難措置等訓練

概要	全面緊急事態を想定し、P A Z内の社会福祉施設1箇所（介護老人福祉施設ゆうなぎ苑、放射線防護設備の稼働を含む）、U P Z内の社会福祉施設1箇所（特別養護老人ホームやすぎの郷）で屋内退避・避難手順などを確認する訓練を実施。昨年度から、他施設の見学者受け入れを実施しており、実際の訓練を見てもらうことで、見学者の施設での避難について考えていただいた。また、健康福祉部所管の県内社会福祉施設に対する通信連絡訓練を実施した。
成果・今後の方針	➢ 避難措置等訓練では、施設職員が各施設の避難計画に沿って屋内退避及び避難誘導等に取り組み、原子力災害時における役割・手順確認及び避難計画の確認を行うことができた。 ➢ また、訓練見学の成果として、見学者にも訓練内容を共有できたこと、訓練参加者と見学者等で意見交換ができたこと、などの効果があった。 ➢ 一方で、人員や避難車両の確保等について不安を感じるといった意見もあったことから、引き続き社会福祉施設における訓練を実施し、原子力防災について知識を深め、避難計画の実効性を高める取り組みを行っていく。

(7) 病院の避難措置等訓練

概要	鹿島病院において、屋内退避訓練、入院患者の避難先調整訓練、避難誘導訓練を実施した。
成果・今後の方針	➢ 災害時における院内対策本部の各班の役割の確認、転院調整のための患者情報の集約、院内及び県との情報伝達、放射線防護設備の稼働手順の確認、患者の避難誘導などを実施した。 ➢ また、中国電力（株）と連携し、福祉車両を用いた患者搬送や協定に基づく物資供給について手順の確認ができた。 ➢ 他施設からの見学者8名を受け入れ、訓練実施施設以外の職員と訓練内容を共有し、今後の訓練実施の参考にしてもらうことができた。 ➢ 入院患者の転院調整について、より具体的なシミュレーションを行うなど、引き続き避難計画の実効性を高める取り組みを行っていく。

1

各訓練項目別結果

(8) 原子力災害医療訓練

概要	島根県立中央病院において、被ばく傷病者の搬送先調整訓練及び受入訓練を実施した。
成果・今後の方針	➢ 県、消防、病院の間で情報伝達を行い、被ばく傷病者の搬送先調整手順の確認を行ったほか、資機材の用意や施設の養生など、受入に必要な準備を確認できた。 ➢ また、鳥取県の原子力災害医療派遣チームの支援を受け、協働して患者の処置を実施することができた。 ➢ 5年ぶりの訓練であったが、多くの関係機関が参加し、充実した訓練となった。今後も訓練を通じて連携を深めていくとともに、より効率的な搬送先調整手順を検討するなど、被ばく傷病者の受入体制のさらなる強化に向けた取り組みを実施していく。

(9) 避難誘導、交通規制等措置訓練

概要	住民の避難措置等訓練に合わせ、避難退域時検査会場及び交通混雑が予想される主要交差点に警察官を配置し、検査会場の混乱防止対策、避難車両・避難バスの誘導及び停電時における信号機運用訓練を実施した。 また、交通管制システムによる避難誘導システムの作動訓練及び交通情報板表示訓練を実施した。
成果・今後の方針	➢ 本訓練において、避難誘導及び停電時における信号機の稼働手順を確認することができた。 ➢ また、避難誘導システムの作動訓練及び交通情報板表示訓練を行い、作動要領の確認及び避難誘導システム、交通情報板が正常に作動することを確認できた。 ➢ 今後も住民を安全かつ円滑に避難させるための体制を確保するため、関係機関と連携し、訓練を繰り返し実施していく。

1

各訓練項目別結果

(10) 初動対応訓練

概要

能登半島地震を踏まえ、島根半島部で最大震度7の地震が発生した想定で実施する県総合防災訓練（図上訓練）と、地震により警戒事態に該当したが、原子力施設に重要な故障等は発生していない想定での初動対応訓練を一部合同で実施した。併せて、地震との複合災害時にUPZ住民の避難が必要になったという想定で、放射性物質放出からUPZ住民の避難開始までの関係自治体の対応を訓練した。

成果・ 今後の方針

- 地震対応と連携しながら、原子力発電所の事故に備えた対応が必要な最初期の段階において、実時間で進行していく訓練を初めて実施し、対応手順の確認ができた。
- 複合災害時における自治体等関係機関が連携した初動対応について、通信連絡を通じて確認できたほか、国及び関係自治体との会議等、事態の進展に応じた活動を行うことができた。
- 訓練の大部分において、要員へ事前に詳細なシナリオを開示しないブラインド形式の訓練を実施し、より実践的な対応を訓練することができた。
- 今後は、発電所の状況を迅速かつ分かりやすく住民へ伝えるための広報文案の検討や、自然災害対応と原子力発電所対応の情報連携の強化手段を検討していく。

1

各訓練項目別結果

(11) 緊急時モニタリング訓練

概要

地震発生後、警戒事態となり県モニタリング本部を立ち上げることになったとの想定の下、原子力環境センターにおいて、センター職員による初動対応から、本部要員の参集及び緊急時モニタリングの準備など緊急時モニタリングセンター（EMC）立ち上げまでの作業と、さらに全面緊急事態となり放射性物質の放出が停止して沈着後となった想定の下、EMCの島根県測定分析担当の各班による実動訓練を行った。

成果・ 今後の方針

- 地震発生直後の原子力環境センター職員による平常時モニタリングの強化などの対応や、県モニタリング本部における参集要員の受付並びに車両及び機材の養生作業を確実に実施できた。なお、EMC立ち上げ前にモニタリングポストの欠測が判明した場合の可搬型モニタリングポストの代替設置についても、指示から現地作業、帰還までの手順を確認できた。
- また、EMCの島根県測定分析担当においては、当日の天候を考慮して出勤する要員への十分な防寒対策を実施できた。総括連絡班による要員の出勤・帰還の管理、測定採取班による現場へ出勤しての走行サーベイ及び環境試料の採取・回収並びに分析班による環境試料の前処理及び分析の実動を通じて、作業手順を確認できた。
- 今後、訓練を通じて得られた要員からの意見も踏まえ、資機材の更新、各種マニュアルの充実などを図っていく。

1

各市の原子力防災訓練結果

松江市原子力防災訓練

概要

- ・ 2 県 6 市の合同訓練として、1 1 月 1 6 日には、P A Z を含む鹿島地区、生馬地区、古江地区及び島根地区を対象に地区住民の広域避難（鹿島地区、生馬地区及び古江地区から自家用車及びバスにより大田市へ、島根地区から自家用車及びバスにより奥出雲町へ）、避難経路所・避難所の運営訓練等を実施した。
- ・ また、防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS、Yahoo！防災速報などによる住民への広報活動訓練を実施した。
- ・ 2 月 6 日には大規模な地震の発生と原子力発電所の事故との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練、学校、保育施設、公民館、町内会・自治会連合会、消防団や市所管の観光施設等への情報伝達訓練等を実施した。
- ・ 市独自訓練として、1 0 月 1 9 日には、P A Z の市立幼稚園・小学校・中学校を対象として園児・児童・生徒の保護者への引渡し及び緊急退避所への緊急退避訓練を実施した。

成果・ 今後の方針

- 地区住民の広域避難訓練については、各地区において、自家用車及びバスによる避難を実施することで、避難元地区での一時集結所の運営手順、避難経路所・避難所の運営手順等、広域避難計画、避難先自治体の受入れマニュアルに定められた手順等を確認することができた。今年度は自家用車89台による避難を実施し、短時間に避難車両が集中した場合の避難経路所・避難所の運営についても確認できた。
- また、避難先自治体の地元住民にも避難経路所運営、避難所運営訓練に参加いただき、住民間の交流が図られるとともに、避難先自治体の住民の広域避難受入への理解促進が図られた。
- 自家用車による訓練参加者からは、避難中のトイレ等の周知、避難経路所から避難所までの誘導、避難所内での誘導等の意見があったため、住民目線の課題の抽出や行政支援のあり方を検討していくとともに、継続的に広域避難訓練を行うことで、職員の対応力向上、避難先自治体との受入マニュアルに基づく連携及び住民への避難計画の周知を図っていく。
- 初動対応訓練、災害対策本部設置運営訓練では、地震発生初期の警戒事態、一時移転見込み地区特定後、O I L 2 基準超過時の対応手順を確認できた。今後とも、実災害時を意識した、より実践的な訓練となるよう改善を図っていく。
- 市独自訓練においては、学校等や緊急退避所での生徒等の引渡し手順を確認するとともに、保護者に原子力防災学習会を行い、原子力事故発生時の学校等の対応についての理解促進が図られた。

各市の原子力防災訓練結果

出雲市原子力防災訓練

概要

- ・ 10月9日には、島根県、境海上保安部と合同で、島根半島沿岸地域にて孤立地区の発生を想定し、住民参加のもと船舶による海路避難訓練を実施した。
- ・ 11月16日の住民避難訓練では、地震で被災し、指定避難所に避難している際に原子力災害が発生し、市内4地区（今市・高松・四路・川跡）に一時移転指示が出たとの想定のもと、一時集結所から避難退域時検査会場までバスで移動し、避難退域時検査の後、原子力防災学習会を実施した。
- ・ また、住民避難訓練にあわせ、緊急速報（エリア）メール、防災行政無線など複数の手段により避難広報を行う広報活動訓練を実施するとともに、4地区の一時集結所において、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を実施した。
- ・ 本年2月6日の初動対応等訓練では、大規模地震の発生と原子力発電所事故との複合災害時における初動対応訓練、災害対策本部設置運営訓練、各地区災害対策本部、消防、警察、観光施設など関係機関への情報伝達訓練を実施した。

成果・ 今後の方針

- 船舶による海路避難訓練では、天候不良のため、当初の計画どおり実施できなかったが、海路による避難手順を確認することができた。また、地域住民に複合災害時の避難の流れや原子力防災対策について理解を深めていただく機会となった。
- 住民避難訓練では、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練、避難退域時検査や原子力防災学習会を通して、原子力災害時の避難行動について地域住民の理解向上を図ることができた。一方で、実災害時の対応を不安視する意見も寄せられたため、避難計画の更なる実効性向上に繋がるよう、引き続き実践的な訓練内容を検討していく。
- 初動対応等訓練では、地震災害との複合災害時の対応手順、各部局の業務分担、情報伝達手順等を確認することができた。今後も、訓練を通して市職員の対応力向上、業務マニュアルの作成・改善を図っていく。

各市の原子力防災訓練結果

安来市原子力防災訓練

概要

- 11月16日に、地震により家屋が損壊し、自宅での屋内退避が困難な場合を想定して、指定避難所での屋内退避訓練を行った。その後、島田地区に一時移転指示が出たとの想定のもと、一時集結所運営訓練や安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練を行ったほか、岡山県美作市への広域避難訓練（避難経路所運営訓練・避難所運営訓練）や原子力防災学習会を実施した。
- また、住民に対する情報伝達として、緊急速報（エリア）メール、行政告知放送、SNS、ホームページなど複数の手段による広報活動訓練を実施するとともに、一時集結所及び避難退域時検査会場周辺において、警察による避難者や避難車両の誘導訓練を実施した。
- 2月6日には、初動対応訓練として、大規模な地震と原子力災害との複合災害時における関係機関との通信連絡訓練や災害対策本部訓練、学校や観光施設、消防団等に対する情報伝達訓練を実施した。
- 災害対策本部訓練では、中国電力(株)からプラント状況について説明を受けたほか、OIL2基準超過に伴う各部署の対応等についての検討・確認を行った。

成果・今後の方針

- 災害対策本部訓練では、OIL2基準超過に伴う市の対応についての検討・確認を行い、市職員の対応力向上を図ることができた。今後も大規模地震と原子力災害の複合災害に適切に対応するために、より実践的な訓練を繰り返し行う必要がある。
- 屋内退避訓練では、外気の遮断などの屋内退避中における行動の確認や避難所における資機材の設置体験、地震対策用品の展示などを行い、地震と原子力災害との複合災害に備えた住民の防災意識の向上を図ることができた。
- 広域避難訓練では、本市として初めての自家用車避難を実施し、避難計画や避難先自治体のマニュアルに基づく一時集結所や避難経路所などにおける車両誘導や受付手順の確認ができた。
- 参加した住民からは、「今まで原子力災害が発生した場合の避難についてよく知らなかったが、訓練に参加して理解が深まった」等の意見をいただき、一定程度の成果があったと考えるが、一方で、「万が一事故が起きると大変なことになることを実感した」といった不安な声もあったことから、今後も実践的な訓練を継続して実施することで、原子力防災に対する住民の理解促進を図るとともに、避難の実効性をより一層高めていく必要がある。

各市の原子力防災訓練結果

雲南市原子力防災訓練

概要

- 11月23日に大規模な地震と原子力発電所事故の複合災害の発生を想定した屋内退避訓練と広域避難訓練を実施した。訓練では、緊急速報（エリア）メール、デジタル防災無線、雲南市安全安心メール、市公式アプリ、SNS等を活用した避難情報伝達訓練、一時集結所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を行うとともに、島根県の避難退域時検査訓練に参加した。本年度は、木次町木次地区の方に参加いただき、市で三度目となる県外への広域避難訓練を実施し、避難経路所運営訓練、避難所運営訓練及び住民学習会を広島県三原市で実施した。
- 2月6日に大規模な地震と原子力発電所事故の複合災害の発生を想定した初動対応訓練、災害対策本部運営訓練等を実施した。災害対策本部会議では、雲南市関係部局をはじめ、中国電力(株)と雲南警察署、雲南消防本部及び雲南市消防団にも参集いただき、プラント状況の説明や市内の被害状況確認などを行ったほか、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会へ参加した。

成果・今後の方針

- 11月23日については、一時集結所である木次体育館において訓練参加者の一部の方と屋内退避訓練を行った。放射性物質が大気中に放出された際の屋内退避の注意事項について参加者に説明し、扉を目張りする等の防護措置を行った。
- その後、広島県三原市への広域避難訓練を行い、広域避難時における経路・手順及び担当者の役割等を一連の流れの中で確認することができた。三度目の広域避難訓練の実施であり、訓練参加職員の配置を検討し、訓練参加者の動線を工夫したことで円滑に訓練を実施することができた。
- また、避難所では三原市による市説説明を受け、住民の避難先自治体に対する理解促進につながった。さらに、住民学習会では原子力災害の概要と対応を学習してもらうことにより、当日の訓練内容の再確認と併せて具体的に取るべき行動について理解度向上を図ることができた。
- 2月6日については、国をはじめ防災関係機関相互の通信連絡体制と、災害事象の進展にともなう対応手順の確認ができた。また、市職員の参集訓練も併せて行い、災害時の職員参集のための連絡・報告手段の確認ができた。

令和 6 年度島根県原子力防災訓練 評価結果報告書

2025 年 3 月

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ
技術・安全事業部

はじめに

本書は、島根県殿等が共催された令和 6 年度島根県原子力防災訓練を対象に訓練評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

目 次

1. 訓練評価の概要.....	1
1.1 訓練評価の対象、方法	1
2. 外部評価(第三者評価)結果.....	3
2.1 訓練方法の評価.....	3
2.2 訓練対象の評価(対象:PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)).....	3
2.2.1 松江市.....	3
2.3 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)).....	4
2.3.1 共通	4
2.3.2 出雲市	5
2.3.3 安来市.....	5
2.3.4 雲南市.....	5
2.4 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)).....	6
2.5 訓練対象の評価(対象:PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))	7
2.5.1 共通	7
2.5.2 松江市.....	7
2.5.3 安来市.....	7
2.5.4 雲南市.....	7
2.6 訓練対象の評価(対象:初動対応訓練).....	8
2.6.1 共通	8
2.6.2 島根県庁.....	9
2.6.3 松江市役所.....	9
2.6.4 出雲市役所.....	10
2.6.5 安来市役所.....	10
2.6.6 雲南市役所.....	10
2.7 訓練対象の評価(対象:緊急時モニタリング訓練)	10
3. 自己評価結果(訓練参加職員アンケート結果).....	12
3.1 訓練全体の評価結果	12
3.1.1 回答者の特徴	12
3.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果	15
3.2 訓練項目別の評価結果.....	19

3.2.1 病院の避難措置等訓練.....	19
3.2.2 社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ)	23
3.2.3 社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ)	27
3.2.4 PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	31
3.2.5 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	36
3.2.6 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)	42
3.2.7 PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)	47
3.2.8 原子力災害医療訓練.....	51
3.2.9 初動対応訓練	55
 4. 自己評価結果(訓練参加住民アンケート結果).....	 62
4.1 訓練全体の評価結果	62
4.1.1 回答者の特徴	62
4.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果	71
4.2 訓練項目別の評価結果	80
4.2.1 実動組織による避難措置訓練	80
4.2.2 広報訓練	81
4.2.3 PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布) ..	82
4.2.4 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	86
4.2.5 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)	91
4.2.6 PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)	92

1. 訓練評価の概要

1.1 訓練評価の対象、方法

令和6年10月9日(水)から令和7年2月6日(木)にかけ、計9日間にわたり実施された訓練を対象に、原子力防災に関する最新の知見を有している者による外部評価(第三者評価)及び訓練参加者等によるアンケート調査票に基づく自己評価を行った。

訓練項目別の評価の実施有無及び評価方法を表1-1に示す。

表 1-1 評価の実施有無及び評価方法(1/2)

訓練日	訓練名	外部評価 (第三者評価)	自己評価	
			訓練参加職員	訓練参加住民
10/9 (水)	実動組織による避難措置訓練	—	—	○
10/19 (土)	PAZ 内学校等の緊急退避訓練	—	—	—
11/7 (木)	保育所等・学校等の避難措置等訓練	—	—	—
11/9 (土)	病院の避難措置等訓練	—	○	—
11/13 (水)	社会福祉施設の避難措置等訓練	—	○	—
11/16 (土)	広報訓練	—	—	○
	PAZ 住民の避難措置等訓練 (一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	○	○	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	○	○	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (避難退域時検査場所開設・運営)	○	○	○
	PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練 (避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)	○	○	○
	避難誘導、交通規制等措置訓練	—	—	—
	原子力災害医療訓練	○	○	—
11/18 (月)	社会福祉施設の避難措置等訓練	—	○	—
11/23 (土)	広報訓練	—	—	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)	○	○	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)	○	○	○
	避難誘導、交通規制等措置訓練	—	—	—

【凡例】○:実施、—:未実施

表 1-1 評価の実施有無及び評価方法(2/2)

訓練日	訓練名	外部評価 (第三者評価)	自己評価	
			訓練参加職員	訓練参加住民
2/6 (木)	初動対応訓練	○	○	—
	緊急時モニタリング訓練	○	○	—

【凡例】○:実施、—:未実施

2. 外部評価(第三者評価)結果

訓練方法及び訓練対象の評価結果を以下に示す。

2.1 訓練方法の評価

今年度訓練も、初動対応等訓練と避難措置等訓練をそれぞれ別日に実施した。

初動対応等訓練においては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震を踏まえ、島根県総合防災訓練(図上訓練)と一部合同で訓練を実施し、主に以下に示す取組み等が行われた。

- 午前：地震発生直後の、原子力事故に備えた初動対応手順を確認
- 午後：地震発生から一定期間が経過し、全面緊急事態(放射性物質放出後)の活動手順を確認 等

避難措置等訓練では、主に以下に示す取組み等が行われた。

- 孤立地域の発生を想定し、実動組織の支援による海路避難手順を確認(UPZ 内)
- 自宅の損壊等を想定し、指定避難所での屋内退避手順を確認(UPZ 内)
- 昨年度訓練を上回る台数による、自家用車による避難・一時移転手順を確認(PAZ 内/UPZ 内)
- 計画上の避難ルートが使用できない場合を想定した、代替避難ルートによる避難手順を確認(PAZ 内/UPZ 内)
- 上記の実施に係り、昨年度訓練を上回る訓練広報の実施(PAZ 内/UPZ 内) 等

訓練目的や重点項目を踏まえれば、これらを同一の日時で実施する必要性は高いとは言えず、今年度の訓練方法は適切であったと考える。

2.2 訓練対象の評価(対象：PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

2.2.1 松江市

(1) 訓練の主な特徴

- ① PAZ 内の全4地区において、広域避難計画で定める一時集結所を活用し、バス等による集団での避難時の対応手順を確認することを主な狙いとした。
- ② また、一部の地区では、避難にあたり計画上の避難ルートが使用できない場合を想定し、代替避難ルートによる避難手順を確認した。その際、警察による代替避難ルートへの誘導と、誘導看板を活用した代替避難ルートへの誘導を併用した。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、一時集結所の特性等を把握できた。
- ② 天候に恵まれたこともあり、活動の阻害要因がほとんどない状況下で、基本手順を確認できた。
- ③ 計画上の避難ルートにより避難を実施できない場合の対応について、実際に現場での誘導手順を確認できたほか、情報提供ツールとして島根県避難ルートマップの有用性も確認できた。

(3) 良好事例

- 特になし

(4) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.3 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)) ※松江市は 2.2 に記載

2.3.1 共通 ※各市固有のものがある場合には、各市の欄に記載

(1) 訓練の主な特徴

- ① 広域避難計画で定める一時集結所を活用し、バス等による集団での一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、一時集結所の特性等を把握できた。
- ② 天候に恵まれたこともあり、活動の阻害要因がほとんどない状況下で、安定ヨウ素剤の緊急配布などの基本手順を確認できた。

(3) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.3.2 出雲市

(1) 訓練の主な特徴

- ① 自宅の損壊等を想定し、指定避難所での屋内退避手順を確認することを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 訓練参加住民に対し、訓練の実施を通じて自宅での屋内退避が困難な場合には指定避難所で屋内退避を実施することの普及・啓発ができた。

(3) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.3.3 安来市

(1) 訓練の主な特徴

- ① 自宅の損壊等を想定し、指定避難所での屋内退避手順を確認することを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 訓練参加住民に対し、訓練の実施を通じて自宅での屋内退避が困難な場合には指定避難所で屋内退避を実施することの普及・啓発ができた。

(3) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.3.4 雲南市

(1) 主な成果

- ① 訓練参加住民に対し、訓練の実施を通じて指定避難所で屋内退避を実施する場合の手順について普及・啓発ができた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.4 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(1) 訓練の主な特徴

- ① 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(内閣府(原子力防災担当)・原子力規制庁、令和 4 年 9 月 28 日)、「避難退域時検査等における資機材の展開及び運用の手引き」(内閣府(原子力防災担当)、令和 5 年 9 月 19 日更新)等に基づき、「島根県避難退域時検査等実施計画」(島根県、令和 6 年 3 月)で定める検査場所候補地のうち以下の 4 会場において、次の手順等の確認を主な狙いとした。
 - (ア) 湖陵総合公園、道の駅たたらば壺番地、さくらおろち湖周辺：
 - ・車両(バス)を対象とした指定箇所検査
 - (イ) 中海ふれあい公園：
 - ・車両(バス及び自家用車)を対象とした指定箇所検査、確認検査、拭き取り及び流水による簡易除染
 - ・住民を対象とした指定箇所検査、確認検査及び拭き取りによる簡易除染
- ② 会場設営・撤去にあたっては、令和 3 年度に整備した資機材に加え、汎用品については訓練会場の貸出備品も活用した。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、検査場所候補地の特性や検査等で使用する資機材の特性等を把握できた。
- ② 中海ふれあい公園では昨年度訓練に引き続き、訓練参加住民が乗車する車両に加え、20 台を超える模擬車両(バス及び自家用車)も活用し、より現実的な想定で検査等の手順を確認できた。

(3) 良好事例

- ① [昨年度訓練課題の改善]車両動線が極力重ならない会場レイアウトになっており、昨年度訓練で確認された車両合流時の事故等への配慮がなされていた。

(4) 主な課題及び改善の考え方

- ① 車両を対象とした拭き取りによる簡易除染と流水による簡易除染はそれぞれ別のエリアで実施されていたが、流水による簡易除染エリアには測定員が配置されていなかったため、流水による簡易除染後の効果確認にあたっては、拭き取りによる簡易除染エリアから測定員が移動する必要があった。その結果、対応する職員が測定器を持ったままエリア間を行き来する必要があったほか、測定員の移動待ちとなっている場面が確認された。
 - ⇒【マニュアルや計画類の見直し】
 - 流水による簡易除染エリアにも測定員を配置するか、測定器をそれぞれのエリアに配置しておくことなども検討すべきと考える。

2.5 訓練対象の評価(対象:PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

2.5.1 共通

(1) 主な成果 ※各市固有のものがある場合には、各市の欄に記載

- ① 訓練の企画・実施を通じて、広域避難先市との連携強化を図ることができたほか、当該施設の特性等も把握できた。特に安来市では、現時点では避難所の候補になっていない施設において訓練を実施し、今後の計画類の充実につなげる成果を得ることができた。
- ② 天候に恵まれたこともあり、活動の阻害要因がほとんどない状況下で、基本手順を確認できた。

2.5.2 松江市

(1) 訓練の主な特徴

- ① 広域避難先市町の協力を得て、広域避難計画で定める避難経由所を活用し、バス及び自家用車による避難・一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。なお、避難所については、避難元地区によらず広域避難先市町の候補施設をそれぞれ1箇所活用した。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.5.3 安来市

(1) 訓練の主な特徴

- ① 広域避難先市の協力を得て、広域避難計画で定める避難経由所を活用し、バス及び自家用車による一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。なお、避難所については、候補施設とはなっていない新たな施設を活用した。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.5.4 雲南市

(1) 訓練の主な特徴

- ① 広域避難先市の協力を得て、広域避難計画で定める避難経由所・避難所を活用し、バス等

による集団での一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.6 訓練対象の評価(対象:初動対応訓練)

2.6.1 共通

(1) 訓練の主な特徴

- ① 自然災害(地震)が発生し、その後、原子力災害が発生する複合災害時において、以下の事態等を対象に、訓練参加者にあらかじめ活動シナリオを提示せず、状況判断や判断結果に基づく対応手順の確認等を重点的に行うことを主な狙いとした。
(ア) 午前:自然災害に起因する警戒事態(AL)発生直後
(イ) 午後:全面緊急事態(GE)発生後(放射性物質放出直後、追加の防護措置の準備段階・実施決定直後)

(2) 主な成果 ※県、各市固有のものがある場合には、県、各市の欄に記載

- ① 午前の訓練では、地震発生直後の「自然災害対応」と「原子力事故に備えた対応」を同時に進める必要がある場合において、自然災害の訓練と合同で訓練を実施することで、対応拠点・対応組織間の情報共有のみならず、それぞれの対応拠点・対応組織で決定すべき事項の明確化や決定内容に基づく活動手順などを確認できた。
- ② 午後の訓練では、「自然災害対応」が継続している中で「原子力災害対応」が必要になり、さらに放射性物質の放出により新たな対応が必要になった場合において、原子力災害に対応するそれぞれの拠点・組織がどのような準備を実施すべきかなどについて手順などを確認できた。
- ③ また、一時移転の実施決定後、TV 会議システムを活用し、対策拠点間の情報共有手順を確認できた。
- ④ 対策拠点ごとに本部会議等を開催し、これまでの対応状況の報告手順や事態の進展に応じた対処方針の決定手順などを確認できた。

(3) 主な課題 ※県、各市固有のものがある場合には、県、各市の欄に記載

- ① 午後の訓練では、放射性物質が放出され、UPZ の一部地区に対し追加の防護措置(一時移転)が必要となったことから、その準備段階の手順確認を行った。準備結果は「OIL2 における一時移転等の防護措置の実施に関する資料」として取りまとめられたが、例えば 3 万人以上が一時移転を実施する計画になっていた出雲市では、住民の被ばく量を合理的に可能な範囲で最小限に抑えるため、行政が手配する車両をどのように運行し、また、自家用車によ

り一時移転を行う住民も含め、一時移転の実施に関する広報を具体的にどのように行うのか等について検討するまでには至らなかった。

⇒【マニュアルや計画類の見直し、訓練・研修の充実化】

今回の訓練の成果をもとに、OIL2 の見込み地域特定後、一時移転の実施に関する指示が出るまでに実施すべき作業の過不足を確認するとともに、国が主催する研修の枠組みも活用しながら作業手順の精緻化・習熟を図ることで、防護措置の実効性向上に努めることが望まれる。

2.6.2 島根県庁

(1) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や各市との情報共有は円滑に実施されていた。
- ② クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。
- ③ 放射性物質放出後の追加の防護措置決定後には、「しまね防災メール」を実際に配信し、住民への情報伝達手順を確認できていた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- ① 午前の訓練では、自然災害対応組織と原子力事故対応準備組織がそれぞれ被害情報の収集に努めていたが、両組織が把握した情報がタイムリーに共有・集約され、また、アセスメントされたうえで、速やかに対策に活用されているようには見えなかった。

⇒【マニュアルや計画類の見直し】

原子力事故に至らない段階では、例えば避難調整 G の要員が情報収集・整理 G を兼務するなど、対応組織間での情報共有やアセスメントがより迅速・確実に実施できる仕組みを取り入れることも検討が必要と思われる。

2.6.3 松江市役所

(1) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や県との情報共有は円滑に実施されていた。
- ② プロジェクターを活用して原子力防災システム(NISS)を拡大表示させるなど、情報共有の工夫が見られた。
- ③ クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.6.4 出雲市役所

(1) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や県との情報共有は円滑に実施されていた。
- ② 関係機関への通信連絡に際してはチェックシートを活用し、抜けもれなく実施できていた。
- ③ クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.6.5 安来市役所

(1) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や県との情報共有は円滑に実施されていた。
- ② クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。
- ③ 放射性物質放出直後の訓練では、民間アプリケーションを活用した住民への情報提供手順を確認できていた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.6.6 雲南市役所

(1) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や県との情報共有は円滑に実施されていた。
- ② クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。

(2) 主な課題及び改善の考え方

- 特になし

2.7 訓練対象の評価(対象:緊急時モニタリング訓練)

(1) 訓練の主な特徴

- ① 「島根県緊急時モニタリング計画」(平成31年1月)及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」(令和4年3月)に基づき、情報収集事態から施設敷地緊急事態に至るまでの活動手順

の確認、習熟等を図ることを主な狙いとした。

- ② また、全面緊急事態(放射性物質放出後)を想定し、測定分析担当として実施すべき活動手順の確認、習熟等を図ることを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 訓練当日は低温ではあったが、積雪もなかったこともあり、活動の阻害要因がほとんどない状況下で、基本手順を確認できた。

(3) 良好事例

- ① 訓練終了後に行われた振り返り会議では、訓練を通じて得られた気づきをもとに、手順書等について具体的にどのように見直していくと良いか等について建設的な議論が行われていた。

(4) 主な課題及び改善の考え方

- ① 警戒事態の活動の一環として可搬型モニタリングポストの設置手順を確認したが、その時点で判明している通行不能箇所情報を設置担当に伝達したり、設置の際に把握した被害状況等を報告するなどの活動は確認できなかった。

⇒【訓練・研修の充実化】

今回の訓練ではこれらの活動に重きが置かれていなかったものと思われるが、地震との複合災害を想定した訓練を実施する場合には、これらも意識した訓練の企画・実施を推奨する。

- ② 個人線量計のクリップ部の破損が複数発生していた。ストラップも準備されていたが、正しく着用できていない要員が確認された。

⇒【施設や設備等の充実化】

個人線量計の装着状況を相互に確認するステップを盛り込むことも一案と考える。

- ③ 多数の測定・分析機器等が設置されているが、複合災害を想定している中で、必要な機器等の固定措置等の対応を確認する工程が確認できなかった。

⇒【施設や設備等の充実化】

設備等の重要度に応じ、必要に応じて固定措置等の耐震対策を強化することが必要と考える。

3. 自己評価結果(訓練参加職員アンケート結果)

防災関係機関等の訓練参加職員を対象にアンケート調査を実施し、延べ 238 名から回答を得た。

3.1 訓練全体の評価結果

3.1.1 回答者の特徴¹

(1) 事前知識

以下の項目について、訓練参加職員の事前知識を確認した。

- 原子力災害時における EAL、OIL による防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など)の流れ
- 県や市が作成した、広域避難計画の内容(原子力災害時の避難先市町村や避難方法等)や原子力災害時の受け入れマニュアルの内容
- 原子力災害時における自身の具体的な役割

その結果、「原子力災害時における EAL、OIL による防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など)の流れ」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-1)。

「県や市が作成した、広域避難計画の内容(原子力災害時の避難先市町村や避難方法等)や原子力災害時の受け入れマニュアルの内容」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計)と回答された方は、7 割であった(図 3-2)。

「原子力災害時における自身の具体的な役割」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-3)。

¹ 訓練によって設問内容が異なるため、回答総数と個別設問の回答数は必ずしも一致しない。

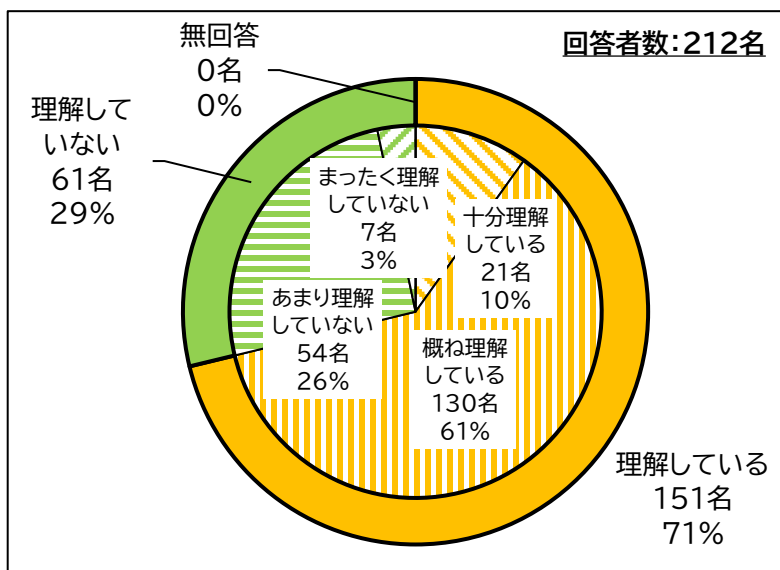


図 3-1 原子力災害時における EAL、OIL による防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など）の流れに関する事前理解度

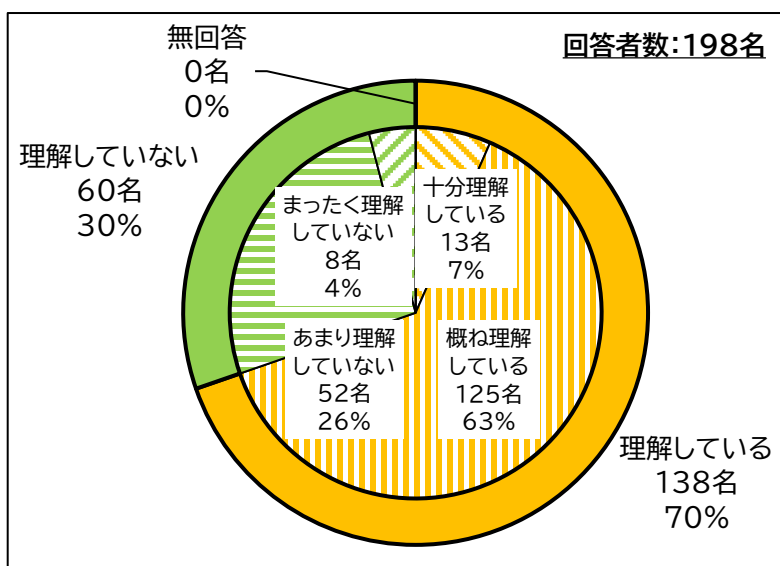


図 3-2 県や市が作成した、広域避難計画の内容（原子力災害時の避難先市町村や避難方法等）や原子力災害時の受け入れマニュアルの内容に関する事前理解度

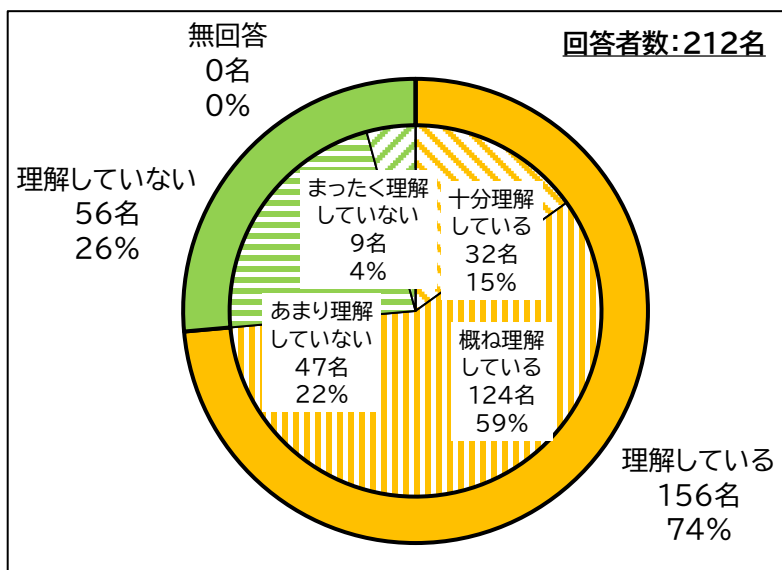


図 3-3 原子力災害時における自身の具体的な役割に関する事前理解度

(2) 経験

以下の項目について、訓練参加職員の経験を確認した。

- 過去 3 年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験
- 災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)

その結果、「過去 3 年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験」が「ある」(「ある(3 回以上)」、「ある(2 回)」、「ある(1 回)」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-4)。

「災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)」が「ある」(「ある(3 回以上)」、「ある(2 回)」、「ある(1 回)」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-5)。

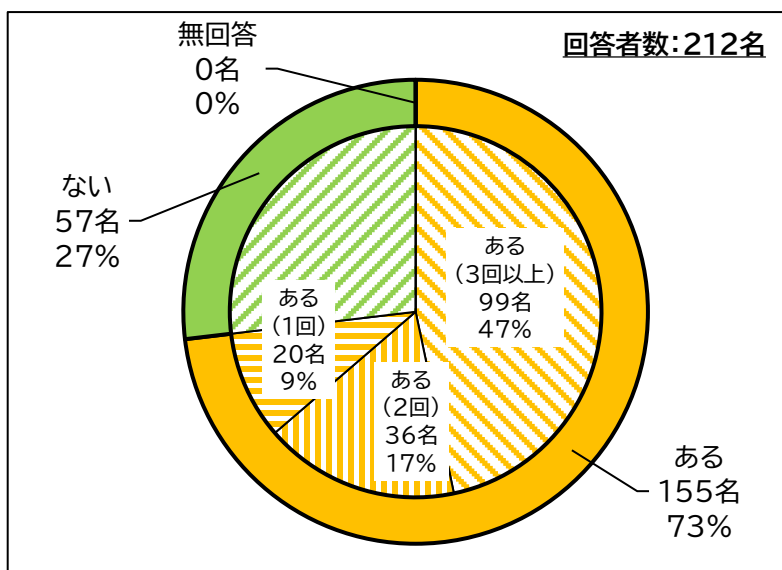


図 3-4 過去 3 年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験

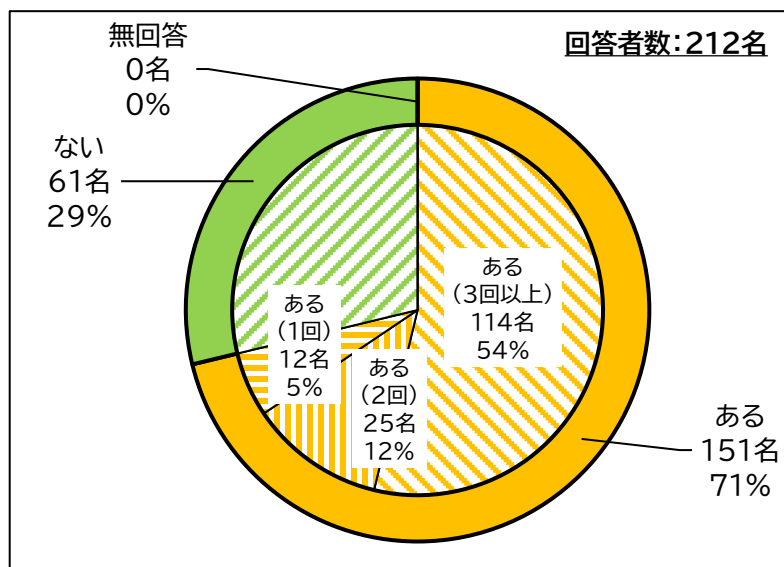


図 3-5 災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)

3.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果²

(1) 訓練全体の目的に関する事前の理解度

訓練全体の目的(①緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る、②住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る、③訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)を事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していたの合計」と回答された方は、9割弱であった(図 3-6)。

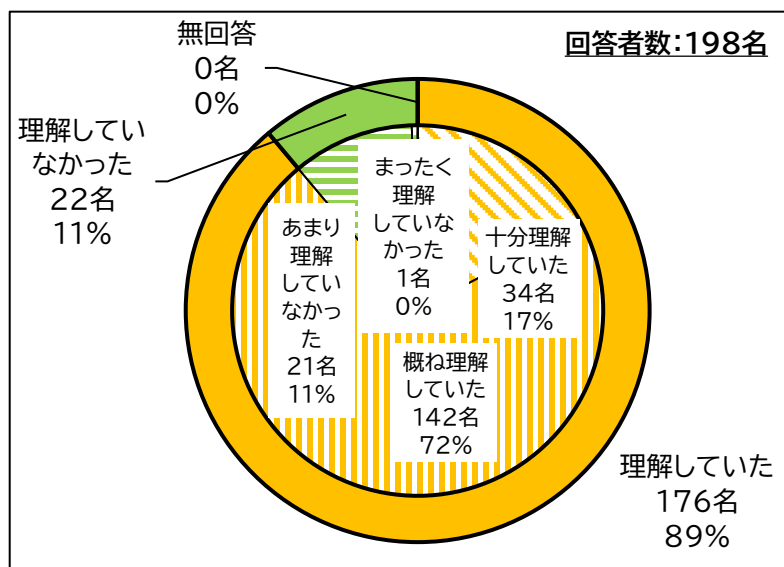


図 3-6 訓練全体の目的に関する事前の理解度

² 本項目のうち(1)及び(2)については、「原子力災害医療訓練」のみに参加された方は含まれていない。また、秋季訓練と冬季訓練にそれぞれ参加された方の重複回答は除いている。

(2) 訓練全体の目的達成度

訓練全体の目的①(緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-7)。

訓練全体の目的②(住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-8)。

訓練全体の目的③(訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-9)。

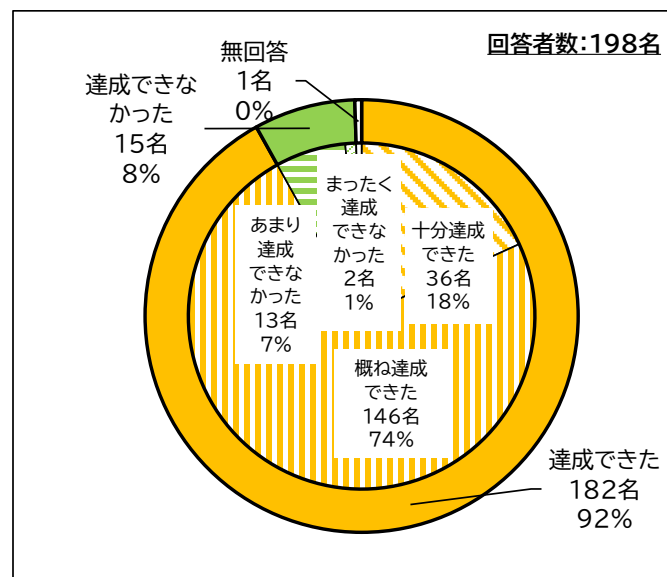


図 3-7 訓練全体の目的①(緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る)の達成度

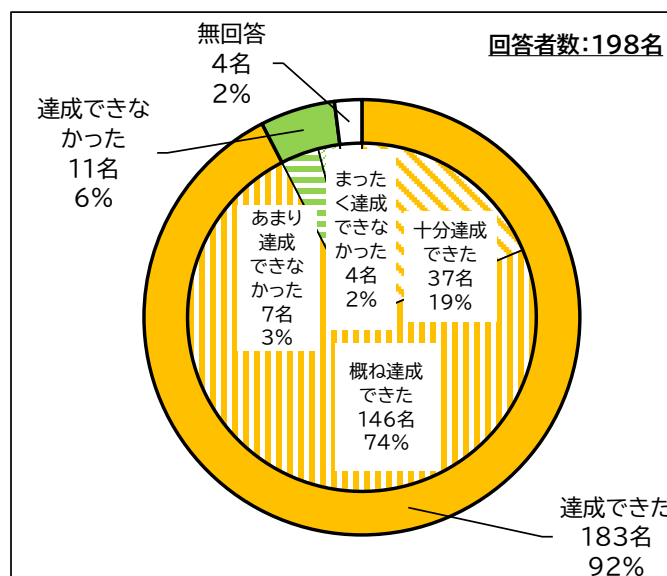


図 3-8 訓練全体の目的②(住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る)の達成度

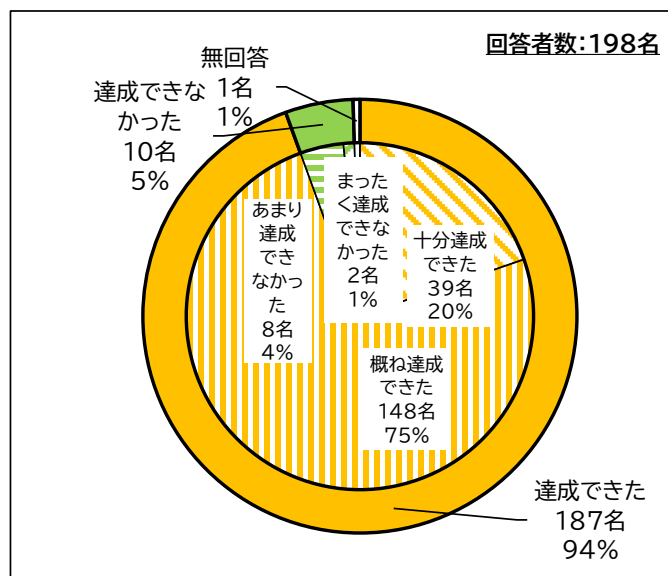


図 3-9 訓練全体の目的③(訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)の達成度

(3) 訓練を通じた原子力防災に関する理解促進度

訓練を通じて原子力防災に関する理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(昨年度:90%、昨年度比:+3 ポイント)(図 3-10)。

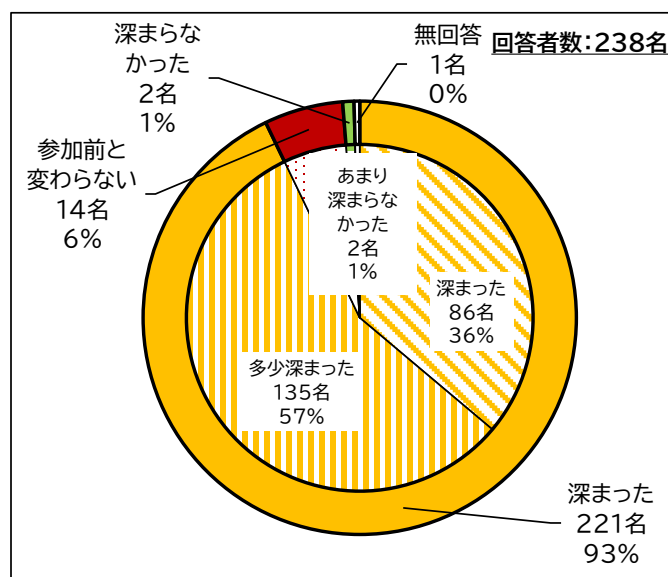


図 3-10 訓練を通じた原子力防災に関する理解促進度

(4) 今年度訓練の役立ち度

今年度訓練の内容は今後に「役に立つ」(「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された方は、9割を超えた(昨年度:98%、昨年度比:+1ポイント)(図 3-11)。

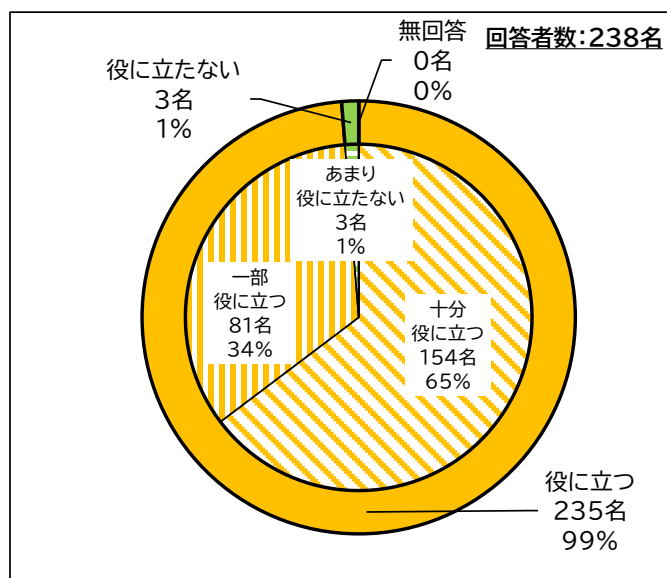


図 3-11 今年度訓練の役立ち度

3.2 訓練項目別の評価結果

3.2.1 病院の避難措置等訓練

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 3-12)。

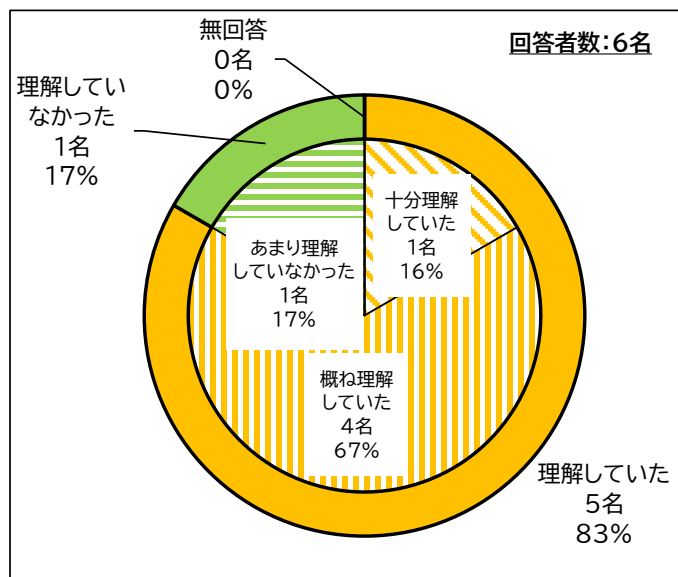


図 3-12 参加訓練の目的に関する理解度(病院の避難措置等訓練)

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、7割弱であった(図 3-13)。

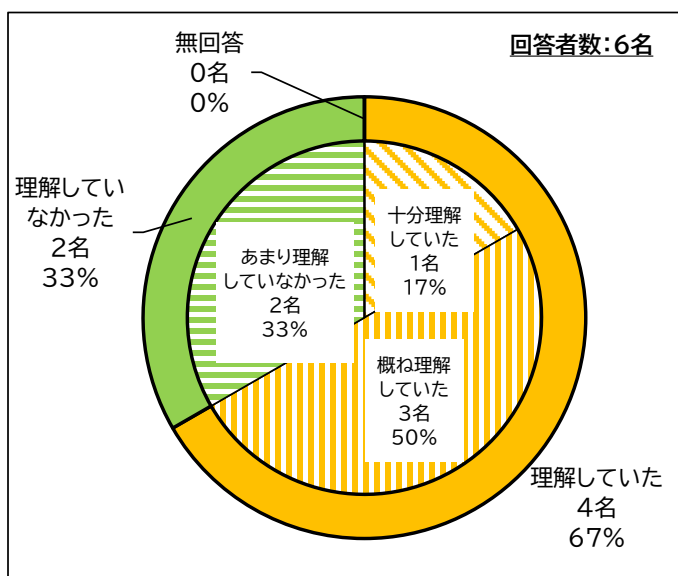


図 3-13 実施内容に関する事前理解度(病院の避難措置等訓練)

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、回答者全員が「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された(図 3-14)。

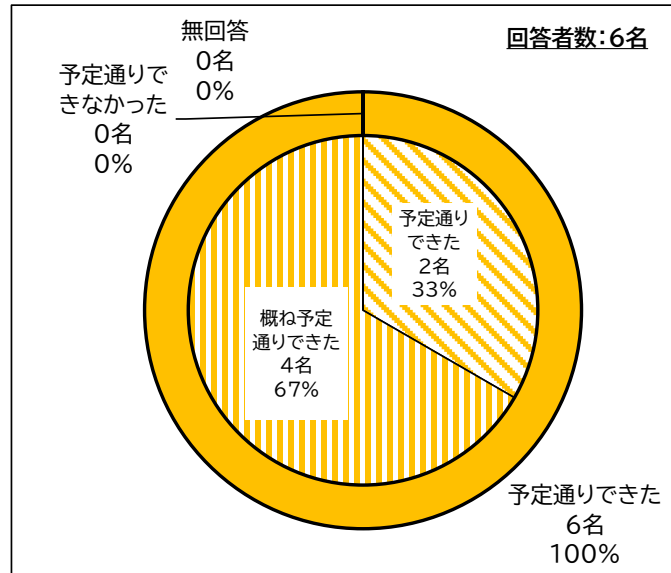


図 3-14 実施内容に関する自己評価(病院の避難措置等訓練)

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-15)。

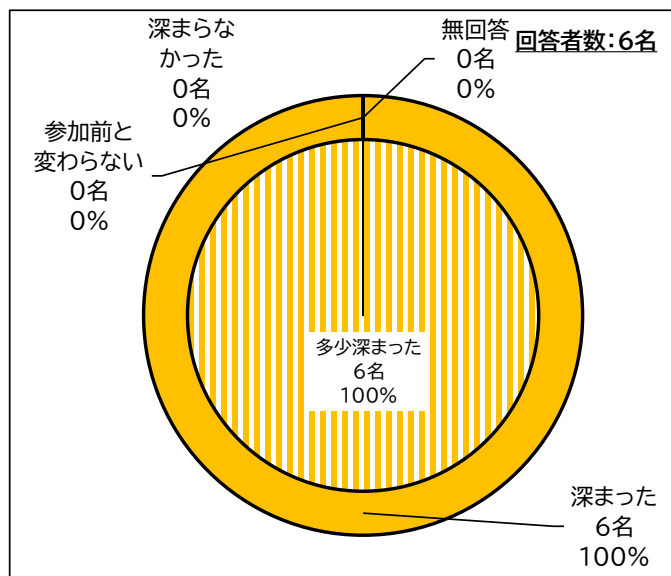


図 3-15 実施内容に関する理解促進度(病院の避難措置等訓練)

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-16)。

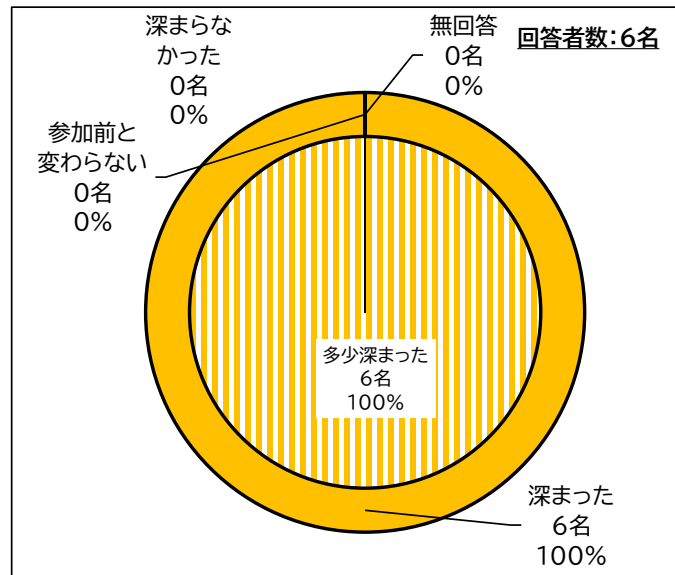


図 3-16 実施内容に関する習熟度(病院の避難措置等訓練)

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、8 割を超えた(図 3-17)。

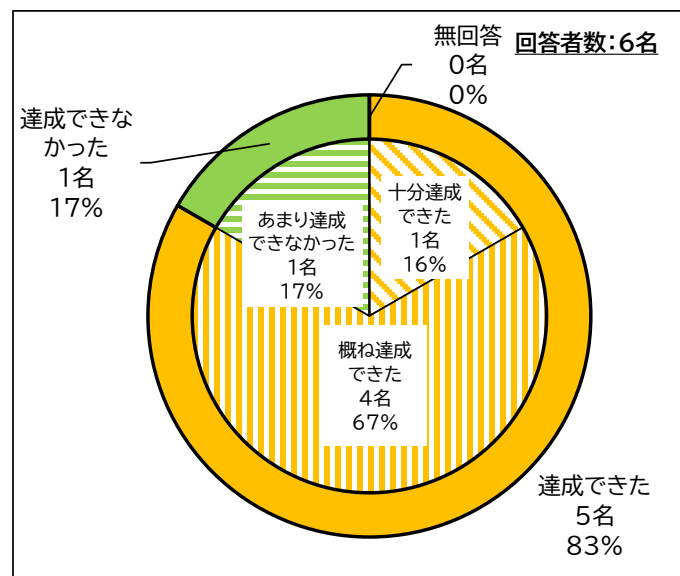


図 3-17 訓練項目別の目的達成度(病院の避難措置等訓練)

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-18)。



図 3-18 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項(病院の避難措置等訓練)

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ マニュアルの具体化、コンタクトリストの整備。
- ✓ 部署の役割や連絡網が不十分。
- ✓ 実際管理職がいなければ、患者の搬送先の調整や書類準備は難しい。休日には誰が行うのか。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 備蓄の運び出しに手間が取られるのは時間がもったいない。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 訓練は定期的に行うのは前提であるがマニュアルなども定期的に周知、確認を多くの職員ができる機会を持つことが大切だと感じた。
- ✓ 医療機関や消防に対する研修が必要、避難先の調整等は机上訓練をやってもよいと思う。
- ✓ 訓練等の回数を増やして対応出来る人を増やすこと。
- ✓ 訓練自体が一部の職員しか参加してないので、もう少し多くの職員が参加出来ると思います。

3.2.2 社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、半数であった(図 3-19)。

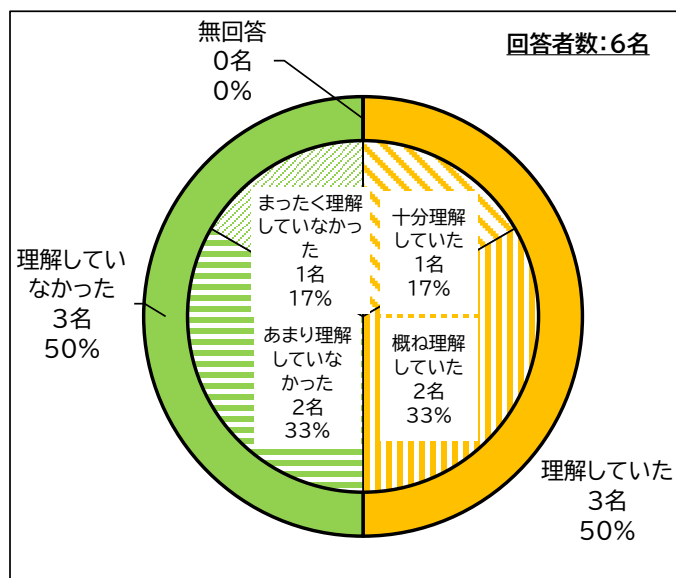


図 3-19 参加訓練の目的に関する理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、半数であった(図 3-20)。

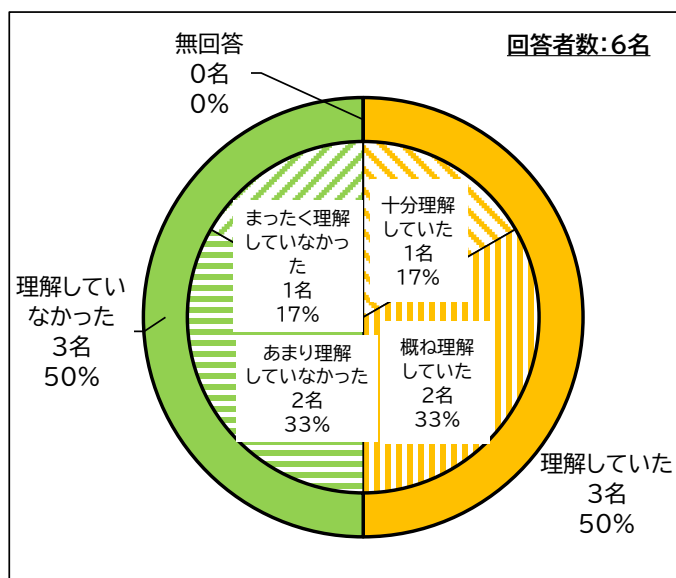


図 3-20 実施内容に関する事前理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、回答者全員が「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された(図 3-21)。

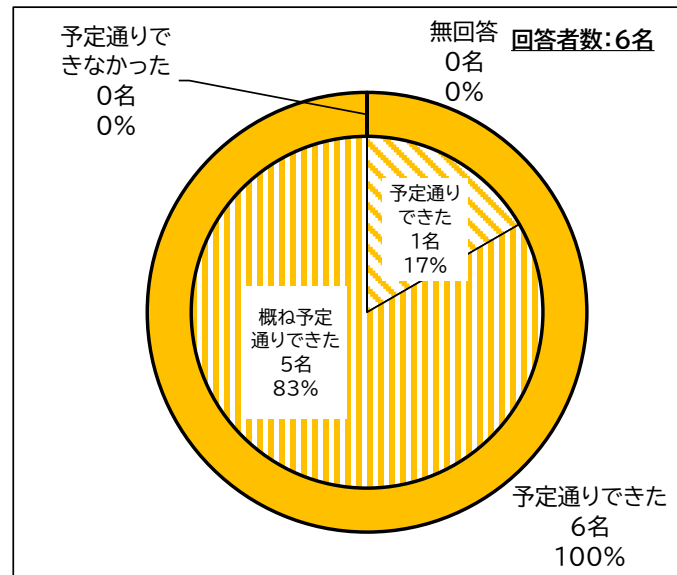


図 3-21 実施内容に関する自己評価
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方(図 3-22)。

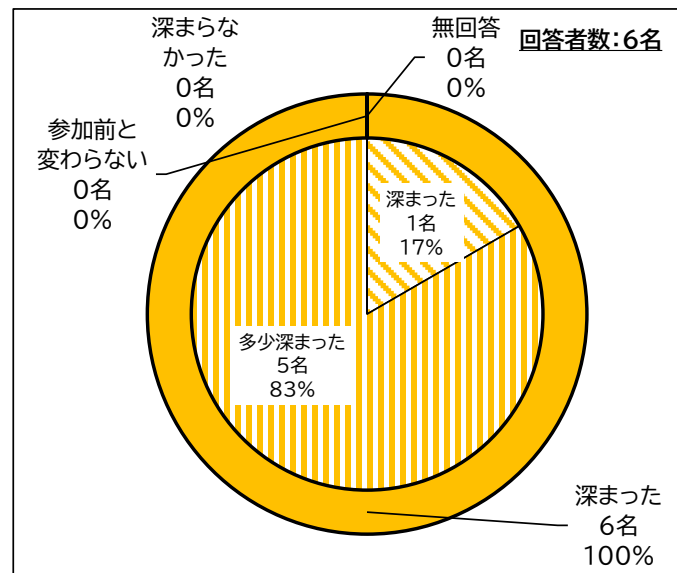


図 3-22 実施内容に関する理解促進度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-23)。

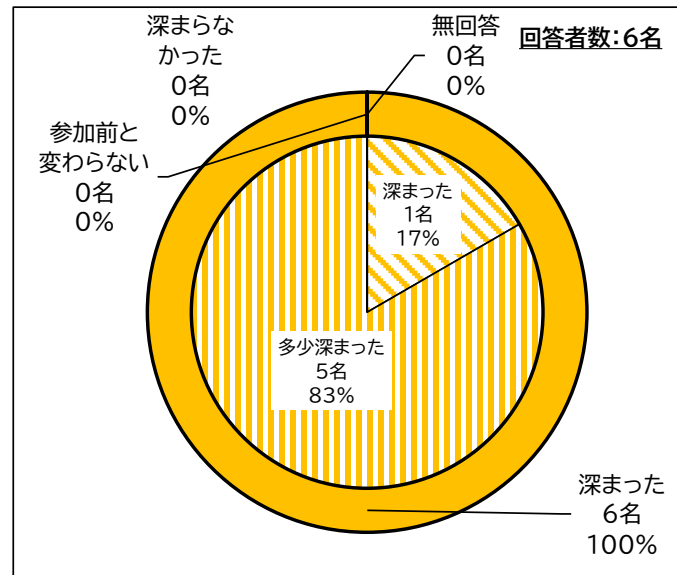


図 3-23 実施内容に関する習熟度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-24)。

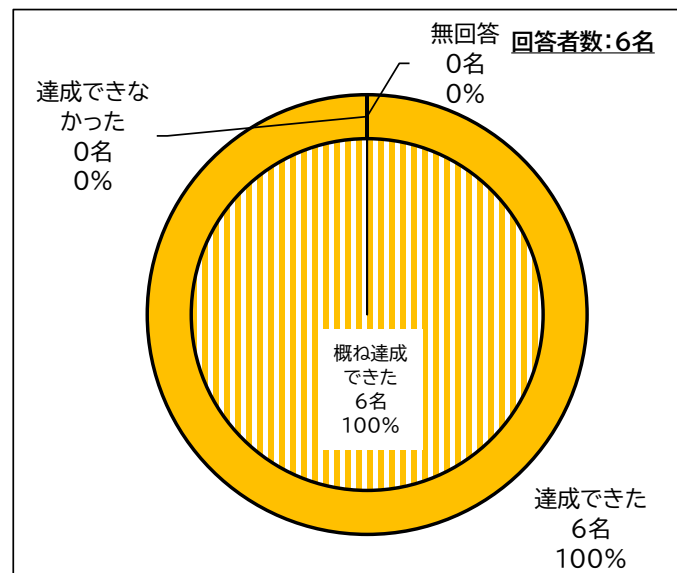


図 3-24 訓練項目別の目的達成度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化が必要」を挙げられた方が最も多かった(図 3-25)。

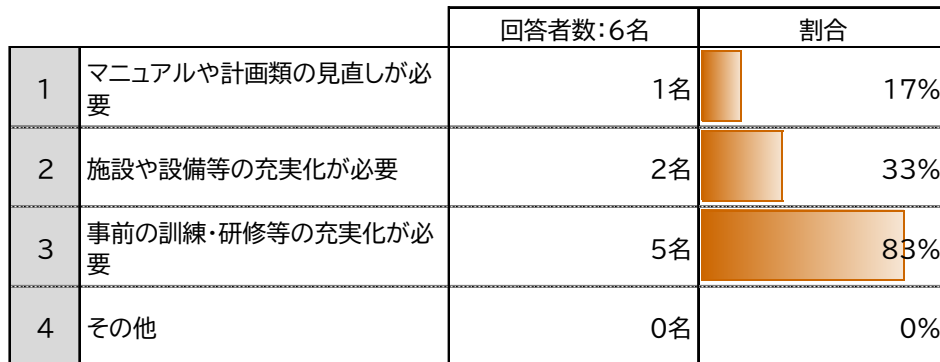


図 3-25 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ 記載なし。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 通信機器(携帯電話)の補充。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 災害はいつおこるのかわからないので誰もが訓練・研修をした方が良い。
- ✓ 全職員参加の訓練・研修が必要
- ✓ 定期的な研修や、シミュレーション的な訓練の必要性。
- ✓ 原子力災害とは何か?もし起こった場合の対応方法など、基本的なことをもっと知りた
いと思った。

3.2.3 社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、6 割を超えた(図 3-26)。

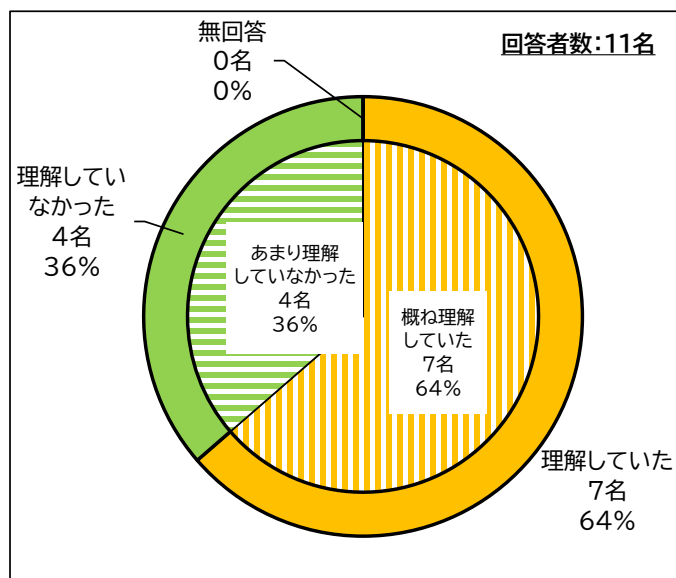


図 3-26 参加訓練の目的に関する理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、4割に満たなかった(図 3-27)。

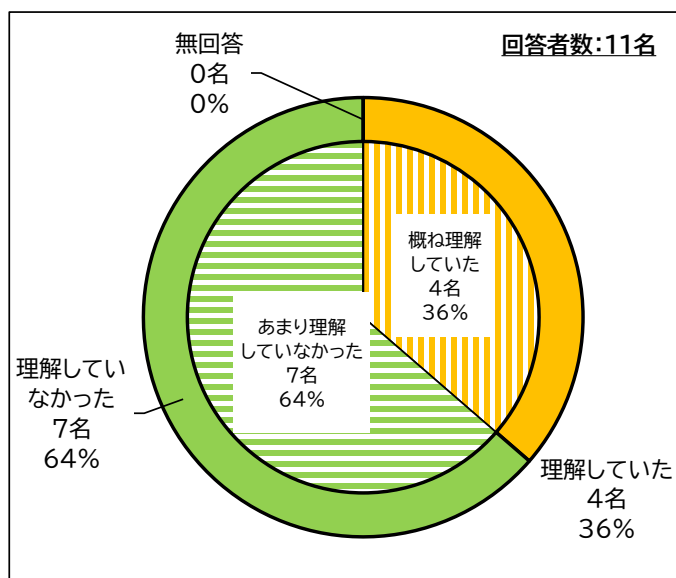


図 3-27 実施内容に関する事前理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-28)。

「あまりできなかった」理由としては、事前の準備不足が挙げられている。

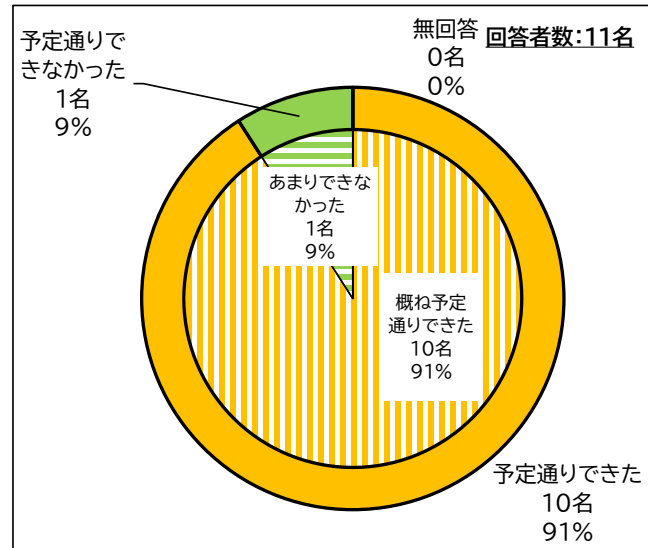


図 3-28 実施内容に関する自己評価
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

【「あまりできなかった」理由】

- ✓ マニュアルを事前に確認していたが、細かいところまでは理解しておらず、戸惑ったり、分からないことがあった。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-29)。

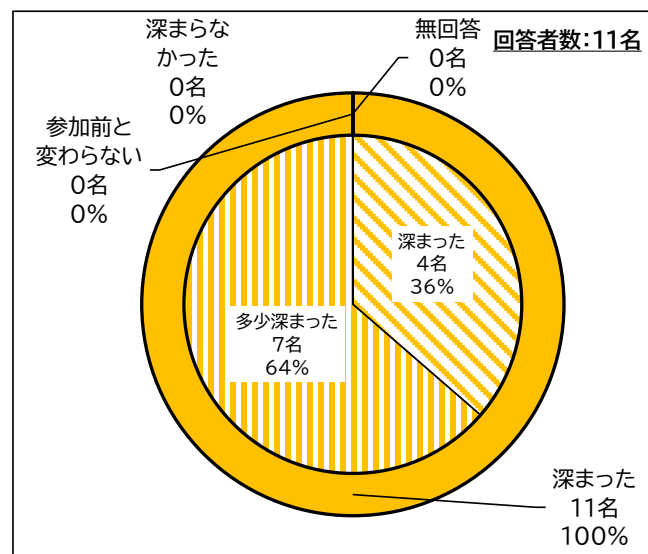


図 3-29 実施内容に関する理解促進度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-30)。

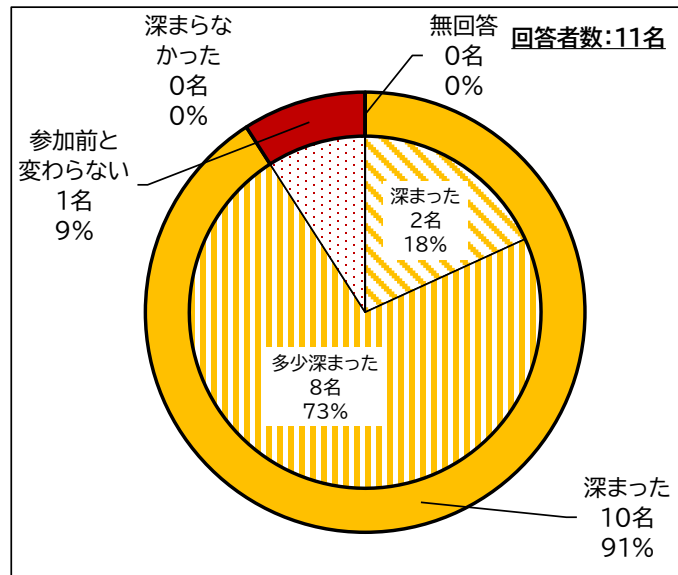


図 3-30 実施内容に関する習熟度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-31)。

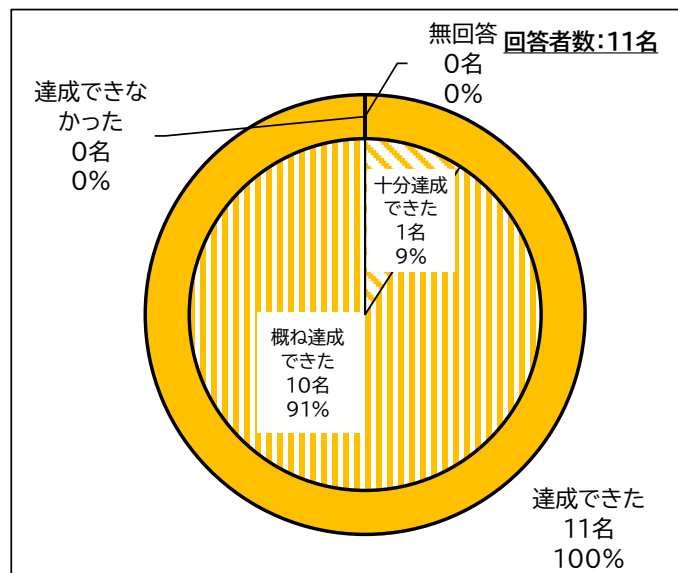


図 3-31 訓練項目別の目的達成度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-32)。

		回答者数:11名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	3名	27%
2	施設や設備等の充実化が必要	3名	27%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	7名	64%
4	その他	1名	9%

図 3-32 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ 今回の想定では、入所の方もショートステイの方も両方含まれていた為、それぞれ対応が変わってくるのではないかと感じました。
- ✓ わかりやすいマニュアル作成。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 移動することがリスクになる方が多いので、移動(一時移転)に時間がかかることも考えると、食料等生活物資の見直しは必要。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ そもそも原子力がどのような危険性を持っているのか等を含め、理解を深めていく必要があるなと思います。
- ✓ 定期的な訓練や研修で、より理解を深める。

【その他】

- ✓ 今回参加していないスタッフにも、防災訓練の内容を伝達すること。

3.2.4 PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)³

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9 割であった(図 3-33)。

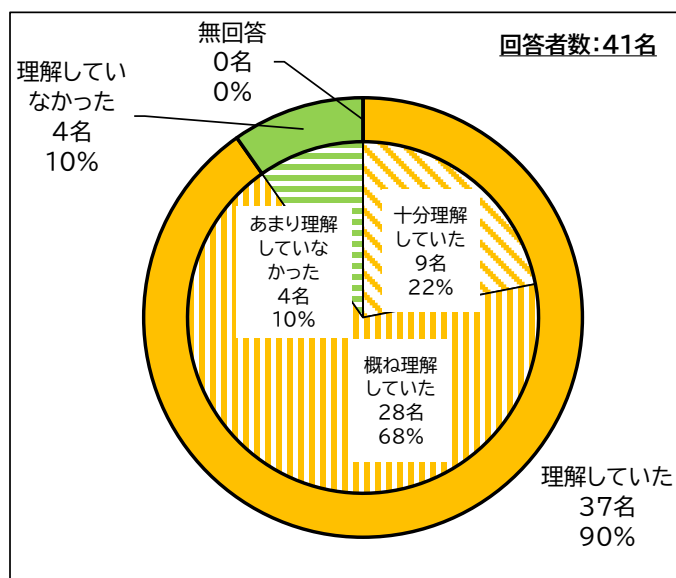


図 3-33 参加訓練の目的に関する理解度
(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8 割を超えた(図 3-34)。

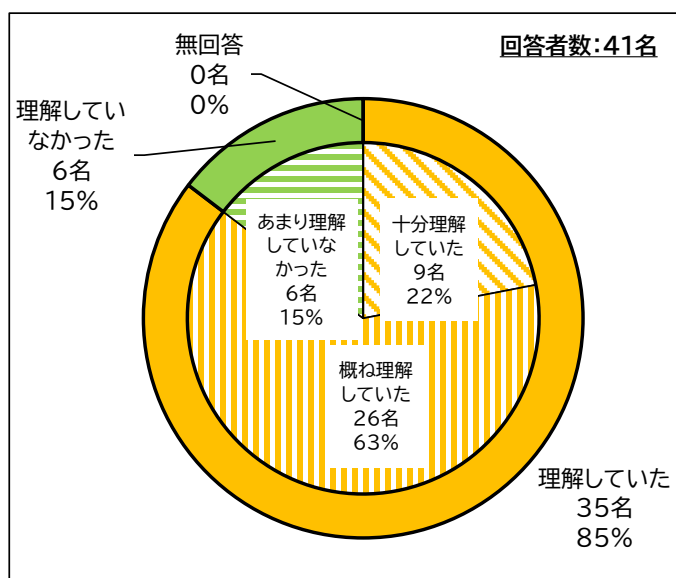


図 3-34 実施内容に関する事前理解度
(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

³ 所属が「松江市」と回答された方を対象に集計した。なお、他市、もしくは島根県については、3.2.5 にて集計した。

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-35)。

あまりできなかった理由として、設備不調が挙げられている。

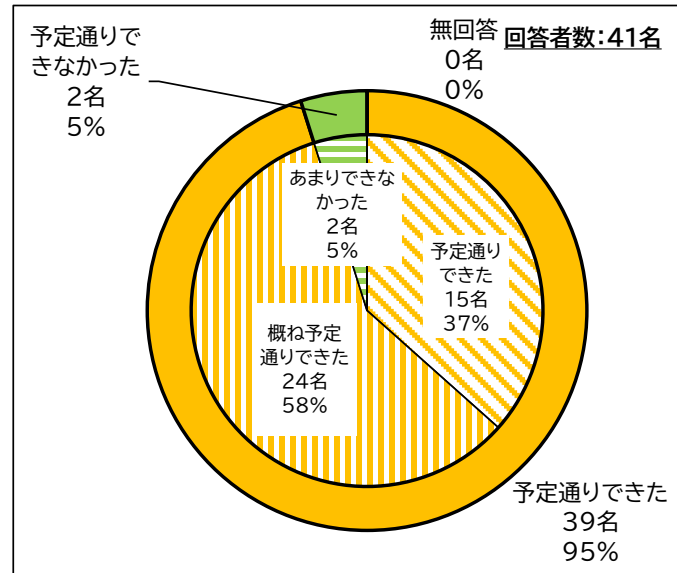


図 3-35 実施内容に関する自己評価

(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【「あまりできなかった」理由】

- ✓ 屋外スピーカーでの広報活動訓練がうまくいかなかった(スピーカーが起動しなかった)。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図 3-36)。

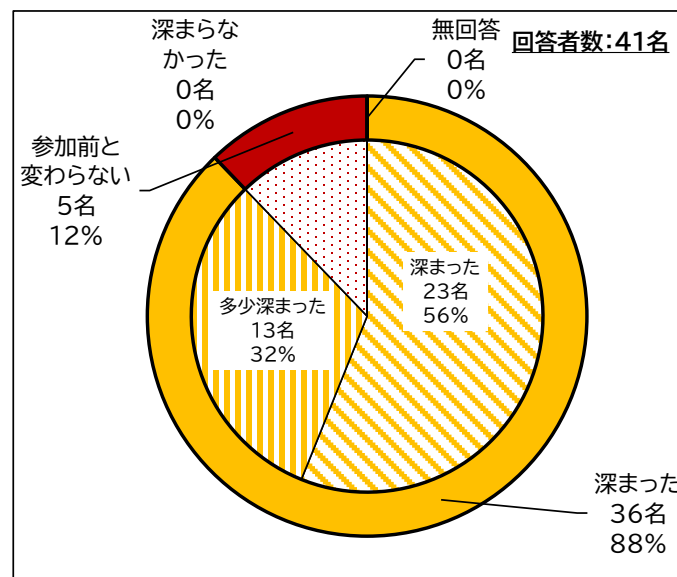


図 3-36 実施内容に関する理解促進度

(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割弱であった(図 3-37)。

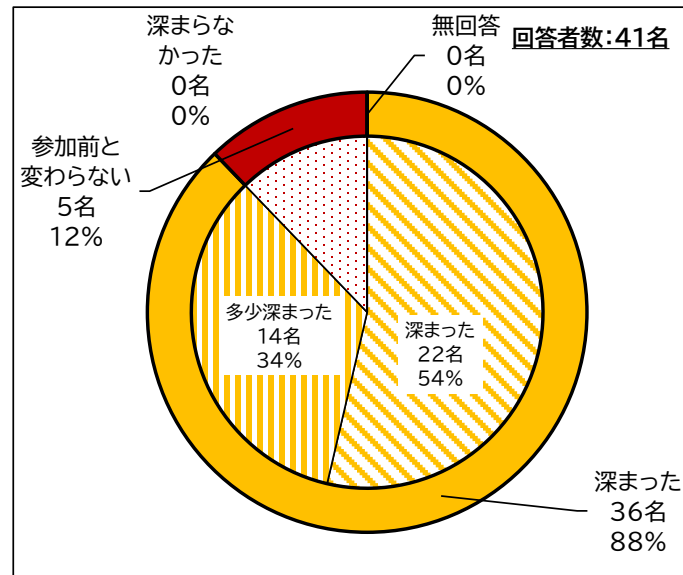


図 3-37 実施内容に関する習熟度

(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-38)。

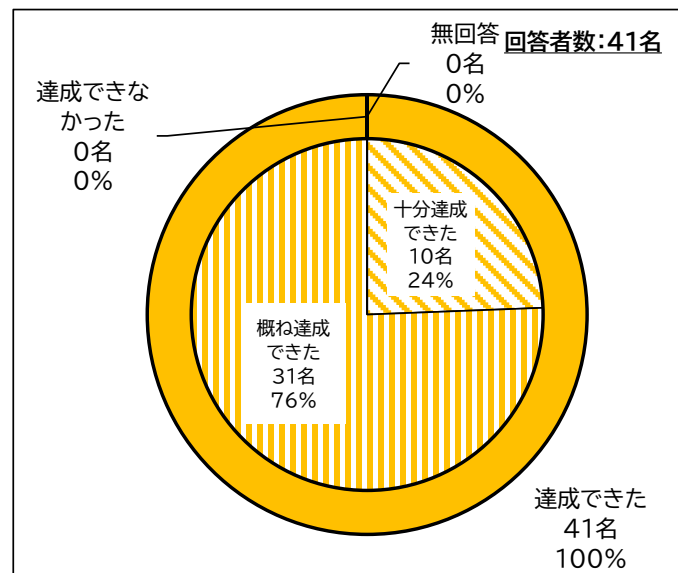


図 3-38 訓練項目別の目的達成度

(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-39)。

		回答者数:41名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	8名	20%
2	施設や設備等の充実化が必要	3名	7%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	18名	44%
4	その他	2名	5%

図 3-39 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ 今回、支所職員はバスへの同乗及び避難所でのサポートが主であったと感じているが、有事の際にはまず最初に支所職員が一番に参集されるものとするならば、支所職員も避難者の受付や誘導など実務に参加するべきではないかと感じた。
- ✓ 放送のマニュアル。
- ✓ マニュアルの別紙が多かったので、書類を確認するのが大変だった。
- ✓ 細かなケースごと取るべき行動とその理由の詳細が分かりやすくなる必要がある。
- ✓ 各関係者の動きに避難者も追加すると全体のイメージが掴みやすいつと感じた。
- ✓ 自治体独自又は関係機関による図上演習の実施(狙い:計画検証による問題点の洗い出し)。
- ✓ 一部ブラインド訓練も取り入れた(訓練)計画の見直し。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 大型モニターやスマホタブレットの配備。
- ✓ 避難場所のバリアフリー化。
- ✓ 学校は和式トイレが多かった。洋式トイレもあったが数が少なく、高齢者や幼児は利用に困るように感じた。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 実災害において、誰が何をするかをあらかじめ定めておくことにより、災害発生初動の迅速化が図られると感じた。
- ✓ 緊急時放送設備の事前確認を行った方が良かったと感じた。
- ✓ 屋外スピーカーのエラー時の対応方法。
- ✓ 地域の方に対する、放射線についてや実際の災害時の行動についての研修。
- ✓ 住民へ原子力に関する正しい知識を周知すべき(学校教育から)。
- ✓ 訓練参加者への事前に理解を深める研修が必要。
- ✓ コントローラに原子力安全対策課経験者がおられたためスムーズに進行できたが、おら

れなければ当日何をしてよいのか分からなかったので、事前にもう少し当日の流れがイメージできる研修等があるとよかったかと思った。

- ✓ 当日までかなり不安だったため、一度でいいのでロールプレイングを行いたかった。
- ✓ 訓練に参加する職員が、訓練全体の流れを把握できるような説明が必要。
- ✓ 広報等の事前訓練(機器の取り扱い)。
- ✓ 短時間でも実際に訓練を体験できる機会を増やすことが必要であると感じた。
- ✓ 多くの方に参加の機会を得てほしい。自分同様、原子力災害が身近で起き得るという意識づけをしてほしい。
- ✓ より、実践的にするために訓練参加人数の確保。
- ✓ 住民参画による図上演習の実施（狙い:住民・行政との認識の統一）。
- ✓ 住民が参加する機会を増やして、経験することが大事ではないかと思う。
- ✓ 公民館単位や自治会単位などの小規模な訓練を繰り返し行い、住民の理解を求める必要があると思う。
- ✓ 訓練して初めてわかる問題もあるため、繰り返しの訓練は必要。
- ✓ より多くの職員が研修や訓練を経験できると良い。

【その他】

- ✓ 対象地区の住民参加率の向上。
- ✓ 受け入れ先の習熟。

3.2.5 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)⁴

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9 割弱であった(図 3-40)。

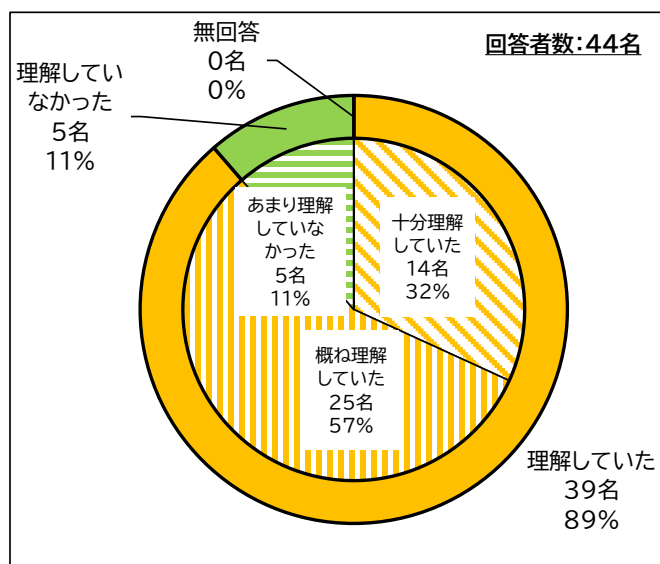


図 3-40 参加訓練の目的に関する理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8 割を超えた(図 3-41)。

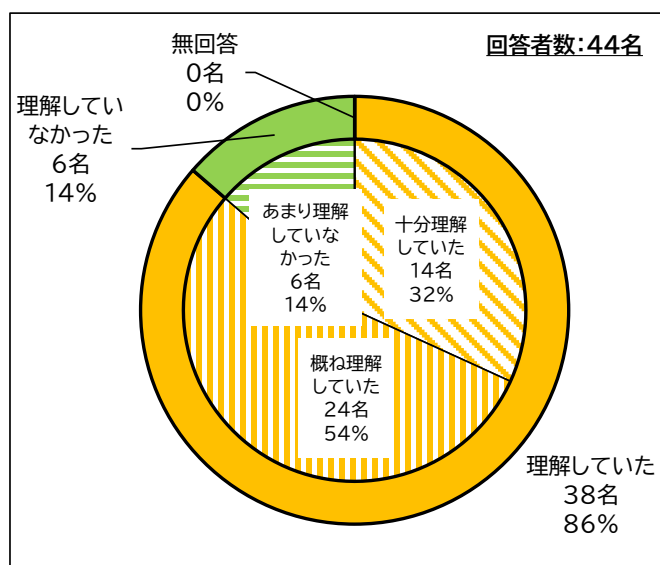


図 3-41 実施内容に関する事前理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

⁴ 所属が「出雲市」、「安来市」、「雲南市」もしくは「島根県」と回答された方を対象に集計した。なお、「松江市」については、3.2.4 にて集計した。

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-42)。

あまりできなかった理由として、住民への説明が十分に対応できなかったことが挙げられている。

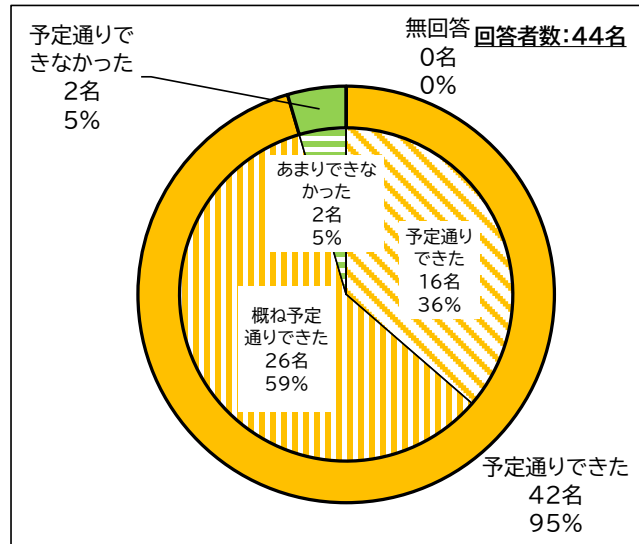


図 3-42 実施内容に関する自己評価

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【「あまりできなかった」理由】

- ✓ 安定ヨウ素剤配布の際、服用についての説明を数人ごとにまとめて行ったが、説明を聞かずにバスに向かおうとする避難者が何人かおり、職員からの指示がうまく通っていなかった。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-43)。

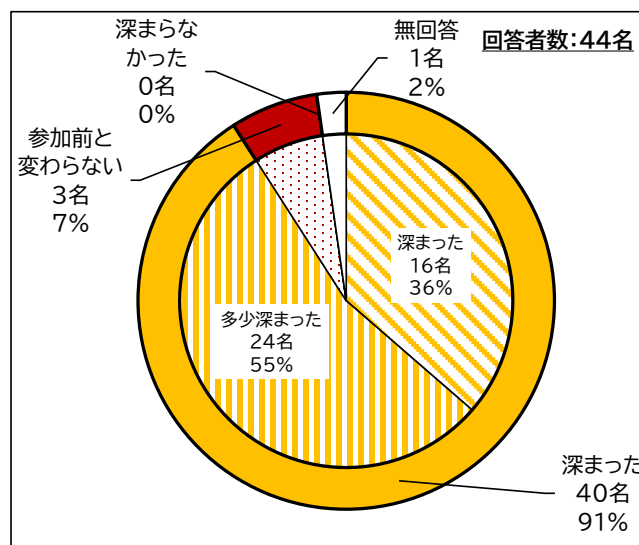


図 3-43 実施内容に関する理解促進度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-44)。

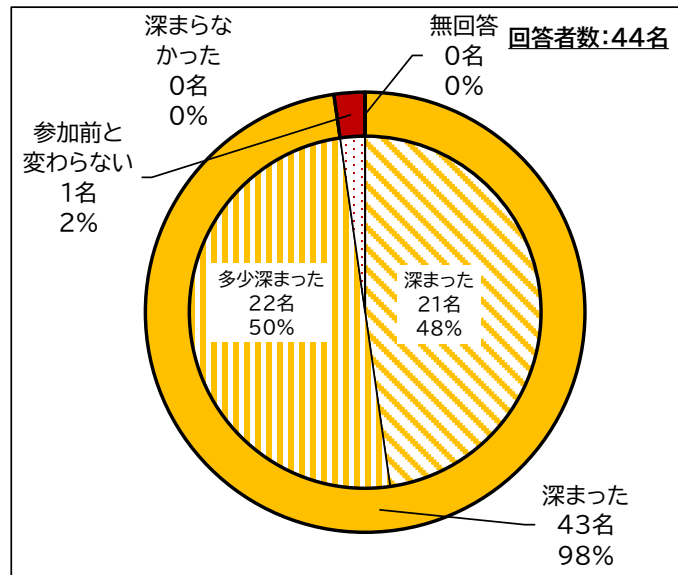


図 3-44 実施内容に関する習熟度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-45)。

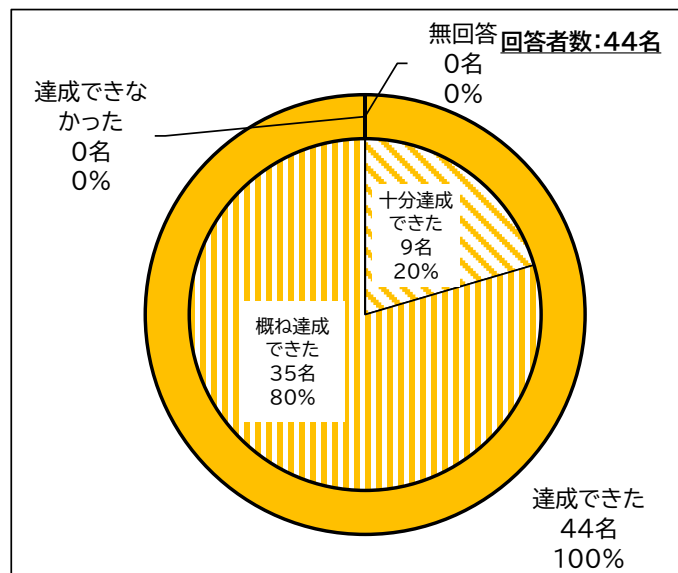


図 3-45 訓練項目別の目的達成度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-46)。

		回答者数:44名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	7名	16%
2	施設や設備等の充実化が必要	4名	9%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	24名	55%
4	その他	1名	2%

図 3-46 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【マニュアルや計画類の見直し】

- 出雲市
 - ✓ 本番の際には、訓練を受けたことがない職員も対応しなければならないため、一読して役割を理解し、果たせるよう、マニュアルを可能な限り平易に不断更新すべきだと思います。
 - ✓ 一時集結所、避難経路所、避難所、安定ヨウ素剤配布などの各業務マニュアルの充実など。
 - ✓ 安定ヨウ素安定剤の服用方法等の説明資料の見直し。
- 安来市
 - ✓ 避難所受入れに関して、受入自治体との間で計画の確認を行い、避難所共通事項と施設の形状等に合わせて手順書等が必要と感じた。
- 所属無回答
 - ✓ 避難ルートに関して、最短ルートもしくは渋滞を避けることができるルート再考が必要。
 - ✓ 誰が見ても動けるような記載をする。

【施設や設備等の充実化】

- 出雲市
 - ✓ 一時集結所や避難所となる設備(例えば冷暖房設備、トイレ環境、通信環境、非常用電源など)の充実化。
- 安来市
 - ✓ 今回の避難所は新設施設であったため、バリアフリー、エレベーター完備など設備が充実していた。特にバリアフリーなどの避難者の身体等の状況に対応できるよう共通で整備が必要な設備を充実すべきと考える。
- 所属無回答
 - ✓ 道路整備が重要である。ルート多重化を図るうえで、道路整備や国道9号線の県境交差点の渋滞緩和策が急務と考える。

【事前の訓練・研修等の充実化】

● 島根県

- ✓ 避難先の視察研修など、住民、行政の負担が過度に増えない形で機会を増やせるとよい。
- ✓ 避難行程各所における役割を詳細に知る機会があればと感じた。各所でどのような対応が求められているのか知ることによって避難の全体像をイメージできるようになりたいと感じた。

● 出雲市

- ✓ 訓練参加者への事前レク。
- ✓ 住民一人ひとりについて、原子力防災に関する意識向上が必要（近所間での安否確認等、ある程度住民の避難意識がないと全員避難が完了できない）。
- ✓ 原子力災害は自然災害と違って視覚的に分かりにくいいため、いざというときにパニックにならないよう屋内退避等について幅広く周知しておく必要がある。
- ✓ 職員のほとんどは、原子力災害への対応経験がないため、どのような対応が必要になるのか、事前にしっかりと研修する必要がある。
- ✓ 訓練・研修等の参加経験者を増やす。
- ✓ 行政職員の中でも、原子力災害時の対応について、理解している人が少ないように思うから。
- ✓ もっと市民に対しての研修等が必要。
- ✓ 災害が起きた場合の流れを一通り理解するには、簡単な説明では難しい。
- ✓ 様々なケース（バス、自家用車）における具体的な避難手順や準備物品などの再確認。
- ✓ 今回、事前に原子力災害についての全体的な説明を受けていたため、不安がなく訓練に臨めた。
- ✓ 今回は島根県全体での訓練でしたが、もっと小さな（地区）単位でも実施してほうが、より市民の方に浸透すると思います。
- ✓ 訓練に参加する機会を多くする。
- ✓ より多くの人が訓練し、身につけることが必要。
- ✓ 災害時に限られた行政職員が優先的に何をするのかを明確にしてほしい。

● 安来市

- ✓ 原子力災害時の避難など基本的な行動について、住民はもちろん職員も含めた理解促進が必要。
- ✓ 災害時の役割に応じた事前の訓練が必要。
- ✓ 今回参加した職員は有事の際に迅速に対応ができるが、参加していない職員はすぐすぐの対応が難しいと思われるので、研修が必要だと思われます。
- ✓ 避難元・避難先の職員に共通して「ふるさとを離れて避難しなければならない」という避難住民のメンタルに寄り添う研修が必要と考える。

● 所属無回答

- ✓ 訓練対象者の拡大。
- ✓ 訓練当日に防護服の着用に思ったより時間がかかってしまったため、より訓練を災害時同様にするために事前の研修で一度着てみてはどうかと思う。

【その他】

- 所属無回答
 - ✓ 本市防災課職員の増員。

3.2.6 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 3-47)。

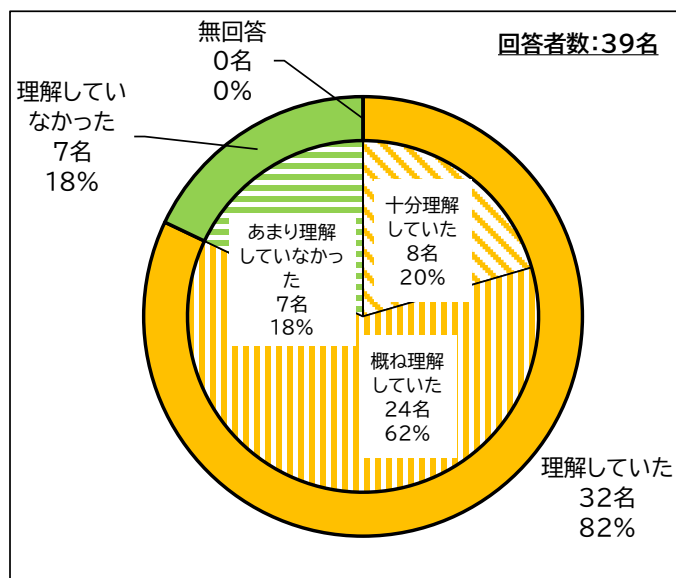


図 3-47 参加訓練の目的に関する理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8割弱であった(図 3-48)。

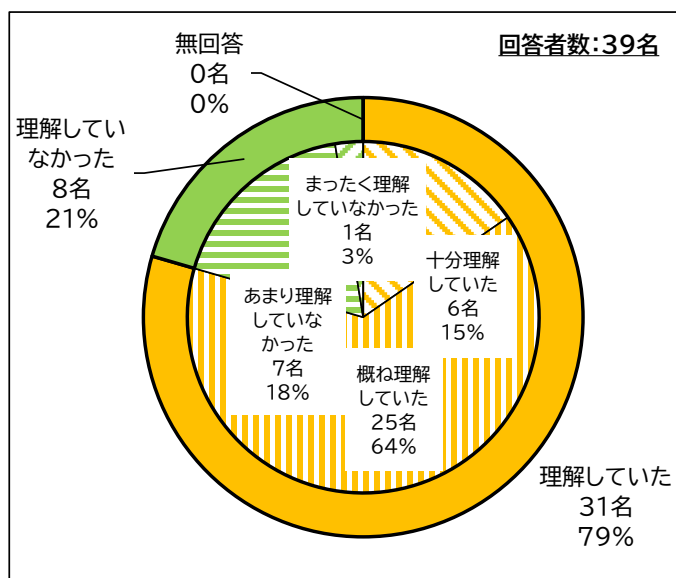


図 3-48 実施内容に関する事前理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-49)。

あまりできなかった理由として、被検者数の多さが挙げられている。

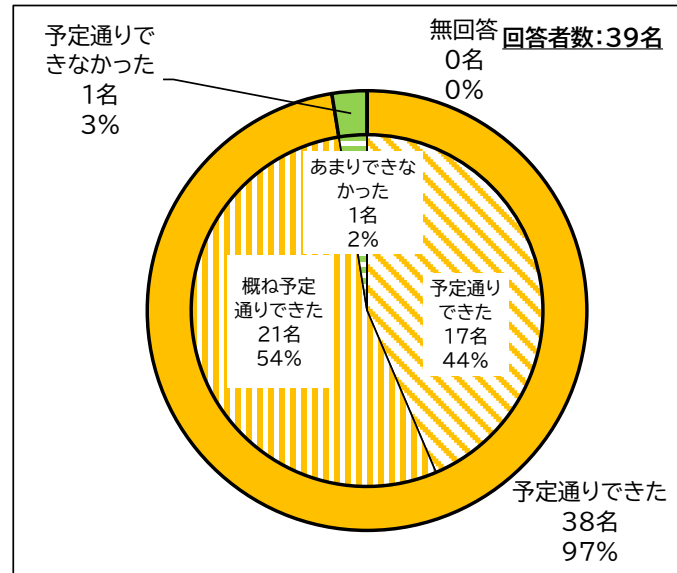


図 3-49 実施内容に関する自己評価
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

【「あまりできなかった」理由】

- ✓ 検査を行う対象者数が多く、一人あたりにかける時間を短縮せざるをえなかったため。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-50)。

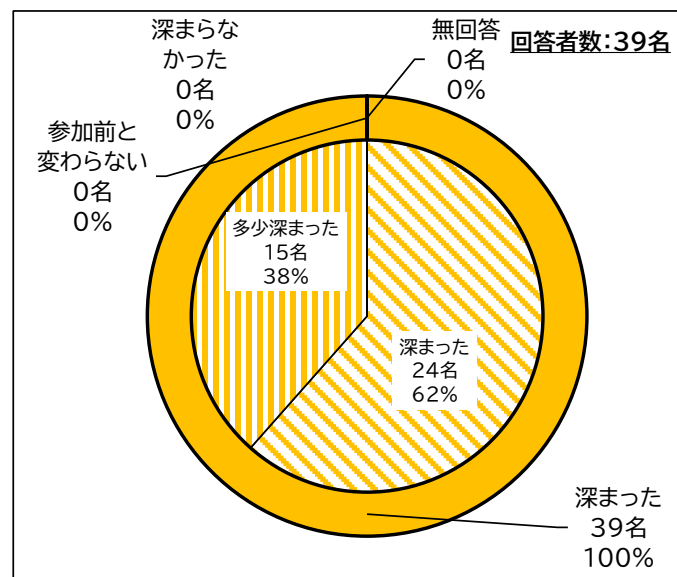


図 3-50 実施内容に関する理解促進度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-51)。

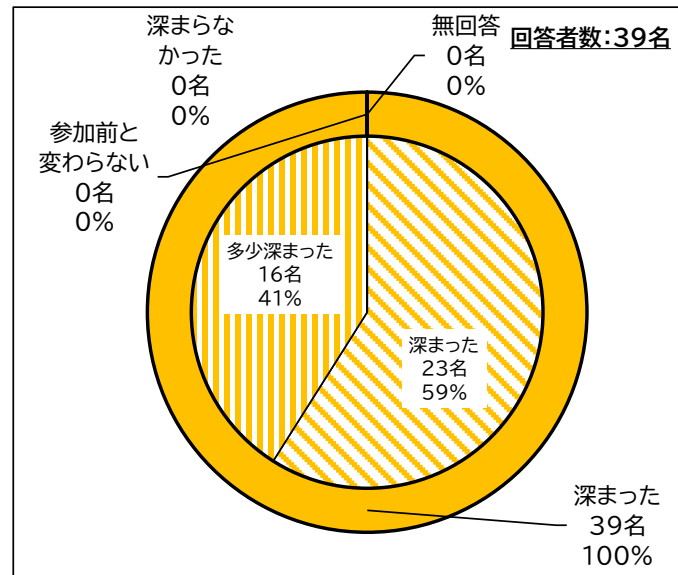


図 3-51 実施内容に関する習熟度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-52)。

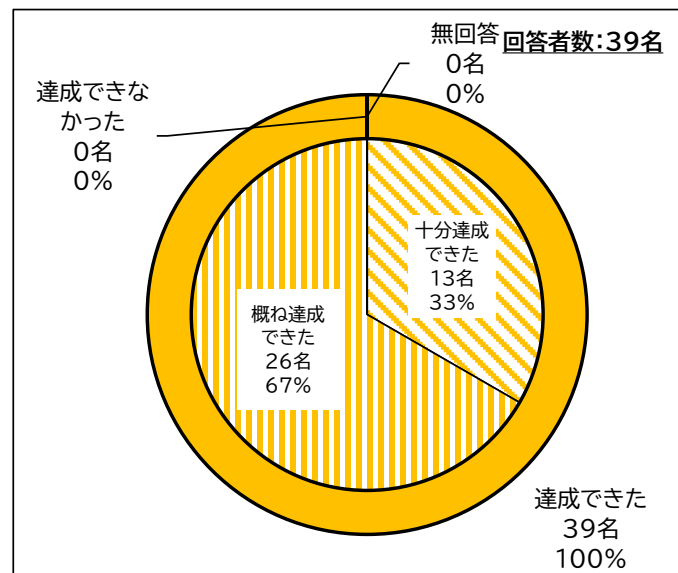


図 3-52 訓練項目別の目的達成度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-53)。

		回答者数:39名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	6名	15%
2	施設や設備等の充実化が必要	2名	5%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	17名	44%
4	その他	1名	3%

図 3-53 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ 訓練当日少し何もない時間があつたのでその点を有効活用できるような工夫が必要。
- ✓ 安来市住民への検査時の待ち時間にできることがあると良いと思います。
- ✓ 防護服着用のマニュアルについて、ハンズフリー拡声器の着用順が実際とは異なっていたため確認をお願いします。
- ✓ 特殊な施設(学校や病院、高齢者施設等)の避難(検査)をどうするか、気になりました。
- ✓ 記録表のフォーマットの改善。
- ✓ 細かなケースごとに取るべき行動とその理由の詳細が分かりやすくなる必要がある。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 電子機器を使用しての測定になるので、雨水対策の強化が必要だと感じた。
- ✓ 車両等の誘導に関しては、矢印看板がもっとあればより確実な誘導ができていたかもしれない。ただ、今回人員が2人配置されていたので十分対応できた。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 対象者の増。訓練に初めて参加してわかることが多かった。
- ✓ 避難退域時検査場所だけでなく、訓練全体ではどういったことを実施しているのか教えてほしかったです。
- ✓ より多くの方に訓練に参加してもらおう。
- ✓ 研修で行った実技研修は、当日の役割を理解する上で、大変有意義と感じました。
- ✓ 行政職員の中でも、原子力災害時の対応について、理解している人が少ないように思う。
- ✓ もっと市民に対しての研修等が必要。
- ✓ 様々なケース(バス、自家用車)における具体的な避難手順や準備物品などの再確認
- ✓ 検査会場の設営に時間を要していたため、実災害時に参集する職員で対応できるよう訓練しておく必要があると感じた。
- ✓ より多くの方が訓練し、身につける必要がある。
- ✓ 訓練参加者への事前に理解を深める研修が必要。

- ✓ 検査のパターンを増やすか、時間を短縮化。
- ✓ 住民が参加する機会を増やして、経験することが大事ではないかと思う。
- ✓ 原子力災害時の避難など基本的な行動について、住民はもちろん職員も含めた理解促進が必要。
- ✓ より多くの職員が研修や訓練を経験できると良い。

【その他】

- ✓ 今回の訓練で判明した課題の解決。

3.2.7 PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)⁵

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-54)。

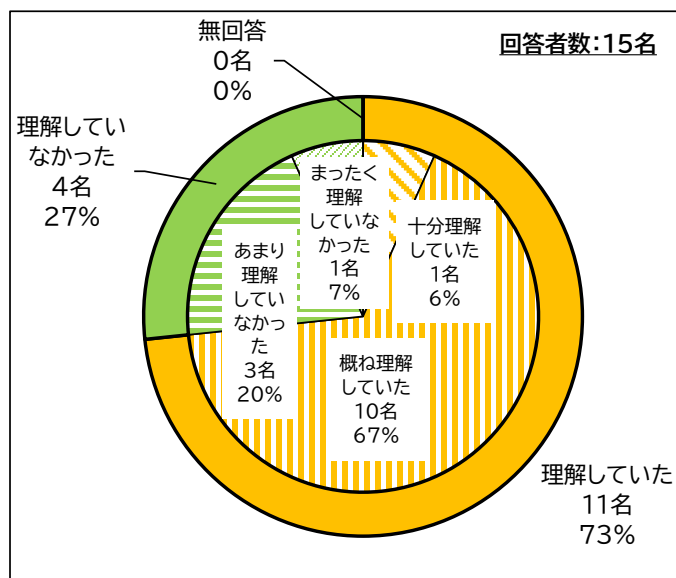


図 3-54 参加訓練の目的に関する理解度
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、8 割であった(図 3-55)。

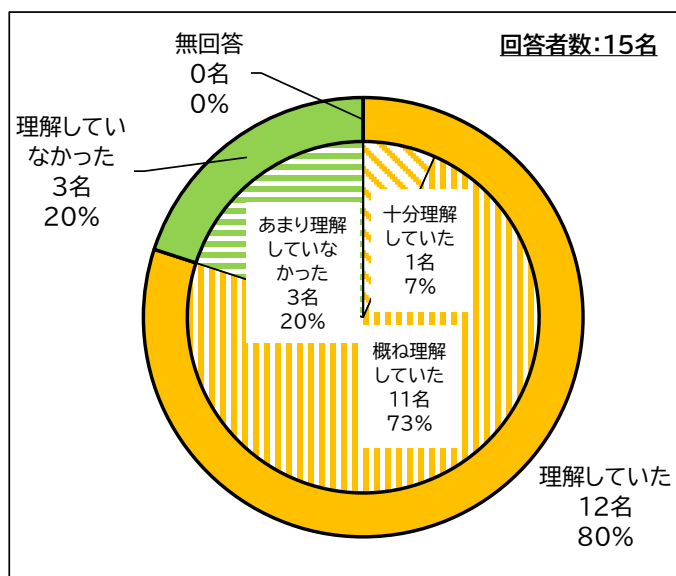


図 3-55 実施内容に関する事前理解度
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

⁵ 所属が「避難先市町、岡山県もしくは広島県」の方を対象に集計した。なお、「避難元市、もしくは島根県」の方については、3.2.4 及び 3.2.5 にて集計した。

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-56)。

あまりできなかった理由として、短時間で多数の住民に対応する必要があったことが挙げられている。

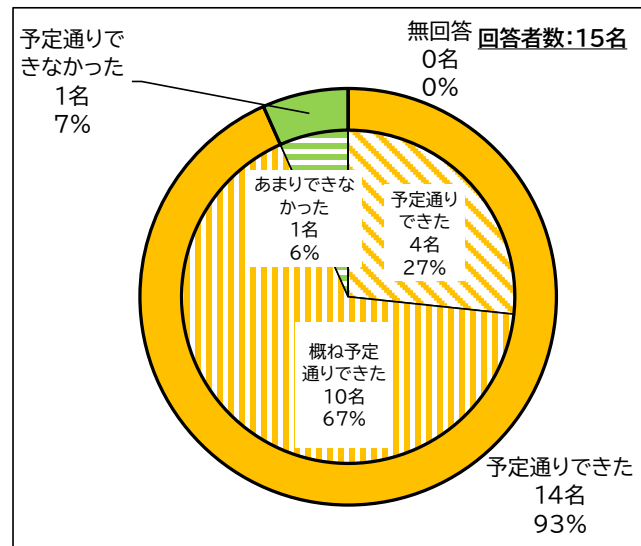


図 3-56 実施内容に関する自己評価
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

【「あまりできなかった」理由】

- ✓ 避難者の方へ丁寧な対応を心がけようとしたけれど、受付に大勢の人が来ると早口になったり、心配りが足りないところがあったから。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-57)。

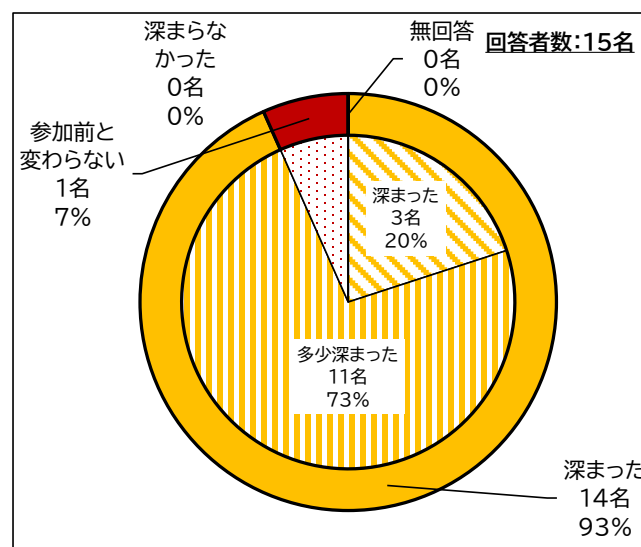


図 3-57 実施内容に関する理解促進度
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-58)。

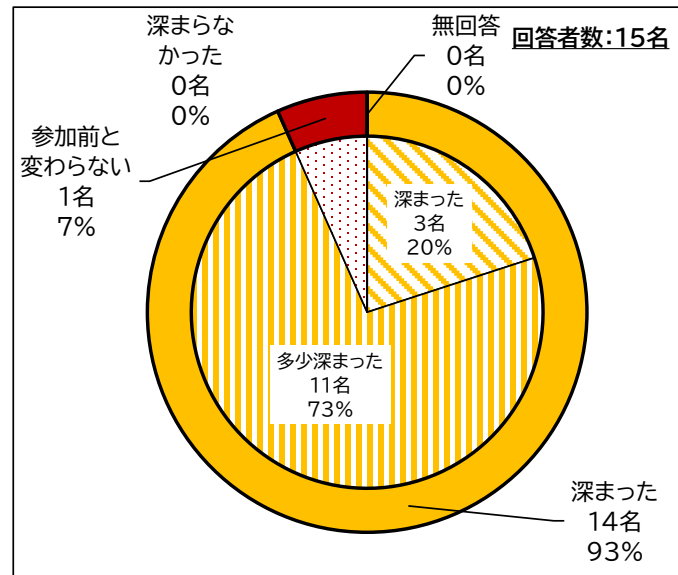


図 3-58 実施内容に関する習熟度
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-59)。

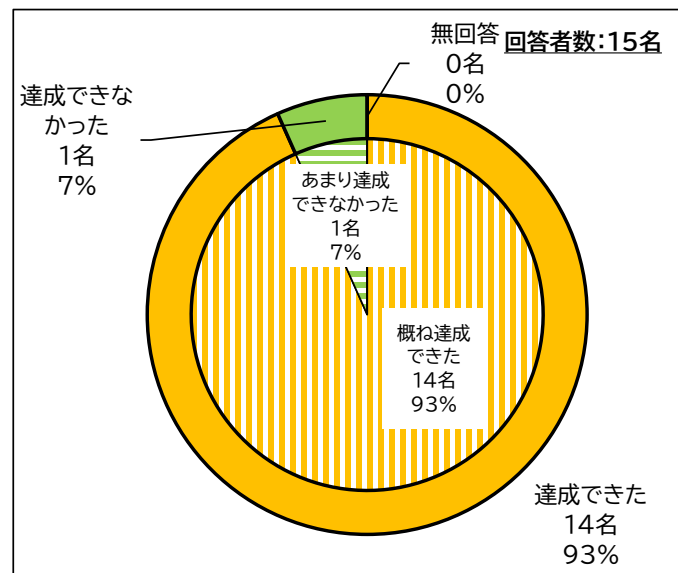


図 3-59 訓練項目別の目的達成度
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-60)。

		回答者数:15名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	1名	7%
2	施設や設備等の充実化が必要	6名	40%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	7名	47%
4	その他	0名	0%

図 3-60 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ マニュアルとは別に迅速に対応するため不慣れな職員でもある程度対応できるよう各班別のアクションカードの作成。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 避難物資の備蓄。
- ✓ 十分な避難所の確保。
- ✓ 避難者の方が安心して避難所で過ごせるための備品数の確保(テントやベッドの数が足りない)。
- ✓ 避難所運営備品の充実。
- ✓ 段差解消又は段差があることが分かるような目印を行う必要があるかと思います。また、トイレが和式で流れも悪かったようです。誘導者も必要かと思います。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 突発的な災害にも対応できるようにするため、平時から繰り返し訓練を行い、各部署の習熟度向上を図る必要がある。
- ✓ 当日の作業だけでなく、事前にマニュアルの配付や研修等があると、全体の理解につながると考える。
- ✓ 具体的に実施してみないと分からないことは多い、人員体制を変えて定期的な実施が望ましい。
- ✓ 訓練説明会の時に実地模擬訓練が体験できれば良かった。
- ✓ 今回の受け入れは訓練としての人数なのか、実際の避難者を想定した人数なのか分からなかった。訓練に参加するだけ、という形ではなく実際の動きに参加する職員が考えることができる訓練とすべきだと感じました。
- ✓ 流れの確認を行う。

3.2.8 原子力災害医療訓練

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-61)。

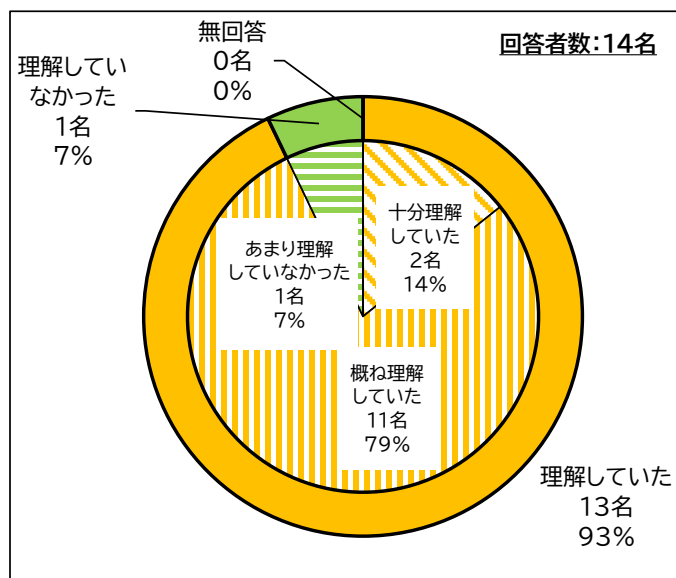


図 3-61 参加訓練の目的に関する理解度
(原子力災害医療訓練)

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、7 割を超えた(図 3-62)。

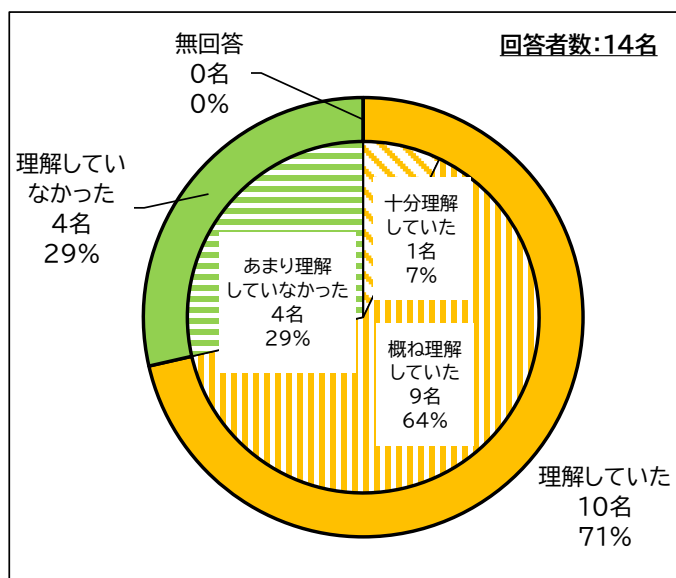


図 3-62 実施内容に関する事前理解度
(原子力災害医療訓練)

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、8 割を超えた(図 3-63)。

「あまりできなかった」理由の回答はなかった。

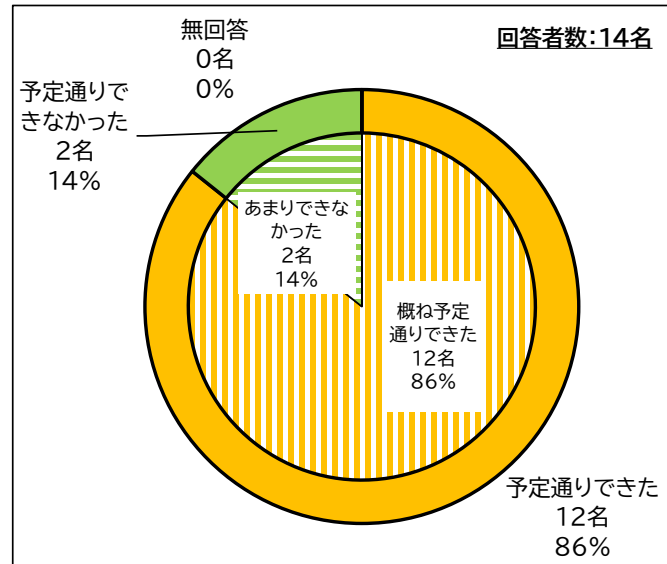


図 3-63 実施内容に関する自己評価
(原子力災害医療訓練)

【「あまりできなかった」理由】

✓ 記載なし。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-64)。

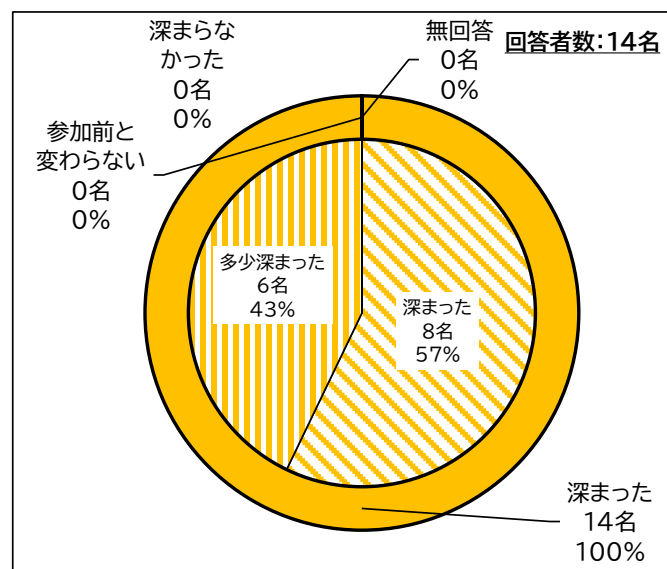


図 3-64 実施内容に関する理解促進度
(原子力災害医療訓練)

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-65)。

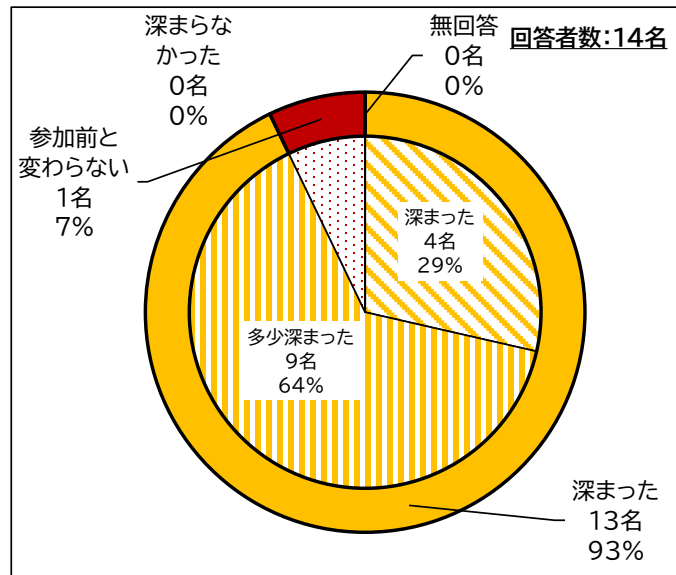


図 3-65 実施内容に関する習熟度
(原子力災害医療訓練)

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-66)。

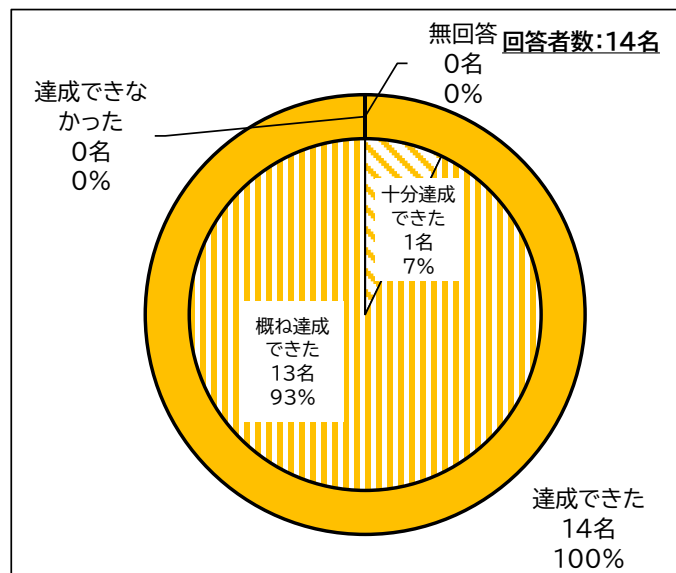


図 3-66 訓練項目別の目的達成度
(原子力災害医療訓練)

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-67)。

		回答者数:14名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	4名	29%
2	施設や設備等の充実化が必要	4名	29%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	9名	64%
4	その他	0名	0%

図 3-67 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(原子力災害医療訓練)

【マニュアルや計画類の見直し】

- ✓ 活動マニュアルの作成が必要である。
- ✓ 院内マニュアル(特に複数患者の対応)の見直し。
- ✓ 地域防災計画(第2章第1節第3)では県庁災対本部がすべての汚染傷病者の搬送先医療機関の調整をすることになっているが、本当に松江・出雲・安来・雲南圏域の救急搬送事例を県庁が出来るのか？選定に時間を要して救命処置が遅れるのではないか。搬送情報を各圏域消防本部から収集するのが現実的ではないか。

【施設や設備等の充実化】

- ✓ 消防活動時における防護服などの充実した配備。
- ✓ GM サーベイメータの動作確認。
- ✓ 内部被ばく測定が必要になった時の WBC がある部屋への導線が複雑であり、被ばく医療の施設は一か所にまとめた方が良いため、建屋の新設が必要だと思われる。
- ✓ 今回の訓練のように地震災害との複合災害が発生した場合、汚染傷病者を受入れる施設がない。内部被ばくを疑う症例がある場合、検査できる WBC までの導線が複雑なため、専用建屋があることが望ましい。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ✓ 定期的な研修受講が求められる。
- ✓ 施設の養生(やり方、範囲も含めて)、回収の仕方。
- ✓ 日頃から院内でチームとして多職種で訓練・研修を充実させるべきである。
- ✓ コロナ禍もあり久々の訓練となった。私を含めて若手には、このような経験のある職員は少ないため。
- ✓ 汚染者の処置の理解、処置の優先度。
- ✓ 定期的で開催してほしい。
- ✓ 新規採用職員研修などに災害時に県職員がどのような対応を行うのか、講義があってもよいと思う(鳥インフルエンザ対応など含め)。

3.2.9 初動対応訓練

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-68)。

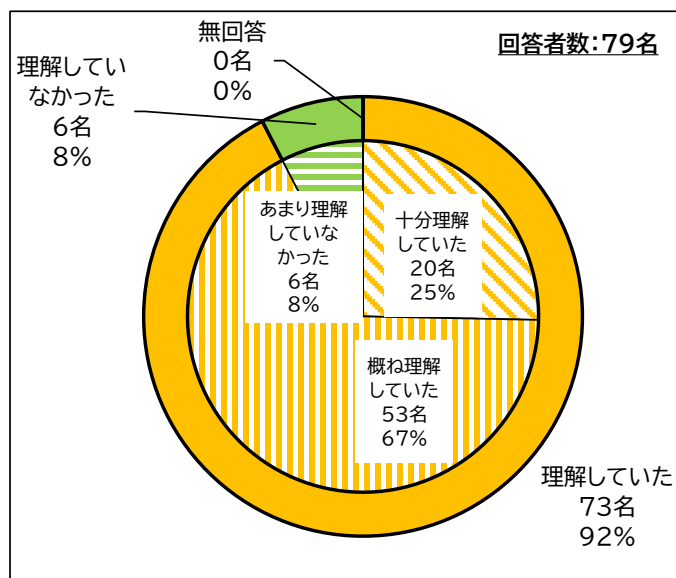


図 3-68 参加訓練の目的に関する理解度
(初動対応訓練)

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9 割弱であった(図 3-69)。

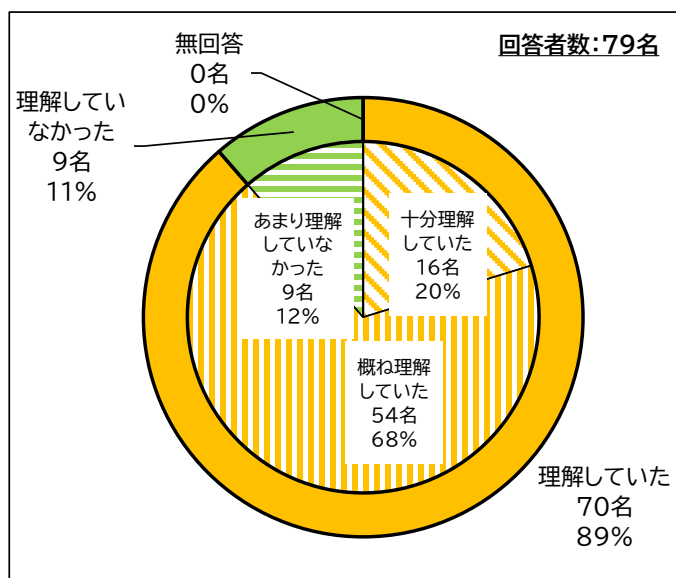


図 3-69 実施内容に関する事前理解度
(初動対応訓練)

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、午前の訓練では6割を超え、午後の訓練では8割を超えた(図 3-70)。あまりできなかった理由として、時間内での対応ができなかったことなどが挙げられている。

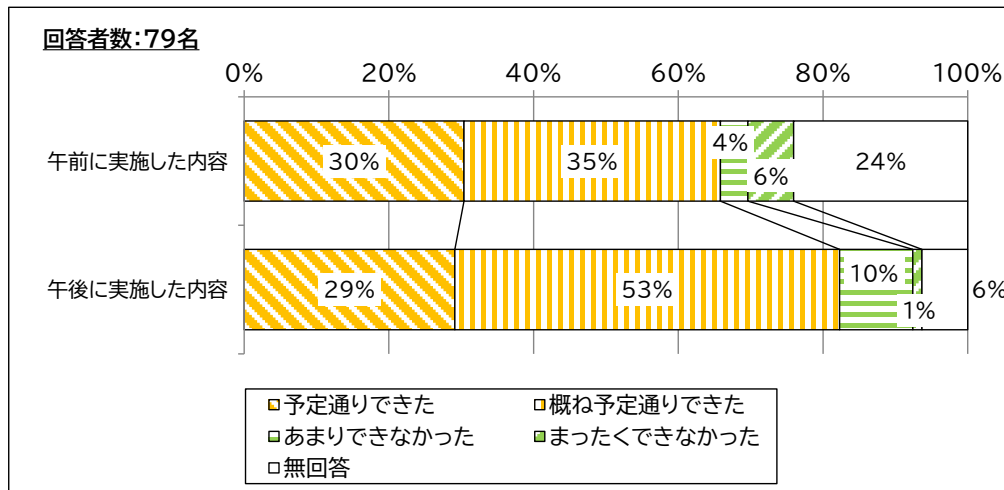


図 3-70 実施内容に関する自己評価
(初動対応訓練)

【「あまりできなかった」理由】

- 午前の訓練、午後の訓練共通
 - ✓ 手順書等を事前に確認していたが、時間に追われながら複数の対応をしていく中で、自らが主で取り組むべき事項に遅れが生じたため(制限時間内に与えられた役割を全うできなかったため)。
 - ✓ 事前に配布されたシナリオ通りに訓練が進行しなかったため。
- 午前の訓練
 - ✓ ブラインド訓練で、作成する文書や電話連絡等に時間がかかり過ぎてしまった(逆に言うと、本当の災害の時は、一つ一つの作業に時間がかかることが分かってよかった)。
- 午後の訓練
 - ✓ 車両確保及び運行計画作成を同時並行で実施することとなりかなり混乱した。既存の様式の不足や情報開示のタイミングによって、想像よりも作業完了に遅延が生じた。それぞれに必要となる情報や工程を理解し、細分化したうえで取り組めるとスムーズに対応できたと考える。
 - ✓ 業務量も多く、内容も複雑で難しかったため、予定通り進めることが難しかった。
 - ✓ 自身の行動のきっかけとなる NISS での通知に気づくのが遅れ、グループ全体の手順が遅れる結果となってしまったため。
 - ✓ 午後の訓練においては、ブラインド訓練の項目を付与できず、訓練中断時間となったため。
 - ✓ 想定される現場の状況がわかりにくい点があったため。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 3-71)。

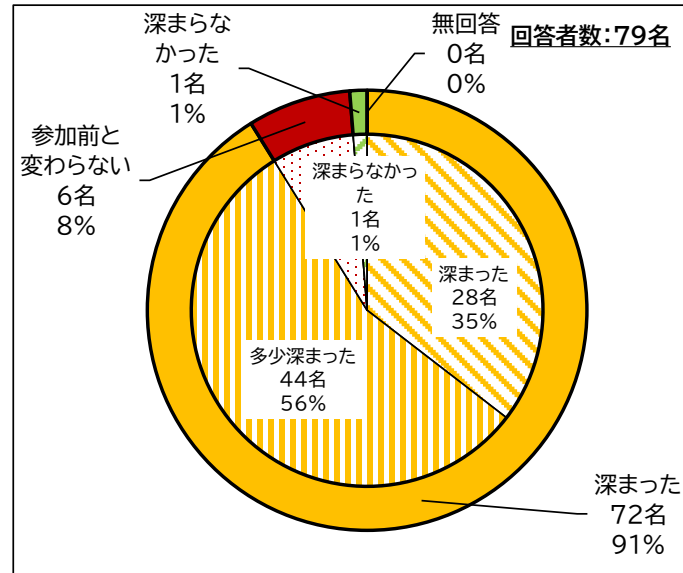


図 3-71 実施内容に関する理解促進度
(初動対応訓練)

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、8 割を超えた(図 3-72)。

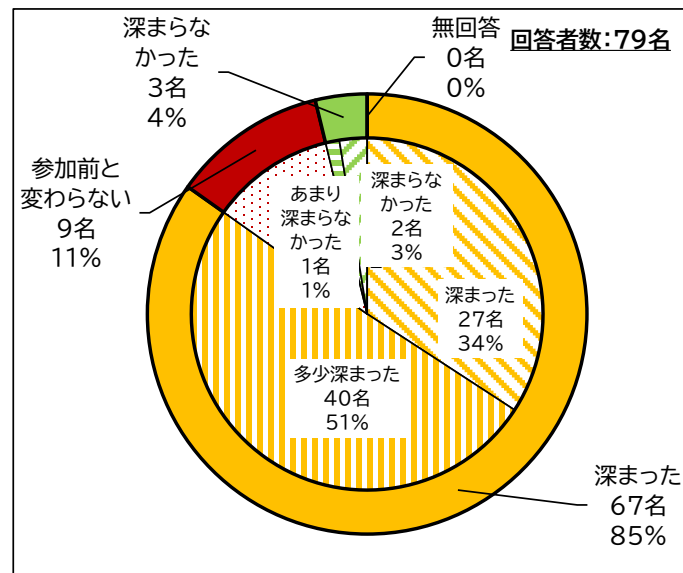


図 3-72 実施内容に関する習熟度
(初動対応訓練)

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-73)。

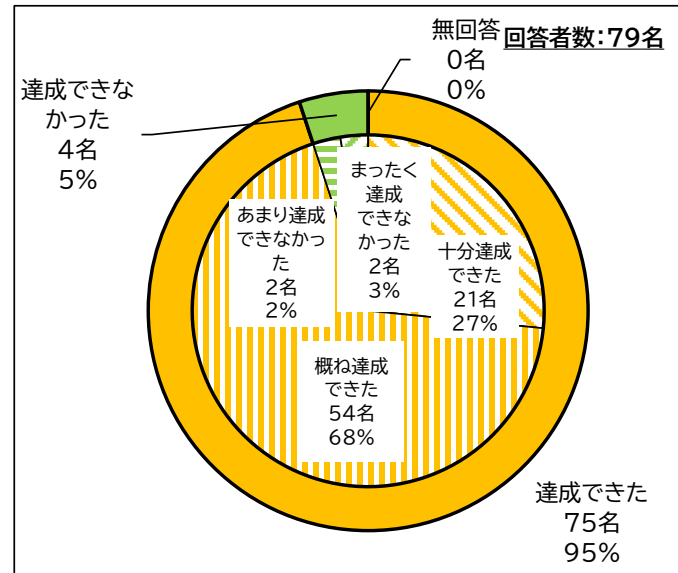


図 3-73 訓練項目別の目的達成度
(初動対応訓練)

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-74)。

		回答者数: 79名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	20名	25%
2	施設や設備等の充実化が必要	10名	13%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	43名	54%
4	その他	8名	10%

図 3-74 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(初動対応訓練)

【マニュアルや計画類の見直し】

● 島根県

- ✓ 車両運行計画や車両確保など、作成に必要となる工程やフローなどを細分化することで分業できる体制をとるべき。
- ✓ 必要資料一式の保存場所及び記載事項が誰でもわかるよう追記する。
- ✓ 設備故障のない警戒事態における対応を追加等。
- ✓ マニュアルや手順書本体というよりはそれに付随する様式等が即座に使いやすいよう整

理しておくことが必要だと感じました。

- ✓ 手順書にない項目について、手順書への反映。
- ✓ 住民向けに慎重な対応が必要な場面における公表文言の精査。
- ✓ マニュアル P.15 の県関係各課について内線の記載があれば円滑か。様式の格納箇所の記載があれば良いか。
- ✓ 手順書をAL1とAL2とで分けていくことが必要。手順書の細かい記載について、迷いやすいところがあるのでわかりやすく修正。
- ✓ タスクをどの程度の時間で処理するのか、目安でも目標時間があればよい。
- ✓ あらかじめ用意できるものの様式化。
- ✓ チェックリスト、放送文案などの別添資料の充実化。

- 松江市

- ✓ 現実性の高い訓練内容とすること。
- ✓ 具体的にどう実施するか、の検討。
- ✓ 複合災害を念頭に置いたマニュアルや計画としては十分とは言えないと考えるため。
- ✓ 住民以外の旅客者や圏外からの通勤者の避難方法についての項目がほしい。

- 出雲市

- ✓ 訓練を通して気付いた部分を、適宜見直していくこと。

- 安来市

- ✓ 訓練で得られた成果や課題などを踏まえて、今後も適宜計画などの見直しが必要。

- 雲南市

- ✓ 事象の進展に沿った内容に。

【施設や設備等の充実化】

- 島根県

- ✓ 情報収集と必要情報の出力にあたっては、紙での対応は限界がある。NISS については、数の不足と行政 PC との資料共有がセキュリティ面で困難であったため、改善が必要。
- ✓ 標準パソコンでの NISS 使用(不可能かもしれないが、総合防災情報システムのように誰でも見れた方がよい)。
- ✓ 一般災害部門との情報共有(電子ホワイトボードの共有)。

- 松江市

- ✓ 学校すべてに IP 無線機の設置を望む。
- ✓ NISS のインターフェイスが悪い。用紙がカラーで出力されない。
- ✓ 松江市以外の方からの Web 音声について、音声品質の向上が必要。

- 安来市

- ✓ 情報共有システム(既存システムで良いが、共有できるように各部署での映像共有が必要。放射線量、避難対象人数(図上でわかるように)、避難ルートの交通確保状況)。
- ✓ Web での音声設備。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- 島根県

- ✓ 解説をしてもらいながら、事前に手順書に沿って実際に作業するようなもの。

- ✓ 要素訓練的に一項目を室員全員で実施することでより多くの視点で改善が見込めると考える。
- ✓ 時間を要する対応や、手順が確立されていない対応に特化した小規模図上訓練の実施。
- ✓ 初任者向けに時間を割き、訓練内容だけでなく、そもそもの原子力防災の考え方について学ぶ機会が欲しい。
- ✓ 検証したいポイントに絞った個別の訓練や研修。
- ✓ 難しいと思いますが、規模を縮小した初動対応訓練(実際に連絡したり、文書を出すというよりは、要員がコントローラー(上司)の指示に従って自分の役割や必要なもの(原防NW、NISS等)を確認)の使い方を確認する)をした方が良いと思いました。
- ✓ シナリオを用いない条件付与による個別訓練実施も必要。
- ✓ 時間に余裕があれば、訓練以外の時に小さい単位で短時間のブラインド訓練をやってみてもいいように思う。
- ✓ 他部局(特に関係の深い部署)の訓練参加。
- 松江市
 - ✓ 今回の読み合わせも必要だが、実動と合わせた訓練。
 - ✓ シナリオをこなすことが主眼とならないような訓練内容が必要。
 - ✓ 事前にFAXを送ることができるか確認が必要。
 - ✓ 関係機関に対して原子力災害時の対応等に関する周知徹底が必要だと感じた。
 - ✓ 発災時に必要になるマニュアルや広域避難等に関する資料など常備資料の充実、ほかの自然災害との同時発生を想定し、他の災害への同時対応を想定した対応のシミュレーション。
 - ✓ 当日の参加者が急遽不在になった場合を想定して、ZOOMによる研修会を企画してほしい。
 - ✓ 訓練や研修は全職員が何年かに1度は経験すべき。
 - ✓ 部局内でのシミュレーション。
 - ✓ 職員が、それぞれの役割を十分把握しておくような訓練や研修があるとよい。
 - ✓ 防災部のみではなく他部局も参画した形の訓練(例:機能班等の役割がある職員も参加する等)。
 - ✓ 動員以外の職員への周知。
 - ✓ 実践を想定したマニュアル無しの訓練等。
 - ✓ 担当が居ない時も担当以外の職員でも動けるよう本訓練の参加が必要。
- 出雲市
 - ✓ 内容というよりは、継続した訓練の実施により習熟度を高め、個々の経験値を上げること。
- 安来市
 - ✓ 原子力事故に対する体制強化を図るために、防災部局以外の職員への研修などが必要。
 - ✓ 訓練の想定外の機器トラブルへの速やかな対処方法の共有が必要。
 - ✓ 災害の規模に応じた、訓練・研修を年に複数回行うこと。
- 雲南市
 - ✓ 原発の仕組みや特性について、事前に学んでおくにより有効ではないかと思います。

- ✓ 小回りの利く訓練。
- ✓ 職員体制も人事異動や退職により変化することから、事前の取り組みが重要と感じた。
- ✓ 自然災害対応と連携した訓練の実施。
- ✓ 複合災害への対応。

【その他】

- 島根県

- ✓ ブラインド訓練の継続実施。
- ✓ 今回の訓練や事前研修も活かして、事後の対応として実動時に使う様式や連絡先の保存場所を各員が熟知しておくことが望ましいと感じました。

- 松江市

- ✓ 関係機関(民間施設)との連携について更に具体的な連携を想定する必要があると感じた。
- ✓ web 会議用モバイルを早急に配備し使い慣れる。
- ✓ 機器の点検。

- 所属無回答

- ✓ 旅館ホテルなど行政以外との連絡体制が実際の災害時に確保できるか確認しておく必要がある。
- ✓ 体制の強化。

4. 自己評価結果(訓練参加住民アンケート結果)

訓練参加住民を対象にアンケート調査を実施し、延べ 331 名(松江市 PAZ:159 名、松江市 UPZ:37 名、松江市 PAZ/UPZ 無回答:2 名、出雲市:71 名、安来市:39 名、雲南市:23 名)から回答を得た⁶。

4.1 訓練全体の評価結果

4.1.1 回答者の特徴

(1) 属性

4 市とも、50 代以上が 7 割以上を占める(図 4-1)。

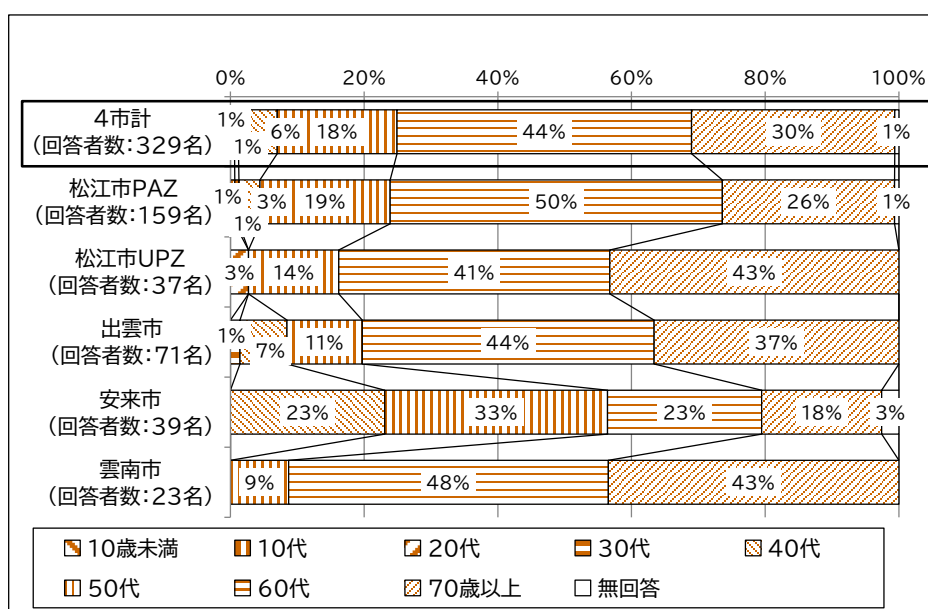


図 4-1 年齢

(2) 事前知識・経験(PAZ)

以下の項目について、訓練参加住民の訓練参加前の理解度及び経験を確認した。

- 原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段
- 原子力災害時にとるべき行動
- 原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割
- 原子力災害時の「避難」
- 原子力災害時の「屋内退避」
- 地区別の避難計画パンフレット
- 福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験

⁶ 重複回答等があるため、実際の参加者数と一致しないものがある。

その結果、「原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、9割弱であった(図 4-2)。

「原子力災害時にとるべき行動」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、8割弱であった(図 4-2)。

「原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割弱であった(図 4-2)。

「原子力災害時の『避難』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、8割を超えた(図 4-2)。

「原子力災害時の『屋内退避』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割弱であった(図 4-2)。

「地区別の避難計画パンフレット」を「見たことはあった」と回答された方は、7割弱であった(図 4-3)。

「福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験」が「ある」「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計」と回答された方は、3割を超えた(図 4-4)。

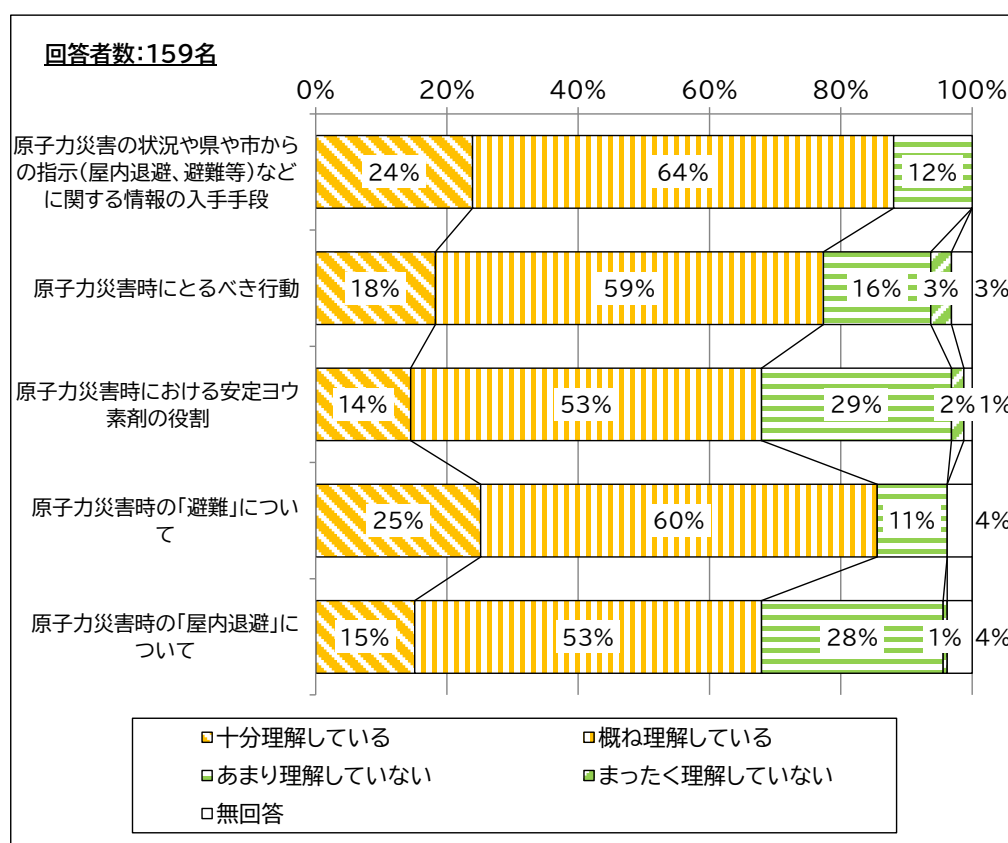


図 4-2 訓練参加住民の訓練参加前の理解度(PAZ)

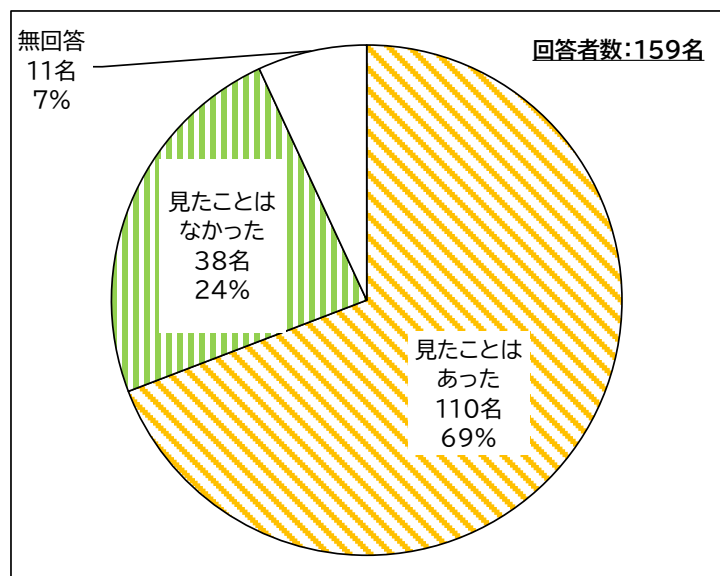


図 4-3 地区別の避難計画パンフレットに関する訓練参加前の認知度 (PAZ)

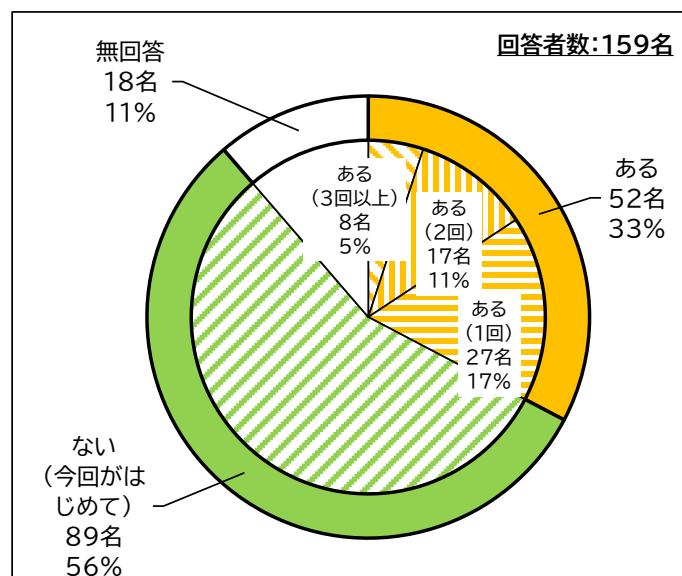


図 4-4 福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験 (PAZ)

(3) 事前知識 (UPZ)

以下の項目について、訓練参加住民の訓練参加前の理解度及び認知度を確認した。

- 原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段
- 原子力災害時にとるべき行動
- 原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割
- 原子力災害時の「屋内退避」
- 原子力災害時の「避難」
- 放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点
- 避難退域時検査

- 地区別の避難計画パンフレット
- (松江市のみ)福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験
- (出雲市及び安来市のみ)自然災害時における指定避難所等への避難経験

その結果、「原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、8割を超えた(図 4-5)。

「原子力災害時にとるべき行動」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割を超えた(図 4-6)。

「原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、6割を超えた(図 4-7)。

「原子力災害時の『屋内退避』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割であった(図 4-8)。

「原子力災害時の『避難』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割を超えた(図 4-9)。

「放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割弱であった(図 4-10)。

「避難退域時検査」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割弱であった(図 4-11)。

「地区別の避難計画パンフレット」を「見たことはあった」と回答された方は、7割弱であった(図 4-12)。

「福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験」が「ある」「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計」と回答された方は、2割に満たなかった(図 4-13)。

「自然災害時における指定避難所等への避難経験」が「ある」「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計」と回答された方は、3割に満たなかった(図 4-14)。

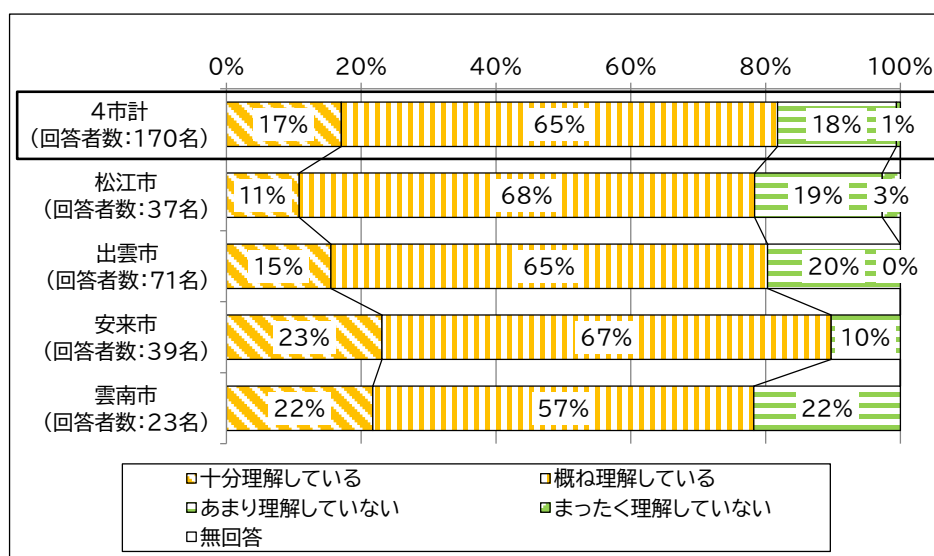


図 4-5 原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

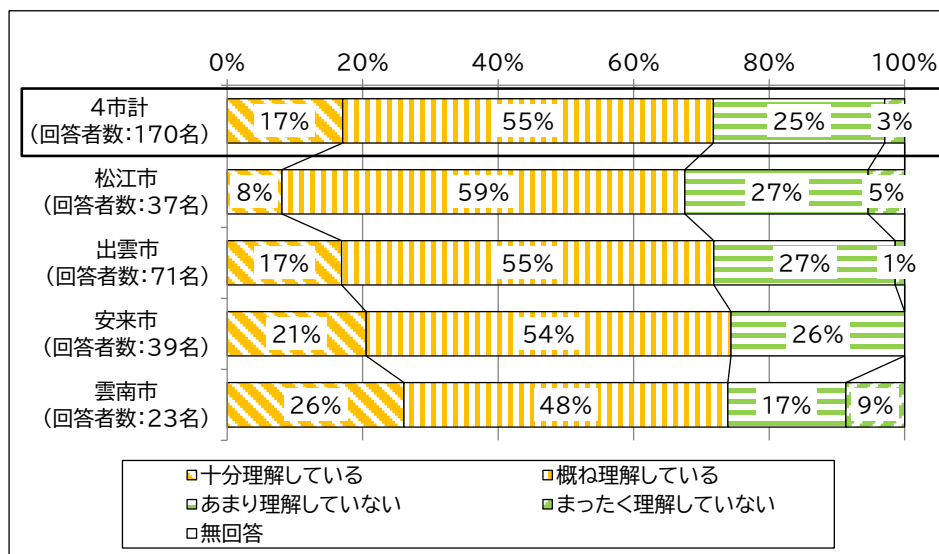


図 4-6 原子力災害時にとるべき行動に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

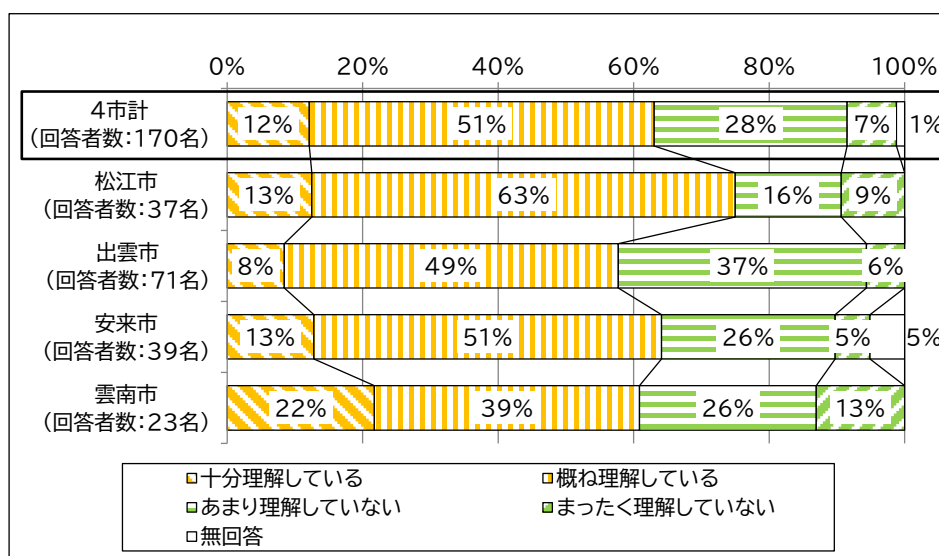


図 4-7 原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

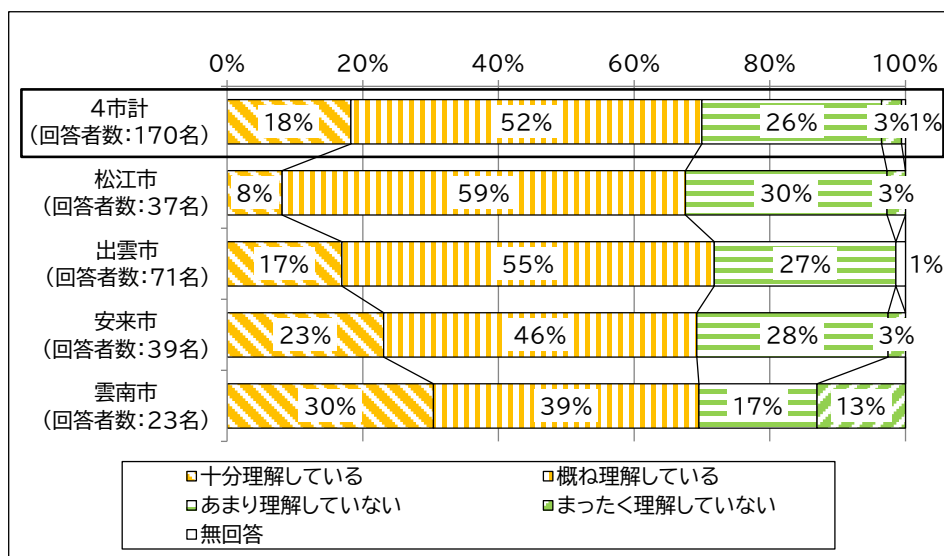


図 4-8 原子力災害時の「屋内退避」に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

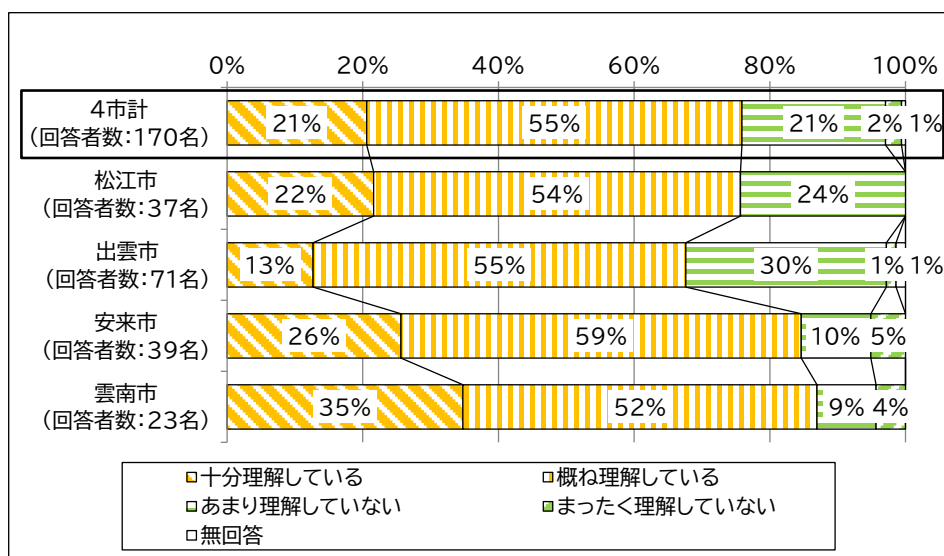


図 4-9 原子力災害時の「避難」に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

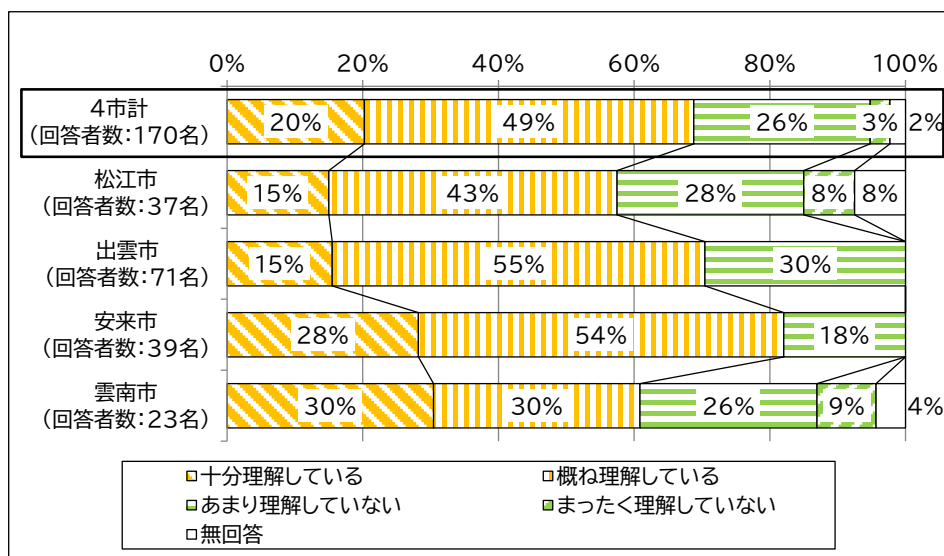


図 4-10 放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

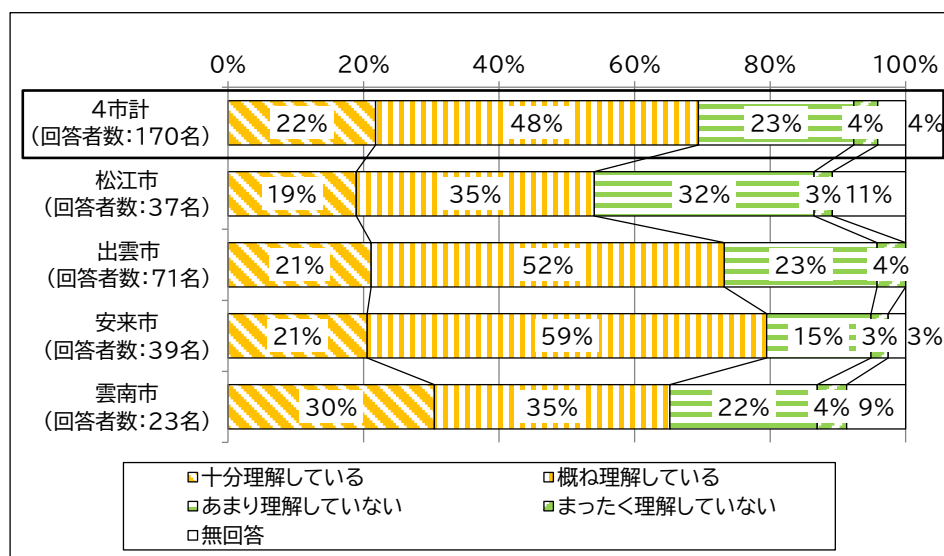


図 4-11 避難退域時検査に関する訓練参加前の理解度(UPZ)

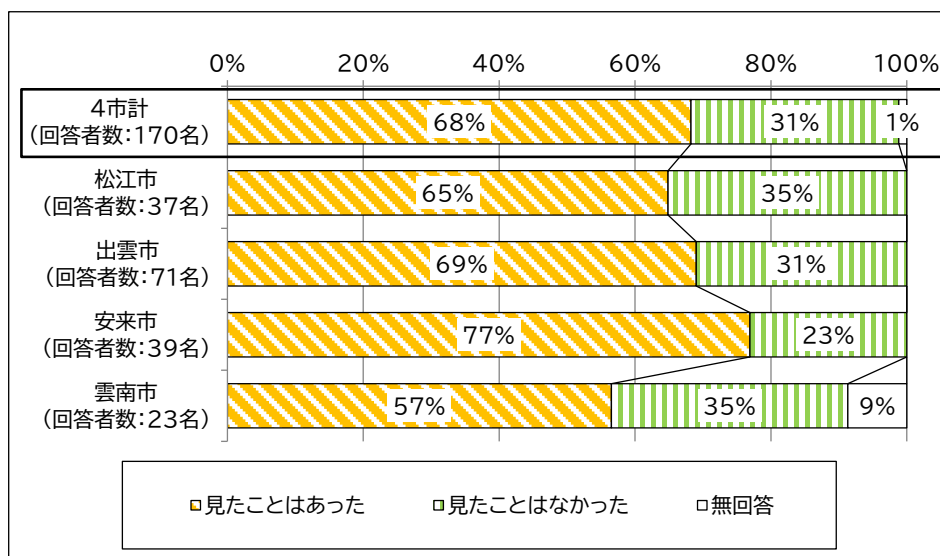


図 4-12 地区別の避難計画パンフレットに関する訓練参加前の認知度(UPZ)

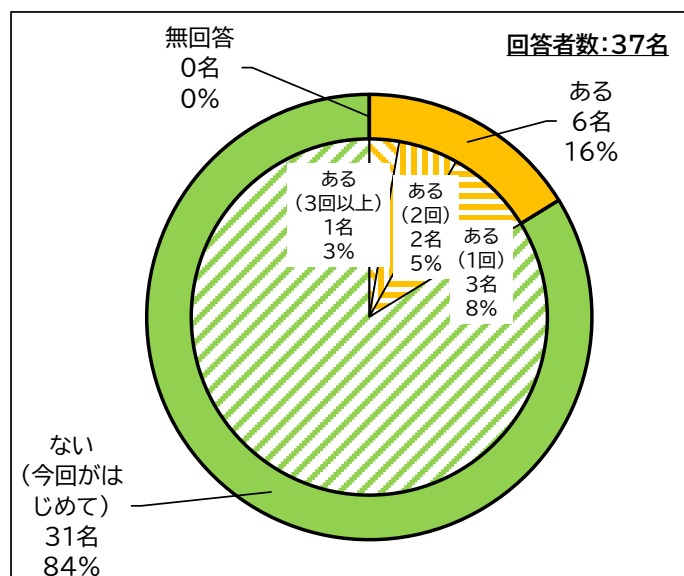


図 4-13 福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験(UPZ、松江市のみ)

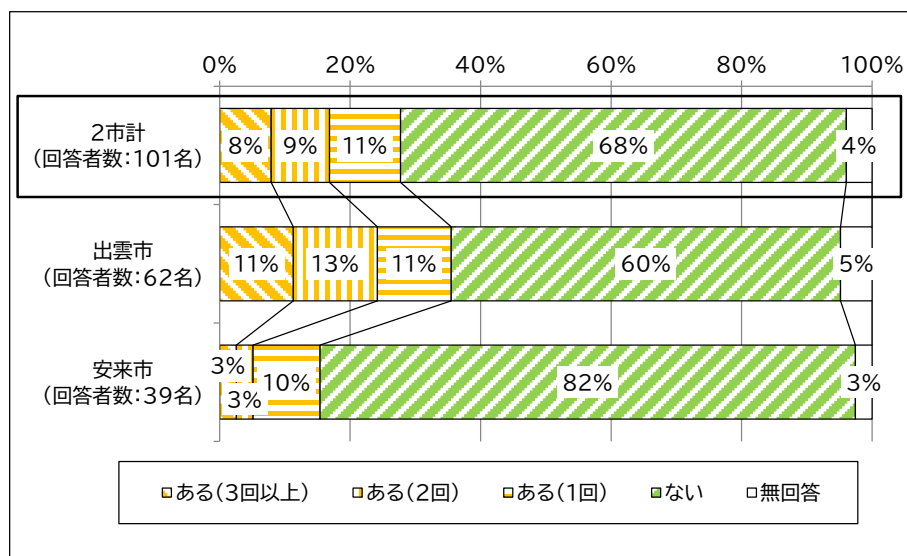


図 4-14 自然災害時における指定避難所等への避難経験(UPZ、出雲市及び安来市のみ)

4.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果

(1) 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

訓練を通じて、原子力災害が発生した場合にとるべき行動について理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9 割弱であった(図 4-15)。

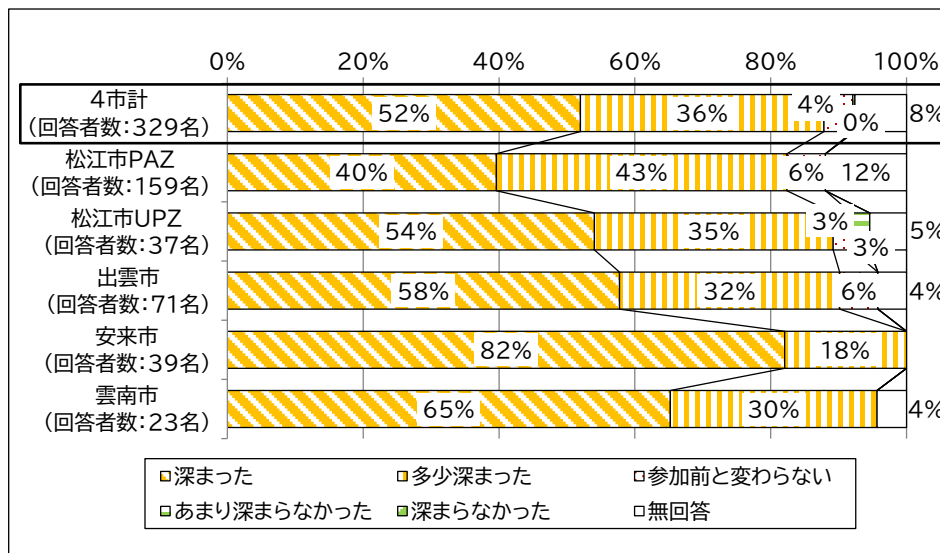


図 4-15 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

(2) 今年度訓練の役立ち度

今年度訓練の内容は今後に「役に立つ」(「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された方は、9 割弱であった(図 4-16)。

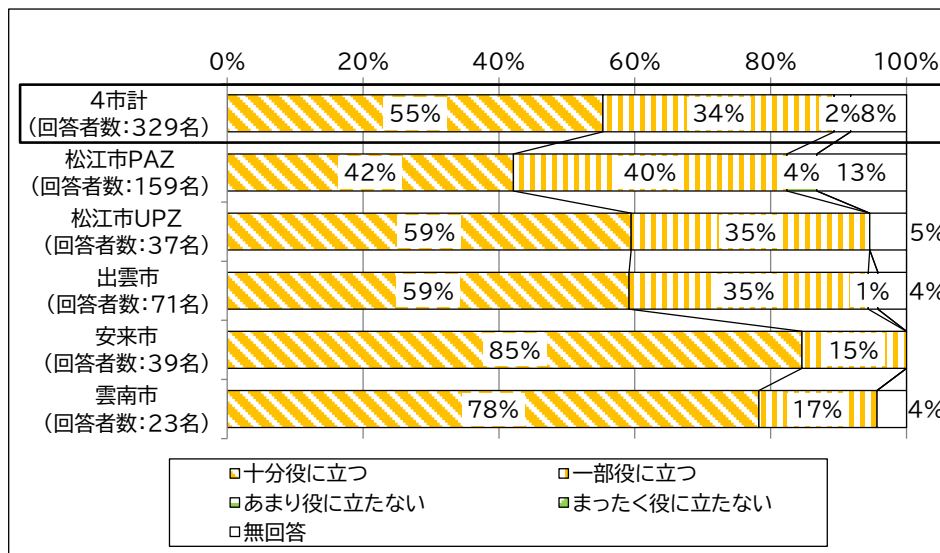


図 4-16 今年度訓練の役立ち度

(3) その他気づき事項

- 松江市(自家用車避難)
 - ✓ トイレの場所を地図上に明記してほしい。
 - ✓ 最初の小学校から中学校への案内時道路に何かしらの案内プラカードがあればスムーズに行けたかもしれません。
 - ✓ 「訓」のマットがはずれて運転中危険を感じた。大きくはずれにくいように。
 - ✓ 訓練のマットが 2 回はずれ、後続の車の助けを借りたり、脇道に入り待ったり 20 分くらいロスしました。カートイレは快適でしたが、紙が薄くてすぐちぎれ、時間をとられました。ペーパーホルダーの横にプッシュボタンがあり、水かと思いもう少しで押すところでした。落ち着いてみればタンクにありました。小さいことですが混乱につながることがあると思いました。
 - ✓ 避難所(お弁当を頂いた所)の入口から入場する時に、一列に並んで入っていたが、1 人の男性が横入りして来てぶつかり、消毒も横入りして弁当をとって行かれたのを見て、とても残念な気持ちになりました。避難所入口にも案内の人がいなければ実際、このような人がいるかもしれないと痛感しました。
 - ✓ 道中の案内看板が判りにくい。色は青より、黄・赤など目立つ看板が良いと思いました。
 - ✓ 要介護者等の実施訓練。
 - ✓ なるべく多くの人に訓練に参加してほしい。大田市の取組み、頼もしいです。
 - ✓ 平田の町中が混んでいた。斐川町の大型農道を通った方が良い
 - ✓ 大田二中に来る迄のルートは色々あると思われた。所要時間が必要になると思うがいかがでしょうか。
 - ✓ 避難経由所から避難所までのマップがあるとよかった(カーナビでうまく入らなかったの
 - ✓ 今回参加して国道沿いに案内板があり助かった。さて、原子力災害がおきてはいけませんが道路沿い案内を固定化したらどうか。
 - ✓ 大社前のルートで避難しましたが、大社鳥居の前で県外車の駐車場の入口あたりで 2km 位の動きが悪く、ロス。20 分位かかってしまったので大社地区は通らない方が良いです。
 - ✓ 大田市の職員又自主防災組織の皆様など、関係の方々に大変感謝をいたします。準備も大変だったと思います。大変お世話さまでした。
 - ✓ 実際に事故が発生した場合、はたして整然と避難出来るのかどうか。ある程度の規模で訓練することも必要ではと思う。
 - ✓ 通常と別ルートでの移動だったが、資料上に無い箇所があり、わかりづらい所があった。
 - ✓ 全世帯で、移動したら、動きがつくか微妙だと思いました。
 - ✓ 手順の確認という意味はあった。今後訓練成果の波及、避難計画を実効性あるものにするために、地域の自主防災組織の強化が必要と感じた。
 - ✓ 当日の出発前のチェック。
 - ✓ お世話になりありがとうございました。
 - ✓ 本番では今回のルートを使わないと思う。40 才以上(ヨード剤の服用の効果が低い)特に高齢者は、避難所に行くと死亡リスクが上がるので、急いで家を離れることだけではな

い放射線対応も考えたほうがよい。蔵の活用なども考えられるよいのでは？

- ✓ 弁当を食べる所に大きな案内(全体図・スケジュール)があるよい。
- ✓ 12:30 の訓練開始までの間に無音の防災ビデオでも流すとよい。
- ✓ 世帯名簿の回収場所とゴミ(弁当ガラ)の回収場が同じで混みます。人の動線を考えて配置を。
- ✓ ルート通りに避難出来ない場合も想定される為、各自自由にルートを選んで訓練したらどうなるかも把握する必要があるのでは(渋滞等が有ったら、ルート通り走らない)。
- ✓ トイレの確保が一番心配だと思いますが？
- ✓ 本当にあって全員が避難した時の道路の混み具合は予想されるのでしょうか？道路は最低でも 2 車線は必要かと思った。
- ✓ テント組立て体験は勉強になりました。
- ✓ 避難ルートについて:決定していても災害などで使用できない場合もありシンプルに目的地(避難)を明確にしては。
- ✓ 実際にテントを貼ったりすることで、スペースの感覚などわかり良かった。
- ✓ 災害は他にも考えられるので、より多くの人に知ってもらえるといいと思います。
- ✓ 情報提供としてエリアメールの配信がありよかった。防災無線は場所によって聞こえづらいところがあります。サイレン等などで緊迫感をもたせた方がよいと思う。
- ✓ 施設の最終入口に案内があれば良かった。
- ✓ 各地区参加人数が割り振られるが、出る人は限られる。
- ✓ 事務局の皆様には大変お世話になりました。多くの方が自家用車で避難されるかと思いますが、大きな混雑で本当に避難は難しいと思います。こうした訓練を重ねていくことが大切だと思いました。
- ✓ スタッフの方が親切でよかった。
- ✓ 案内板が少なかった。書類のかき方が分かりにくい。
- ✓ 2F で説明を受ける場合にスライドに出ている資料が手元にない(パンフレット)。
- ✓ 準備される側の訓練としては、多少役立つ訓練であると感じたが、「たき出し」等や駐車スペースの確保等、実際に発生した時には、機能しないと思われます。
- ✓ 島根半島は、佐田川、大橋川で分断されている。地震の際に橋が通行出来ないと孤立するのではないか？全部通れない想定は無しでよいか？

● 松江市(バス避難)

- ✓ 避難を指示する広域放送が聞こえなかったのでお知らせの仕方を考えて欲しい。
- ✓ 訓練の流れが良く理解できました。高齢者や障害者など移動に時間がかかる方々への避難方法も考えて頂けたらと思います。
- ✓ 豚汁がとても美味しかったです。ありがとうございます。
- ✓ バスでの避難を始めて経験しました。平田市内……信号が多い時間がかかるのでは？出雲大社の近く……正月中は渋滞がおきるのでは？等感じました。別のルートではダメなのかなとも思いました。
- ✓ 原発事故が発生するとしたら、主に大きな地震と思われる。大きな地震となれば大きな津波が考えられる。鹿島町の日本海側で大きな津波が発生した場合、島に 5km 津波が発

生した場合どれくらいの水位か、心配である。

- ✓ 住民の多くが避難した場合に避難所が混乱しパニックになるような不安を強く感じた。
- ✓ 県・市は国や原子力規制委員会と防災訓練の内容についてよく話し合っていたideきたいです。また、訓練とは少し違う話しになりますが、鹿島町内にある各自治会の集会所の維持管理方法の変更について意見があります。旧鹿島町時代の 30 年以上前に原発の交付金で集会所や一時避難所という名前で集会所を作り、「町」で維持管理をしていただいていた。そのお金が「市」でもうなくなったから、各自治会で今後は維持管理するように方向性が変わりました。お金がないからやめるとい話はおかしありませんか？鹿島町の原発について、全国で市町村合併をした自治体の困りごととして考えていただき、法律をつくった国や原子力規制委員会と協議をされて改めていただきたいと思います。
- ✓ 避難経由所の役割が今ひとつ不明確(自分が)だったが、福島第一原発災害時のエピソードを交えた説明により理解できた(資料より)。
- ✓ 避難所での受付終了後の訓練会場までの誘導が分かりずらかった。
- ✓ 出雲空港から離陸した旅客機のエンジン音のため防災無線(屋外スピーカー)の音が一部聞き取りにくかった。
- ✓ 最初に安定ヨウ素剤を配布されたときに、「すぐには飲まない」「指示後に飲むように」ということを強く伝えるべきだと思う。あわて者はすぐ飲もうとする。
- ✓ 放射性物質の検査が、車両しか行われず、住民検査が無かった。なぜ？訓練になるの？
- ✓ 今回は「事前説明を受けた人間が100名程度」実際は「何も知らない人間が数1000人以上」。後者への対応も何らかの形で訓練が必要ではないでしょうか。
- ✓ UPZ, PAZ という用語は、各種資料を理解する上で最初の障害になる。専門家でなく、一般人が理解できる用語にならないのかと思う。
- ✓ 大田市の協力を感謝します。
- ✓ 避難訓練を通じて原子力防災を理解していきたい。
- ✓ 訓練の必要性は十分に感じられた。
- ✓ 自分が今居住する所が「PAZ」「UPZ」の区分けについて理解出来ていない。その為最低限住民には理解してもらう方法を再度考えるべきと思う。
- ✓ できるだけ多くの人が訓練をしていく必要があると実感しました。つみあげも大切ですね。
- ✓ 原子力事故がおきないよう、さらに努めてほしい。
- ✓ 炊き出し、おいしかったです。
- ✓ はじめて訓練に参加しました。知っていれば役に立つと思いました。職員の方、おつかれ様でした。
- ✓ 避難の流れが確認でき、今後役に立つと思う(あてはならないが)。
- ✓ 避難先までの経路、中途の検査等の必要性について理解を深められた。
- ✓ 当地区に今後訓練が回ってくるのは数年後になると思われるが、できるだけ多くの方に訓練経験を積んでおいてもらう必要を感じた。
- ✓ 市職の方の対応も丁寧でよかったです。
- ✓ 訓練に参加し、実際の事故の避難を想像することが少しできたのがよかった。
- ✓ 大田二中でトイレの数が少なく、混雑していたので、もう少し多く確保した方がよいので

は。

- ✓ 実際災害となったとき、避難道路の整備が必要と常に痛感している。災害多発の昨今、島根県の道路整備が近隣より遅れていると感じている。災害復旧にも他県の事例をみると道路建設が急がれると思う。
- ✓ 実際に事故が発生した場合、バスの確保ができるかが一番不安。
- ✓ 福祉車両には本人の不安を取り除くために支援者は同乗できませんか。
- ✓ DVD での説明がありわかりやすかった。
- ✓ 一時集結所へ家からどうやって行くのかが問題。
- ✓ 地域でさそい合って行く仕組みが必要ではないか。
- ✓ (1)継続した訓練が必要。(2)実効性を確保することが必要(バスの手配等)。(3)住民への広報を適切に行うことが必要(パニックの防止)。
- ✓ 一時集積所までの行動の仕方を地区内で学習する必要があると思った。
- ✓ 移動時の DVD での説明等詳細な配慮が良かった。
- ✓ 実際に強い地震が発生した時、今回の避難路や避難先へたどりつけるとは思えない。自家用車が基本かもしれないが、皆が避難所にたどりつける準備や給油をしているとは考えにくい。避難途中でガス欠や、避難道の障害があれば、渋滞は必死。バスの量にしてもとても足りると思えないし、県外からの応援も運転不足や放射線への恐怖から期待できるとは思えない。能登の地震の教訓が活かされていない。避難路の点検強化と給油所の確保を確実に進めるべきだと思います。でないと非現実的な訓練をいつまでも続けるだけだと思います。まず島根町(島根半島)から雲南市、奥出雲町までの道路がすべて安心安全な状態にあることを確認していく作業が必要だと思います。女性はトイレに困らうと感じた。
- ✓ 島根地区より奥出雲町への道のルートは良く知っているので安心出来る。車で単身でも、家族でもルートを確認させている。
- ✓ 若い世代の方に参加してほしい。理解を深めてほしい。子供と一緒に訓練とか。参加して初めて気づく事がありましたので、原発が近くにある事を若い方にもっと感じてほしいと思いました。それと、奥出雲避難所に行くまでの道路崩壊問題が心配です。原発災害がおこるぐらいの地震や災害があれば、道路状態は能登半島地震ぐらいの孤立が予想されます(個人的には孤立すると思っている)。ルートの確保などそのあたりも含めて考えなければなりません。
- ✓ 道路などの状況によって通れない時があると思うので、別ルートなどを提示した方がよいと思いました。またその時のための点検などをしっかりしていきたいと思います。
- ✓ 避難所での現地対応は非常に感謝します。
- ✓ 職員の方の対応が大変だと思った(十分に訓練をお願いしたい)。住民へはパンフレットのみではなく広報をお願いしたい。
- ✓ もう少し幅広い年齢層に参加して欲しい。
- ✓ 訓練としては、これで良いと思いますが、実際に地震が起きた場合、現在の道路事情では、スムーズな避難は出来ないと思う。総合的な対策が必要だと思います。
- ✓ かなり深まったがそれ故に大地震が発生した時に今日のようにはたして順調に奥出雲に

行けるのか強く疑問をもった。むしろ、地元でどう対応していくかの認識をもっともっと深める行動を進めたい。

● 出雲市(海路避難)

- ✓ 小さな集落を訓練の対象にさせていただきありがとうございました。海上の状況が悪く、巡視船に乗れなかったのは残念でした。秋から春迄の日本海は荒れるのがあたり前ともいえるので、万一の時はどの程度の波高迄可能でしょうか？
- ✓ 反省すべきは手ブラで参加した事です。避難には手荷物が必要なのでその取扱いも重要なポイントになります。適当な大きさと重さの物を持っていけばよかったと思います。
- ✓ 救命胴衣の装着が下の部分の留め具が見えないので難しかった。
- ✓ 大人数の移動の時にスムーズに出来るのか不安だった。
- ✓ 不自由な身体の人々の避難訓練も一同に出来たら良いと思う。
- ✓ 参加して良かった。
- ✓ 通信手段(電話、ケータイ)が停電だったり、無くなった場合の対応について知りたかった。例えば船にある無線を使うとか…。
- ✓ 荒天時の訓練はなかなかできない(避難させる側もする側も)ので数人だけで予定どおりの内容で訓練すると良いと思った。
- ✓ 話の内容及び、訓練を参考に自分なりに考えていきます！

● 出雲市(バス避難)

- ✓ 福島第一原発事故の際の具体的な内容(放射能の広がり、避難地区は何キロだった)をもっと知りたかった。
- ✓ 検査済証については、説明が判りませんでした。
- ✓ 個人での避難した場合の渋滞が心配です。車一台、検査に何分と明記をお願いしたい。
- ✓ 参加者には服そうの準備が必要だった。市役所の方、報道の方、マスク、帽子ない方がいた。同じような服そうが良いと思う。皆で防災訓練参加してほしい。
- ✓ 個人の心配をとり除くほどのものではないが、一般知識として持っておく程度。
- ✓ 安定ヨウ素剤の服用のタイミングは重要とのことですが、なるべく早く服用しないといけないと思われる方が多いと思います。避難時など精神的に不安定な場合は正しい情報が入りにくいので、「指示があるまで服用しない」事を、誰でもが分かりやすくした方がよいと思います。用紙を変更するか、安定ヨウ素の袋に記載するなど…。
- ✓ 知らない事がたくさんありましたので、いい経験になりました。ありがとうございました。
- ✓ 長時間水分を摂取されていない方がおられるとも予想される。ペットボトル等の水分の補給があっても良かった。
- ✓ この防災訓練に参加したのは、ごくわずかの地区住民である。したがって、30km 圏(UPZ)の全住民へのきめ細やかな広報活動が必要と考える。
- ✓ 避難経路は全体的なものと考えたとよいが、地区内の場所毎々考えると、ルートは、多様になると思う。橋がこわれて運行不能となる場合や、早く逃げることを、効率的に考えるならば、各自が検討することが必要と感じた。
- ✓ 避難退域時検査は省略されていたが、どんなものか体験をしたかった。
- ✓ 島根原発2号機の新たな設備に関しては、3.11の例をとり、諸々の新たな整備がなされ

ていますが、万が一の場合これらを活かすための指示をされる総合的な立場の方(東日本大震災の時は時の総理の認識不足により人災と言われた)は今法的にはどのようになっているのか? どういった方が指揮をとられるのか?

- ✓ 全国的に、原発の安全対策が、福島第一原発の事故すなわち、津波被害による電源喪失に偏っていないかと疑問に思う。東アジアの安全保障がおびやかされている現在は、過去に経験したことがない危機についても十分、対策を練る必要があると思います。
- ✓ 地震は、いつどこで起きるか分からない。原発事故はあってはならない。にもかかわらず、起きてしまったという現実から目を逸らさず取り組む、原発稼働を経験していない人も多い。訓練と実際の運転はやはり異なる点が多いので、いかに技能スキル、モチベーションを維持向上させるべきか中電も行政も若く優秀な人物が入りたいと思うような風土をつくりあげて欲しい。
- ✓ 検査を受けないといけないことがわかった。
- ✓ 交通渋滞に対する対応は良いのか? 誘導情報は何かあるのか? 警察官だけで人数は足りる? ケータイへの情報はどの様にするのか? 訓練を受けるのが初めてでしたので、とてもよい機会でした。
- ✓ 初めて参加しましたが、バスでの避難等、広島までの距離を考えると、かなり不安やせまい空間の中で、大変だという事を感じた。自家用車が基本で、車がない方(高齢者)障害のある方が、バスでの避難となると書いてありましたが、自家用車で、うまく避難できるか不安です。家族にも高齢者、ペットがいる。車に乗りきれない。そういう方は、どうすれば…。いろんな家族状況の事も、避難パターンに入れてほしい。自家用車に乗り込むときにどのような事をやってから乗り込むのか。実際それが必要なのではないのでしょうか。
- ✓ 原発がいよいよ稼働するに当たり、このような訓練は重要だと思います。以前、県の原子力安全対策課にて多少の経験はさせて頂きましたが数年経つと忘れてしまっている事もあったりする為、今回は本当によかったと思いました。大変お世話になりました。
- ✓ 初めて知ることが多くとまどった。見たことのない資料があり、事前に配布(避難のマップ)してほしかった。
- ✓ 原子力災害時の行動等がわかり訓練は必要と思う。もっと多くの方に参加したらと思います。
- ✓ テロへの備えに対してどこまで対策しているかの説明をしてほしい。事故が発生した場合、どこまで補償してくれるのか? 回を重ねる度に、良くなっていると感じます。実際に発生した時(本当はあってはならないが)にいかにスムーズに混乱なく行動出来るのか? 今後も継続した、繰り返しの訓練が大切だと思います。

● 安来市(バス避難)

- ✓ 氏名を筆記する場面が2度あったが、高齢者には難しいと感じた。1度記入し、後は写メで撮って避難所で示すなどの方法が良いと感じた。
- ✓ 高齢者が、バスで避難する場合の車椅子、または、補助はどうするのか気になった。
- ✓ マニュアルを実行して、内容が見えて非常に良かった。
- ✓ 地震が起こった場合、美作市も被害を受けて避難所が開設されると思います。その際、地元の方が避難されると思いますが、この場合、安来市の避難住民を受け入れることは

可能か??

- ✓ 学習会のあとに質問したが、全く回答になっていなかった。時間もなくてその回答についてもう一度聞く事ができなかった。今回は自治会の役員の参加がほとんどだったが、色々な方が経験しておいた方が良い訓練だと思うので繰り返し実施されれば役員は変わるので色々な方が経験出来て良いと思います。
- ✓ 参加してよかった。
- ✓ 知っているつもりでいたのですが、やはり自分の中で自己完結していただけないのかなと実感しました。万一事故が起れば、大変なことになる事だけは実感しました。
- ✓ 一時集結所で紙を記入し、同じ内容の物を避難先でも記入、一枚で良いのでは。共有はできないのか。
- ✓ バスで来たが、受入先で確認時間が取られ、トイレ等にいけない人がいたので、改善を。
- ✓ 参加してとても良かった。
- ✓ 避難がスムーズに行われるには、訓練と知識が必要であり、くり返し訓練が必要。
- 安来市(自家用車避難)
 - ✓ 良かった点。市担当職員のスムーズな進行があったので、全体の流れ、すべき行動が理解しやすかった。
 - ✓ 疑問に思った点。島田小体育館に入った際の避難者の確認方法に時間を要したこと、実際に車椅子が必要な人への対応、筆記で氏名の記載など、最善の方法なのか疑問に感じた。
 - ✓ 現地まで実際に走ることで気付くものが多々あると思います。距離と時間、現地の地理、経由所の意味etc雨や地震など、目にみえ、イメージしづらい災害だけに、訓練の重要性は高いと思いました。
- 雲南市
 - ✓ 受け入れていただける三原市さまあってのことなので。日頃から市をあげて交流する機会を計画していただいて、住民同士、仲良くなることも大事なかなと思った。
 - ✓ 実際に原子力災害が発災した場合は、概ね、自家用車での避難者が多数になると思われる(混乱が予想される)。ただし、今回のような、一連の流れを実体験する訓練は継続して実施すべきと考える。今回お世話になった、三原市、島根県、雲南市関係者に対し感謝申し上げます。原子力災害が起こらない事を切に願います。
 - ✓ 主旨説明等について耳の不自由な人への対応が必要だと感じました。
 - ✓ 防災訓練に参加できて良かった。今後とも宜しくお願いします！！
 - ✓ 個々人、家族により、バス移動には、持参荷物スペース的問題、体調等に寄る圧迫感等、少しの余裕がとれるかどうか？市職員担当者の配慮等は良かったと思います。
 - ✓ 前後バスの連絡。電波弱及び不可の時用に小型でも近距離でもトランシーバー等も予備があれば車両間連絡等々に役立つかと思います(基地局倒れたら使えないこともありますし)。
 - ✓ 事前の資料で持出袋は男性 15 kg位と有り、今回 12~13 kgで避難袋を準備したが移動する事を考えると、かなり重い物と感じた。又、バスの移動では持出袋の大きさによって、不公平感が出ないか心配になった(男性は袋が大きく、バスのスペースが大きく使え

るが、女性は袋が小さくスペースが広く使えない等)。

- ✓ 三原市の皆様には訓練に対応していただき、ありがとうございます。
- ✓ 三原市さんの対応が大変よく感謝します。実際に避難する場所に行き、参考になりました。
- ✓ 有事の際を踏まえた危機管理は行政だけではなく地域住民も日頃からしっかり持っていないといけない。そのためにも普段から有事の際にどうすべきかときイメージトレーニングをしておくことが大切だと思う。
- ✓ バス移動時間が長かった。自家用車で移動するつもりだがバスの中からでは世羅以後の道がわかりづらかった。
- ✓ 原子力防災についてあまり考えていなかったのもので訓練に参加したおかげで、おおよその避難のしかたを知ることができて大変よかった。できるだけ多くの人に訓練に参加してほしい。
- ✓ 原発事故はあってはならない事ですが、不確かな情報にまどわされず、訓練により落ち着いた行動ができるかと思います。
- ✓ 個人で自家用車で避難した時、途中で立ち寄る事もあるので全員の安否確認をとるのが困難になると思う。安否確認をとりながら避難した人の生活維持のために力を入れてほしい。今は少し寒かったので寒さ対策について準備するよう宣伝してほしい。いい訓練でした。
- ✓ 避難する方は、もちろん受入側も大変と感じた。中国電力には十分に原子力災害の対策を講じていただきたいと切に思いました(三原市さんありがとうございます)。
- ✓ 初めて原子力災害避難訓練に参加したが、原子力災害の内容や避難が必要になった時のルート、手順、避難場所等、理解ができた。訓練に参加して分かったことがたくさんあったと思う。今日の訓練の内容を家族や職場の人にも話し、万が一に備えたいと思います。

4.2 訓練項目別の評価結果

4.2.1 実動組織による避難措置訓練

(1) 船舶による避難

回答者全員が、孤立した場合の避難手段として、海上保安庁などの実動機関が保有する船舶もあることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された(図 4-17)。

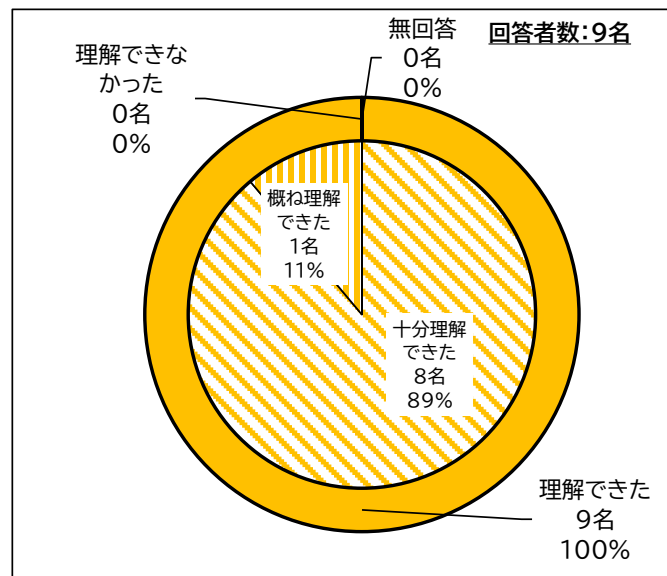


図 4-17 船舶による避難に関する理解度

(2) 避難退域時検査

回答者全員が、放射性物質が放出された後に避難を実施する場合には、避難経路所に向かう途中で避難退域時検査を受ける必要があることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された(図 4-18)。

また、回答者全員が避難退域時検査が済んだ際には、「検査済証」を受け取った後、避難経路所に向かうことを「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された(図 4-18)。

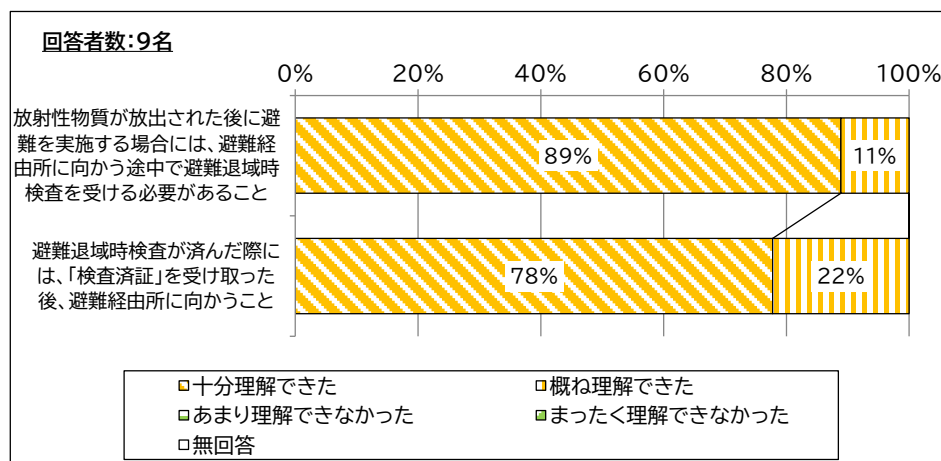


図 4-18 避難退域時検査に関する理解度

4.2.2 広報訓練

訓練広報を「確認できた」と回答された方は、9割を超えた(図 4-19)。

内訳をみると、「確認できた」との回答が最も多かったのは「緊急速報メール」(56%)で、次いで、「防災無線(屋外スピーカー)」(38%)、「県や市の防災メール」(22%)と続く(図 4-20)。

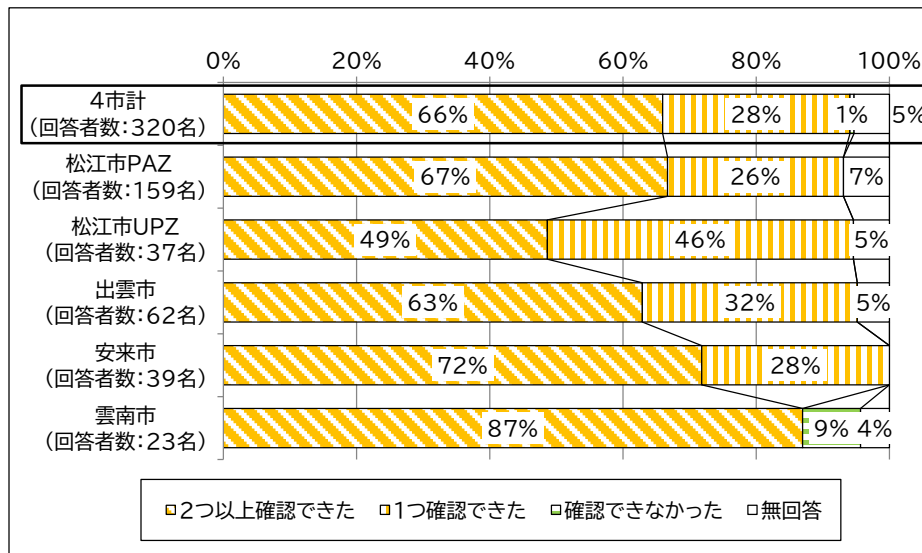


図 4-19 訓練広報の確認状況(確認数別)

	4市計 (回答者数:320名)	松江市PAZ (回答者数:159名)	松江市UPZ (回答者数:37名)	出雲市 (回答者数:62名)	安来市 (回答者数:39名)	雲南市 (回答者数:23名)
1 戸別受信機(おしらせ君)	14%	25%	14%			
2 音声告知端末(ひらたCATV)	0%			0%		
3 行政告知端末	5%				41%	
4 防災無線(戸別受信機)	4%					61%
5 防災無線(屋外スピーカー)	38%	47%	24%	42%	10%	39%
6 広報車による広報	12%	21%	5%	5%	0%	
7 テレビ(民放)	19%	17%	24%	26%	15%	9%
8 ケーブルテレビ	13%	11%	14%	18%	13%	9%
9 ラジオ(エフエム山陰)	3%	4%	0%	2%	3%	4%
10 ラジオ(BSS)	5%	4%	0%	3%	15%	4%
11 ラジオ(エフエムいずも)	0%			0%		
12 緊急速報(エリア)メール	56%	49%	51%	56%	77%	78%
13 島根県避難ルートマップ	3%	3%	0%	5%	5%	4%
14 県や市のホームページ	6%	4%	5%	3%	15%	9%
15 県の防災メール	2%				15%	
16 県や市の防災メール	22%	19%	32%	29%		35%
17 県や市の公式LINE	9%	6%	0%	26%	3%	13%
18 県の公式X	0%					0%
19 市の公式X	3%	5%	5%		3%	
20 県のFacebook	0%					0%
21 県や市のFacebook	0%				3%	
22 県や市のその他のSNS	2%	3%	0%	3%		
23 市の公式アプリ	1%					17%
24 Yahoo!防災速報アプリ	4%	3%	3%	5%	5%	4%
25 その他	1%	0%	0%	2%	0%	9%

図 4-20 訓練広報の確認状況(広報手段別)

4.2.3 PAZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布)

(1) 原子力災害時に避難先となる自治体について

原子力災害時に避難先となる自治体について「知っていた」と回答された方は、7割弱であった(図 4-21)。

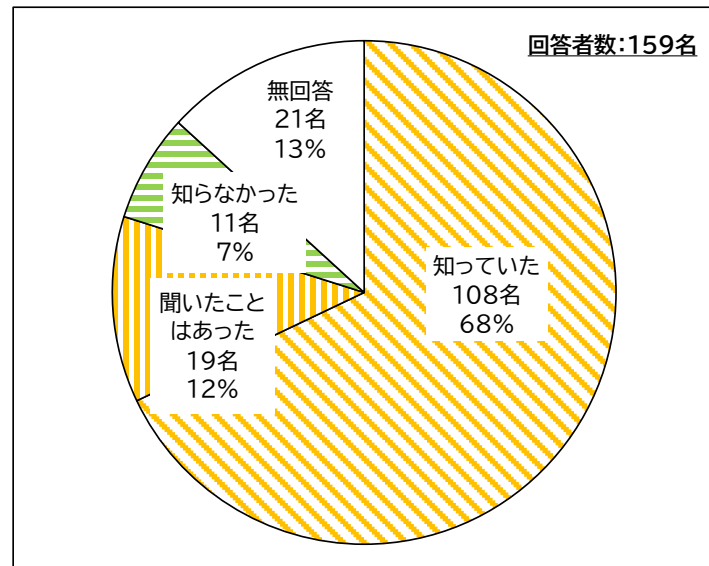


図 4-21 原子力災害時の避難先自治体に関する認知度

(2) 安定ヨウ素剤について⁷

1) 服用タイミングについて

安定ヨウ素剤は服用するタイミングが重要なことを「理解できた」(「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 4-22)。

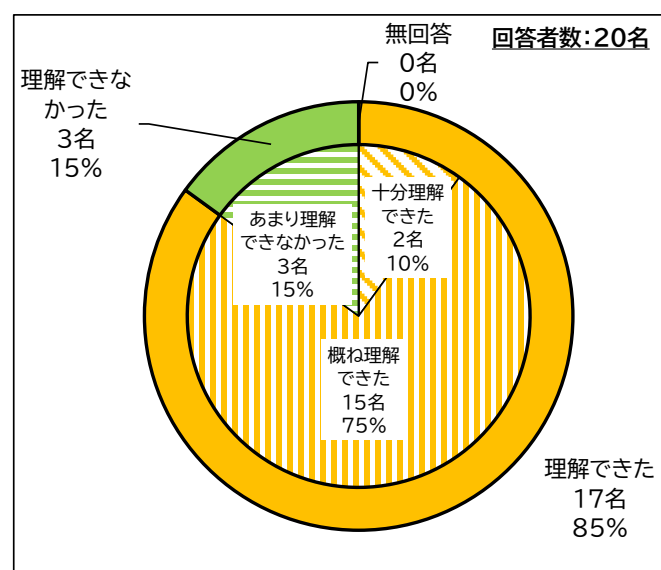


図 4-22 安定ヨウ素剤に関する理解度①
(服用タイミングの重要性)

⁷ 自家用車避難参加者を除く。

2) 服用条件について

安定ヨウ素剤は服用指示があった場合のみ服用することが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計」と回答された方は、8割を超えた(図 4-23)。

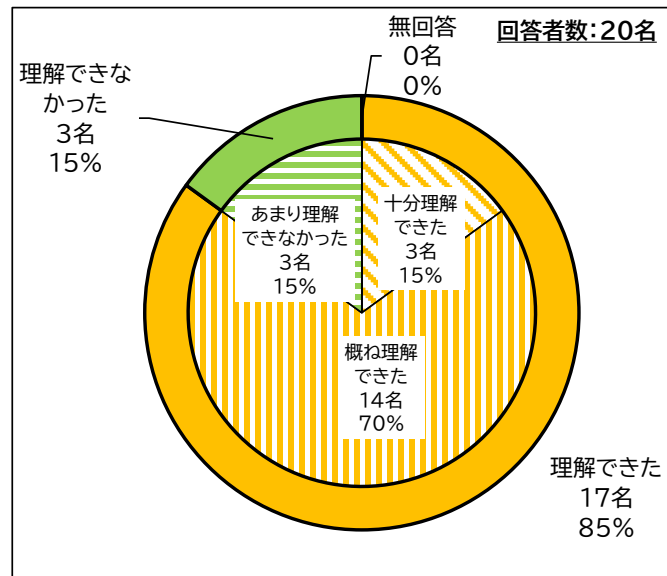


図 4-23 安定ヨウ素剤に関する理解度②
(服用条件について)

(3) 自家用車避難について

自家用車により広域避難訓練に参加された住民を対象に、以下の項目を確認した。

1) 避難経路所及び避難所までの到達状況

ご自宅から避難経路所へ「迷わず移動できた」と回答された方は、7割を超えた(図 4-24)。

迷った箇所としては、山陰道の出口が挙げられている。

また、避難経路所から避難所へ「迷わず移動できた」と回答された方は、7割を超えた(図 4-24)。

迷った箇所としては、避難所の入口付近が挙げられている。

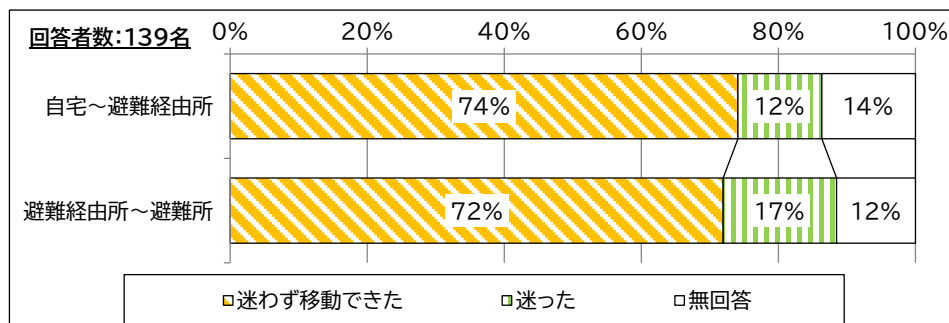


図 4-24 避難経路所及び避難所までの到達状況

【避難経路所まで移動する際に、迷った箇所】

- ✓ 高速道路朝山ICでおりた。
- ✓ 高速道路出口。

- ✓ 朝山 IC(ラウンドアウト)。
- ✓ 平田町内。
- ✓ 途中 浜山公園周辺。

【避難経由所から避難所まで移動する際に、迷った箇所】

- ✓ 国道 9 号線から大田第二中学校の入口。
- ✓ 道案内が無かった！

2) 避難先に移動する際に参考になった情報

避難先に移動する際、最も参考になったのは「地区別避難計画パンフレット」(47%)で、次いで「カーナビゲーション」(34%)、「島根県避難ルートマップ」(29%)と続く(図 4-25)。

		松江市PAZ (回答者数:139名)
1	地区別避難計画パンフレット	47%
2	島根県避難ルートマップ	29%
3	カーナビゲーション	34%
4	スマートフォン等の地図アプリ	17%
5	その他	3%
6	参考にしたものはない	2%

図 4-25 避難先に移動する際に参考になった情報

3) 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

原子力災害時に自家用車で避難先へ移動することを想定した場合、必要な情報として最も回答が多かったのは「一般トイレ」(67%)で、次いで「ガソリンスタンド」(54%)、「食料や水などの販売店」(48%)と続く(図 4-26)。

その他としては、道路情報などが挙げられている。

		松江市PAZ (回答者数:139名)
1	ガソリンスタンド	54%
2	病院(診療所)	19%
3	食料や水などの販売店	48%
4	道の駅	17%
5	一般トイレ	67%
6	バリアフリートイレ	8%
7	ベビールーム	3%
8	その他	3%

図 4-26 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

【「その他」の具体的内容】

- ✓ 渋滞情報。
- ✓ 通行不能箇所。
- ✓ 充電スタンド。

4) 他地区での自家用車避難の実施意向

他地区でも自家用車避難を実施すべきか否かを尋ねたところ、「実施すべき」との回答は7割を超えた(図 4-27)。

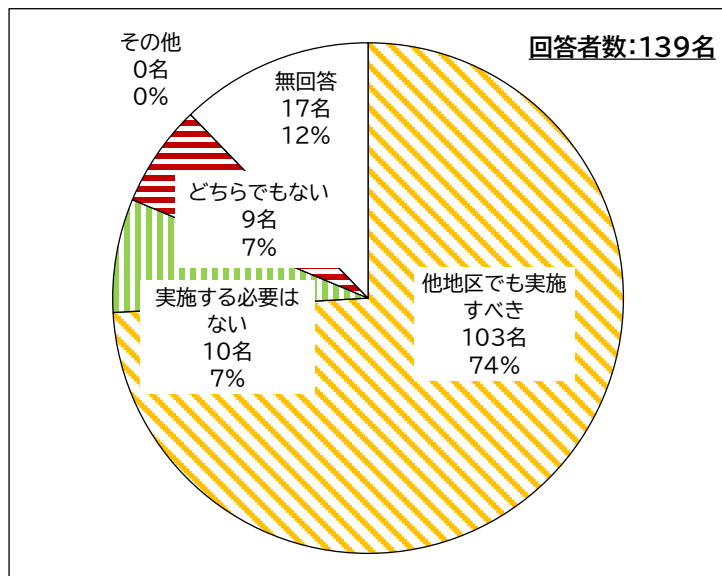


図 4-27 他地区での自家用車避難の実施意向

4.2.4 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)

(1) 原子力災害時に避難先となる自治体について

原子力災害時に避難先となる自治体について「知っていた」と回答された方は、5 割を超えた(図 4-28)。

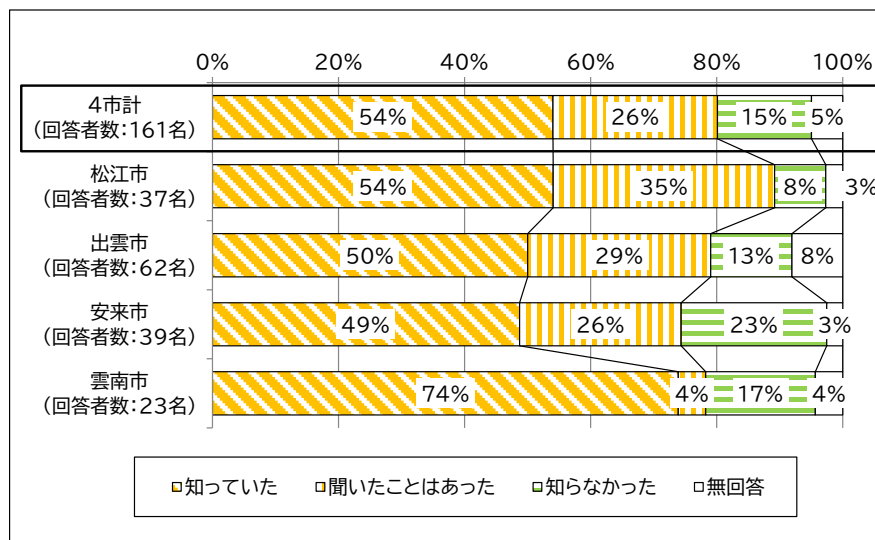


図 4-28 原子力災害時の避難先自治体に関する認知度

(2) 屋内退避について

指定避難所における屋内退避訓練を実施した出雲市及び安来市の訓練参加者を対象に、次の事項を確認した。

地震との複合災害時には命を守る行動を優先し、ご自宅にすることが危険な場合には、ためらわず最寄りの指定避難所等の安全な場所に避難し、身の安全を確保したうえで、原子力災害に対する行動をとることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、9 割であった(図 4-29)。

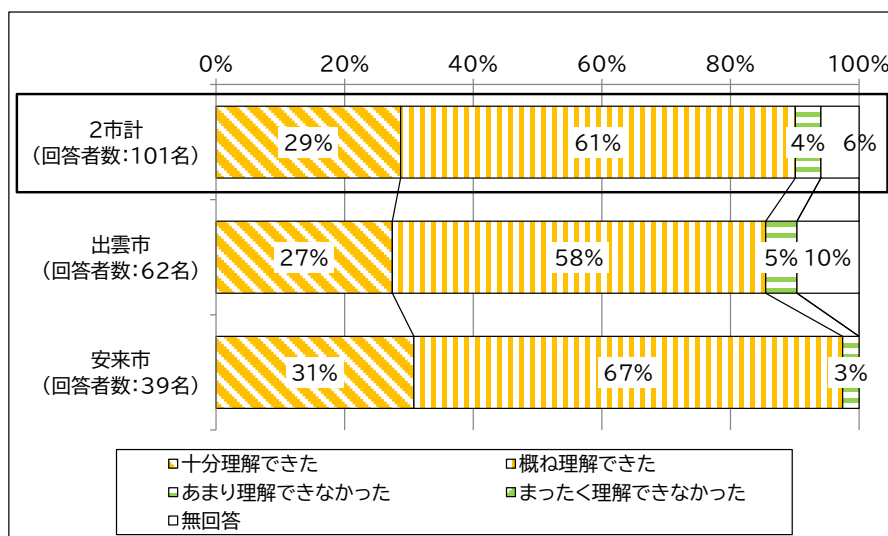


図 4-29 地震との複合災害時の行動に関する理解度

(3) バス避難者について

バスにより広域避難訓練に参加された住民を対象に、以下の項目を確認した。

1) 安定ヨウ素剤の服用タイミングについて

安定ヨウ素剤は服用するタイミングが重要なことを「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計」と回答された方は、8割を超えた(図 4-30)。

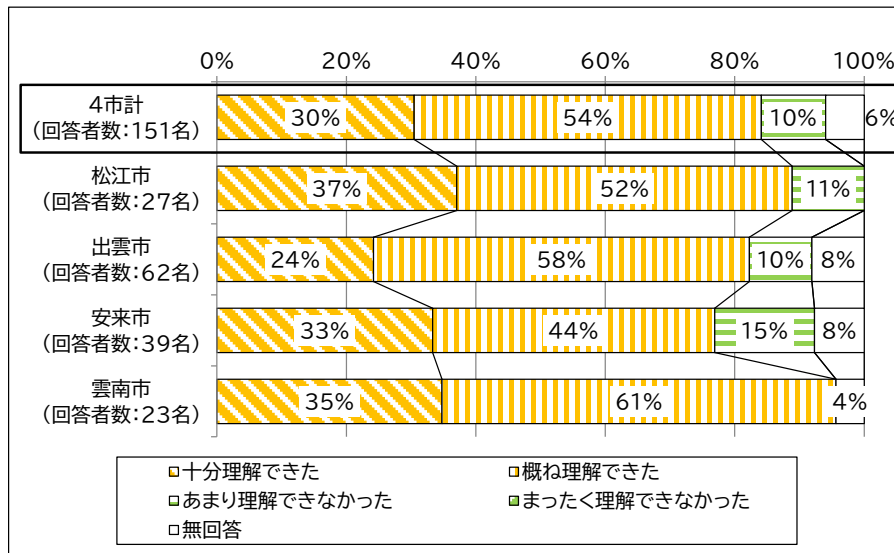


図 4-30 安定ヨウ素剤に関する理解度①
(服用タイミングの重要性)

2) 安定ヨウ素剤の服用条件について

安定ヨウ素剤は服用指示があった場合のみ服用することが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計」と回答された方は、9割を超えた(図 4-31)。

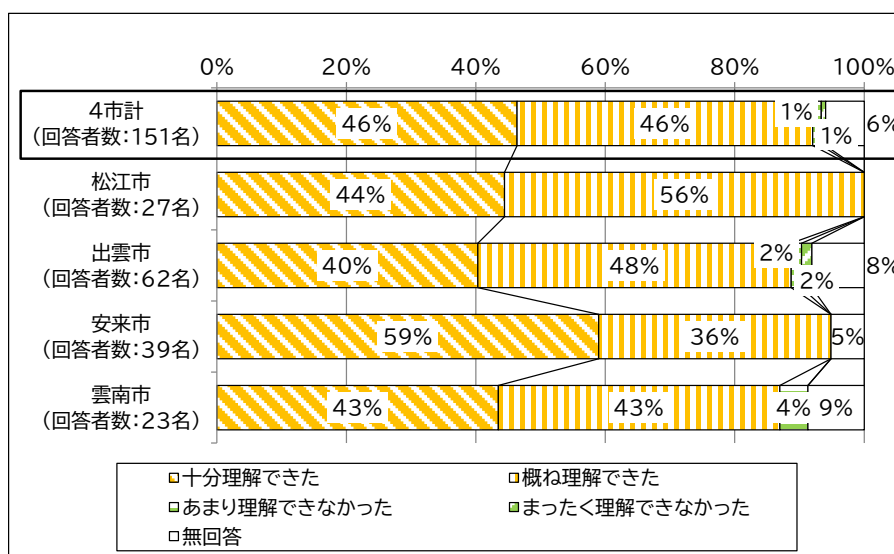


図 4-31 安定ヨウ素剤に関する理解度②
(服用条件について)

(4) 自家用車避難について

自家用車により広域避難訓練に参加された松江市及び安来市の住民を対象に、以下の項目を確認した。

1) 避難経路所及び避難所までの到達状況⁸

ご自宅から避難経路所へ「迷わず移動できた」と回答された方は、6割であった(図 4-32)。

迷った箇所の具体的な記載はなかった。

また、避難経路所から避難所へ「迷わず移動できた」と回答された方は、7割であった(図 4-32)。

迷った箇所に関する記載はなかった。

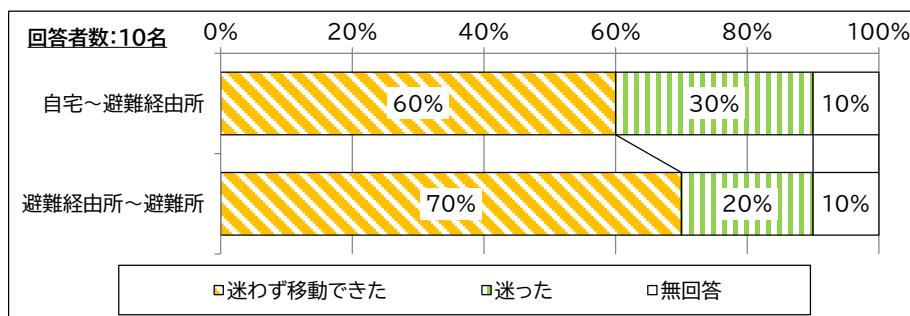


図 4-32 避難経路所及び避難所までの到達状況(松江市)

【避難経路所まで移動する際に、迷った箇所】

✓ わかりにくかった。本番では今回の道は通らない。

【避難経路所から避難所まで移動する際に、迷った箇所】

✓ 記載なし。

2) 避難退域時検査場所、避難経路所及び避難所までの到達状況

回答者全員が、一時集結所から避難退域時検査場所へ、避難退域時検査場所から避難経路所へ、避難経路所から避難所へ、それぞれ「迷わず移動できた」と回答された(図 4-33)。

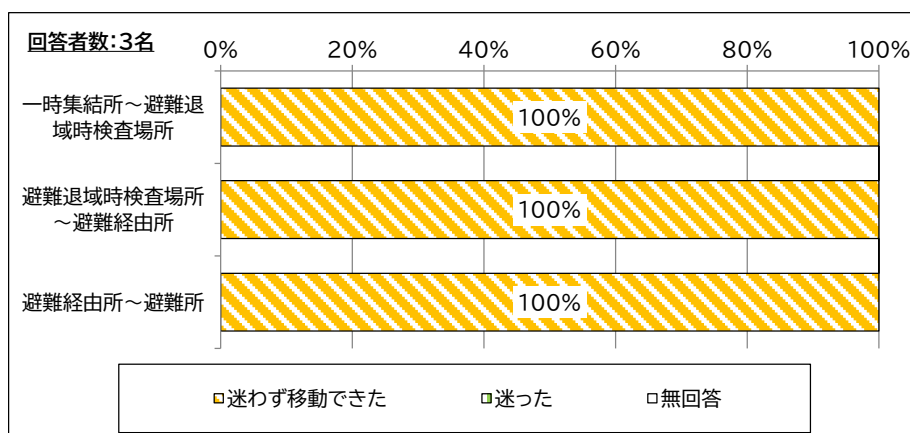


図 4-33 避難退域時検査場所、避難経路所及び避難所までの到達状況(安来市)

⁸ 松江市のUPZにお住まいの訓練参加者のうち自家用車避難者は、避難退域時検査場所を経由せずに避難経路所に移動。

3) 避難先に移動する際に参考になった情報

避難先に移動する際、最も参考になったのは「地区別避難計画パンフレット」(54%)で、次いで「カーナビゲーション」(38%)、「島根県避難ルートマップ」(23%)と続く(図 4-34)。

		2市計 (回答者数:13名)	松江市 (回答者数:10名)	安来市 (回答者数:3名)
1	地区別避難計画パンフレット	54%	40%	100%
2	島根県避難ルートマップ	23%	20%	33%
3	カーナビゲーション	38%	20%	100%
4	スマートフォン等の地図アプリ	15%	10%	33%
5	その他	8%	10%	0%
6	参考にしたものはない	0%	0%	0%

図 4-34 避難先に移動する際に参考になった情報

4) 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

原子力災害時に自家用車で避難先へ移動することを想定した場合、必要な情報として最も回答が多かったのは「一般トイレ」(85%)で、次いで「ガソリンスタンド」(62%)、「食料や水などの販売店」(54%)と続く(図 4-35)。

		2市計 (回答者数:13名)	松江市 (回答者数:10名)	安来市 (回答者数:3名)
1	ガソリンスタンド	62%	50%	100%
2	病院(診療所)	15%	20%	0%
3	食料や水などの販売店	54%	40%	100%
4	道の駅	15%	0%	67%
5	一般トイレ	85%	80%	100%
6	バリアフリートイレ	8%	10%	0%
7	ベビールーム	0%	0%	0%
8	その他	0%	0%	0%

図 4-35 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

5) 他地区での自家用車避難の実施意向

他地区でも自家用車避難を実施すべきか否かを尋ねたところ、「実施すべき」との回答は7割弱であった(図 4-36)。

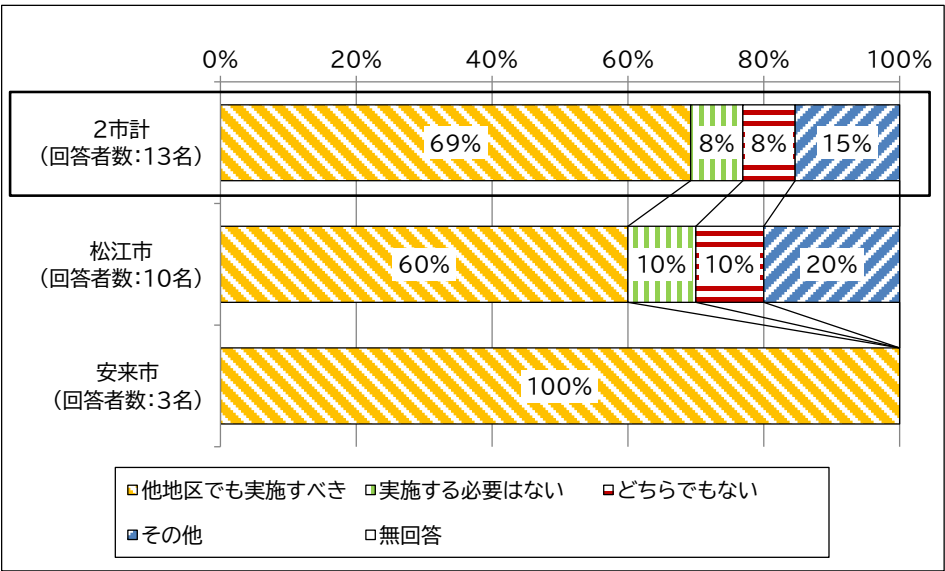


図 4-36 他地区での自家用車避難の実施意向

4.2.5 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)⁹

(1) 避難退域時検査の必要性について

放射性物質が放出された後に避難を実施する場合には、避難経路所に向かう途中で避難退域時検査を受ける必要があることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9 割を超えた(図 4-37)。

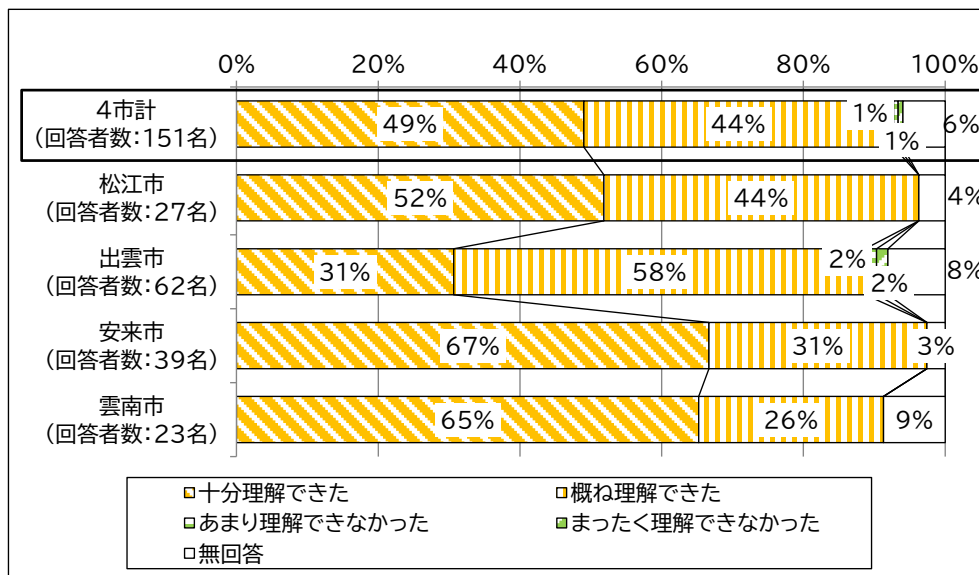


図 4-37 避難退域時検査の必要性に関する理解度

(2) 避難退域時検査後の避難の流れについて

避難退域時検査が済んだ際には、「検査済証」を受け取った後、避難経路所に向かうことを「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9 割を超えた(図 4-38)。

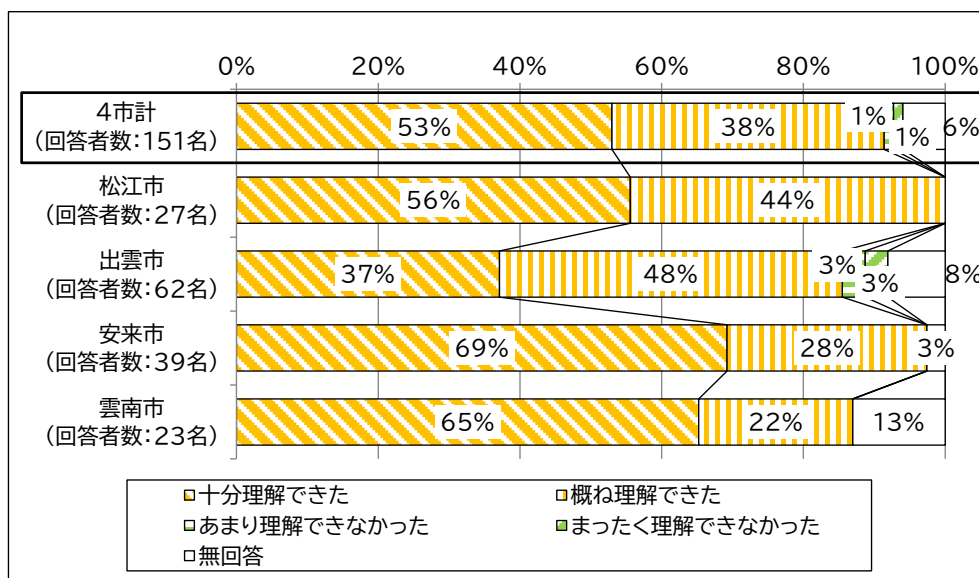


図 4-38 避難退域時検査後の避難の流れに関する理解度

⁹ 松江市のUPZにお住まいの訓練参加者のうち、避難退域時検査場所を経由した、バス避難者を対象として集計。

4.2.6 PAZ/UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)¹⁰

(1) 避難経由所の必要性について

避難先市町村に到着後、避難経由所に立ち寄る必要があることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、7 割を超えた(図 4-39)。

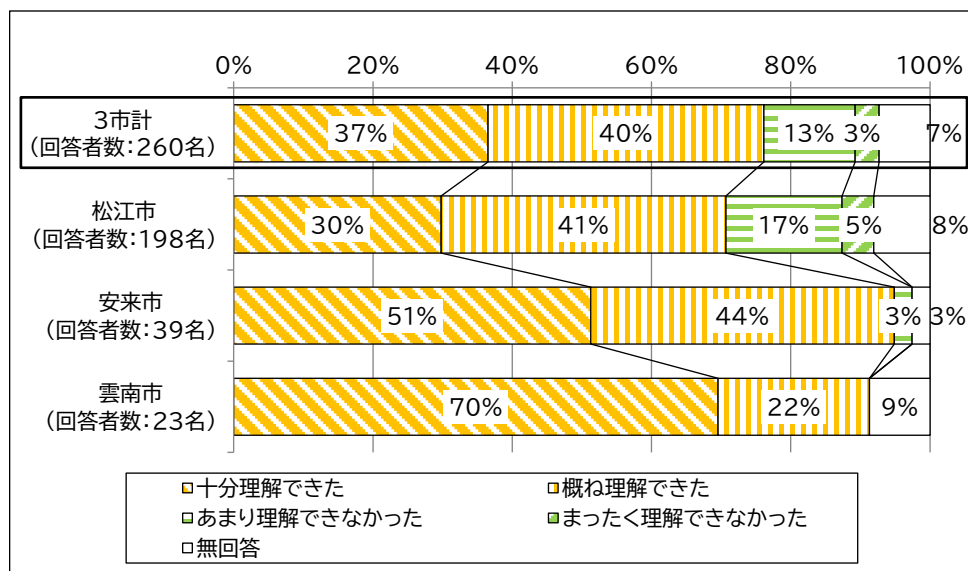


図 4-39 避難経由所の役割に関する理解度

(2) 避難所における受付対応について

避難所での受付の際、職員の対応は「適切だった」「適切だった」及び「概ね適切だった」の合計と回答された方は、9 割弱であった(図 4-40)。

なお、「適切でなかった」と思った理由として、人数の多さや会場の広さに起因する事項が挙げられている。

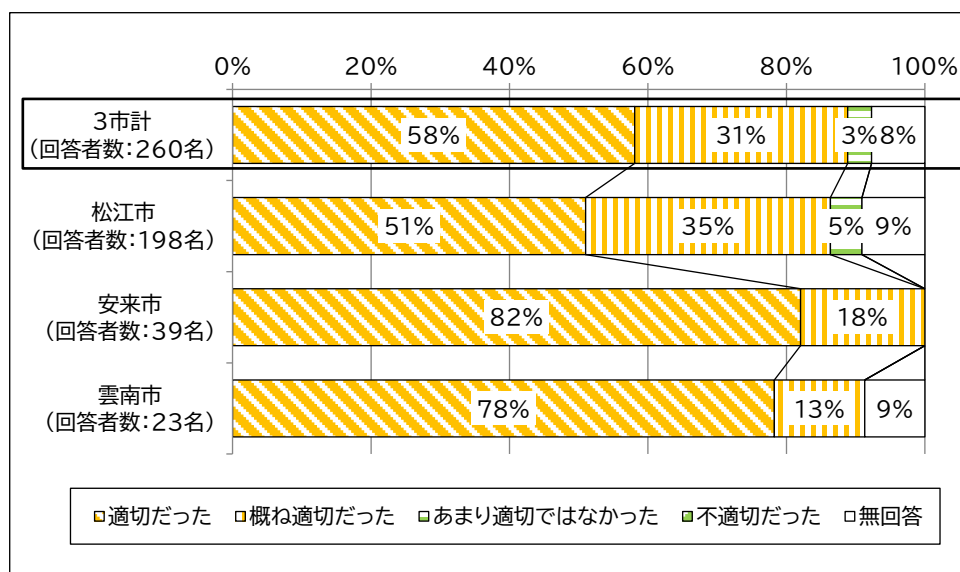


図 4-40 避難所における受付対応

¹⁰ 避難退時検査までであった出雲市を除く。

【「適切でなかった」と思った理由】

- ✓ 待ち時間が長かった！
- ✓ 人数が多すぎた。
- ✓ 受付場所の看板が小さく、判りにくかった。
- ✓ 声が小さいので聞きとれず。

(3) 原子力防災学習会等について ¹¹

1) 説明内容の理解度

説明内容について「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 4-41)。

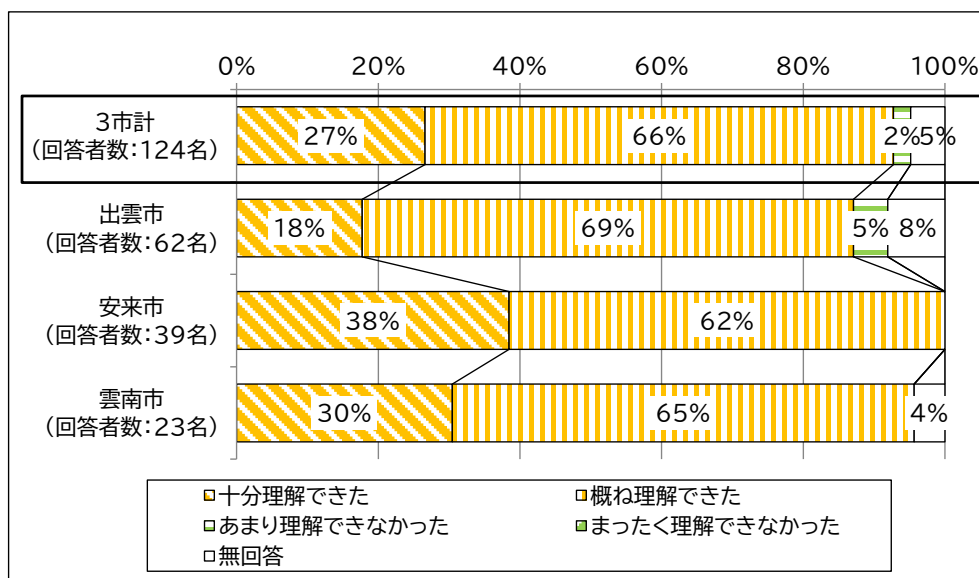


図 4-41 説明内容の理解度

2) 説明内容の役立ち度

説明内容は「役に立つ」「十分に役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された方は、9 割を超えた(図 4-42)。

¹¹ 出雲市は湖陵コミュニティセンターで実施された学習会が対象。

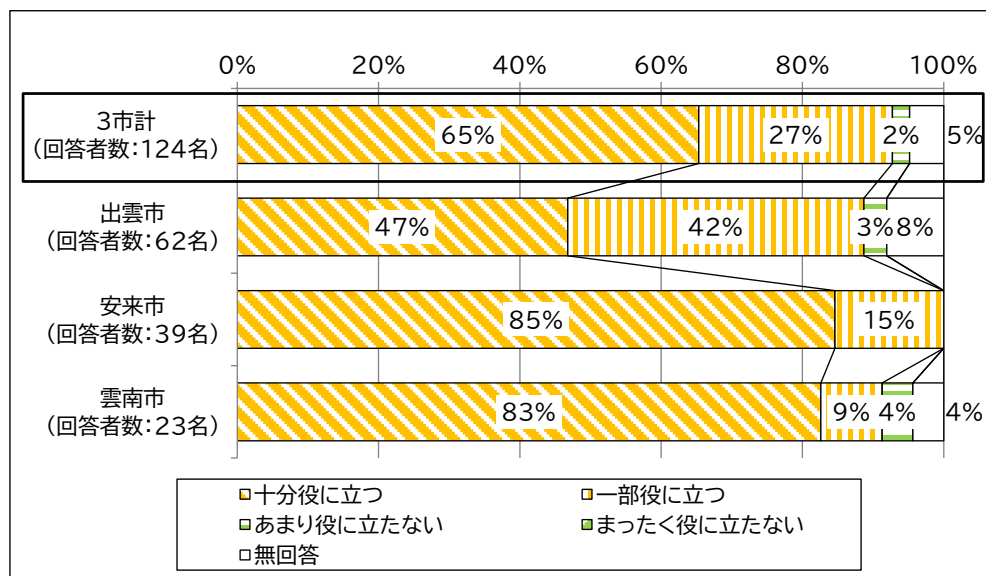


図 4-42 説明内容の役立ち度

3) 展示内容の役立ち度

会場内に展示した避難所資機材は、避難先における生活をイメージするうえで「役に立つ」(「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 4-43)。

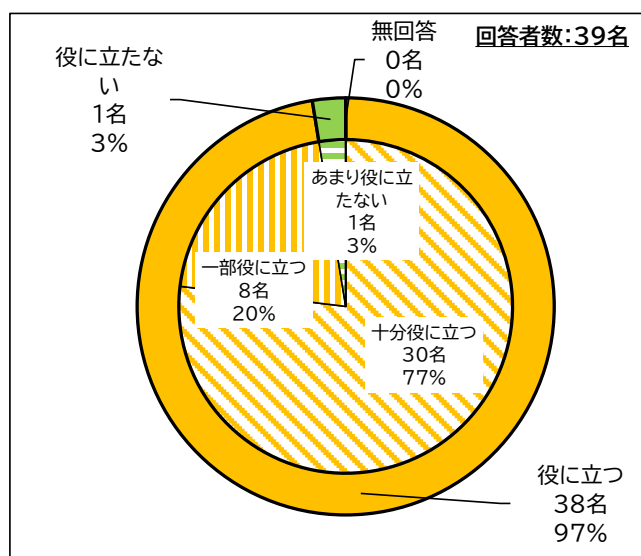


図 4-43 展示内容の役立ち度(安来市)

おわりに

令和 6 年度島根県原子力防災訓練を対象に、訓練方法の評価及び訓練対象の評価を行った。

今年度の訓練では、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、地震災害との複合災害時における対応を訓練した。

なお、中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機の再稼働直前・直後の実施となった。

防災関係機関の職員のみならず、多くの住民参加も得たことで、より実態に即した訓練を実施でき、各種計画類の実効性を確認できた。

今回の訓練で確認された主な課題やアンケート結果等をもとに、各種計画類の改善等に繋げるとともに、次年度以降も重点項目を設定した訓練を企画・実施すること等により、引き続き原子力災害対策の充実・強化に努めることが期待される。

令和 6 年度島根県原子力防災訓練
評価結果報告書

2025 年 3 月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
技術・安全事業部
TEL (03)6858-3529

IV 参 考 資 料

原子力災害時に皆さんが取る行動

令和6年11月16日（土）
23日（土）

今日お話しさせてもらうこと

万一事故が起こったら、気がかりは！
→私の身は、家族は、安全ですか？
→私は、何をすれば良いのでしょうか？

No	タイトル	内 容
1	原子力災害とは	・原子力災害の概要を理解しましょう。
2	原子力災害時の防護措置	・放射性物質の放出前後によって、とるべき行動が異なることを理解しましょう。 ・自然災害との複合災害が発生した場合の行動を理解しましょう。 ・屋内退避、避難等の際の留意点を理解しましょう。
3	情報の入手先	・災害時の情報入手先を確認しましょう。

参考資料

1	放射線と放射能	・放射線と放射能の違いを理解しましょう。 ・放射線の単位について理解しましょう。 ・自然放射線と人工放射線について理解しましょう。
2	放射線被ばくの防ぎ方	・内部被ばくと外部被ばくを理解しましょう。 ・被ばくの経路を理解しましょう。 ・被ばくの防ぎ方を理解しましょう。

1. 原子力災害とは（1/2）

原子力災害とは、原子力発電所などで重大事故が起き、大量の放射性物質や放射線が外へ放出されることによって生じる被害のことをいいます。大量の放射性物質や放射線は土壤汚染や、放射線被ばくといった影響を及ぼします。



2

1. 原子力災害とは（2/2）

原子力災害では、放射性物質及び放射線の放出が起こり、地震や風水害などと異なり、以下のような特殊性があります。

- ① 五感に感じない
（目に見えない、におわない、肌に感じないなど）
→ただし、放射線測定器により測ることができます。
- ② 被害の程度が自分で判断できない
→放射線などに関する知識が必要です。

まずは情報収集を心がけ、自治体からの指示に従って落ち着いて行動することが大切です。

3

(参考) 放射線を測定する機器

- 放射線の種類に応じて、測定する機器が異なります。



α 線用（表面汚染測定）
シンチレーションサーベイメータ



β (γ) 線用（表面汚染測定）
GMサーベイメータ



γ 線用（空間線量率測定）
シンチレーションサーベイメータ

避難退域時検査において、
・車両のワイパー部検査
・身体を対象とした検査
の際に使用

4

2.1 原子力災害時の防護措置

- 原子力災害対策指針で示されている防護措置のうち、住民の方にかかわるものとして、以下の5つがあります。

No	項 目	内 容
1	避難及び一時移転	住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、 放射性物質又は放射線の放出源から離れる ことにより、被ばくの低減を図るものである。
2	屋内退避	屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、 放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽する ことにより被ばくの低減を図るものである。
3	安定ヨウ素剤の配布及び服用	放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をする ために実施する。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の核種に対しては服用効果はない。
4	避難退域時検査及び簡易除染	避難退域時検査は、 放射性物質の放出後に避難又は一時移転を指示された住民等を対象に汚染程度を把握する ために実施するものである。また、 基準値を超えた場合は拭き取りや着替えによる簡易除染 を行う。
5	飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、 該当する飲食物の摂取を回避する ことで経口摂取による内部被ばくの低減を図るものである。

5

(参考) 「避難」と「一時移転」の違い

- 原子力災害時の「避難」や「一時移転」は、お住まいの地域から（県や市町村の境を越えるなどして）離れて、県外や別の市町村などの安全な地域まで移動することです。
- 移動を完了させるまでの時間目安の違いにより、「避難」と「一時移転」を使い分けています（以下、まとめて「避難等」と記載します）。
- 放射性物質が放出された後に避難等を実施する場合には、避難経路周辺に設置される検査場所で「避難退域時検査」を受けていただくことが必要です。

	目 的	時間目安
避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、 緊急で実施するもの。	1 日程度内に実施
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、 一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。	1 週間程度内に実施

6

2.2 原子力災害時にとるべき行動

UPZにお住まいの方は、まず「屋内退避」を、指示があった場合に「避難等」を

島根原子力発電所からの距離		放射性物質放出 前 の行動	放射性物質放出 後 の行動
お住まいの地域	概ね5kmの地域 (PAZ)	安定ヨウ素剤の携行／服用 ＋ 避難※	
	概ね5kmから30kmの地域 (UPZ)	屋内退避	屋内退避（継続） 《指示があった場合》 避難等 ＋ 地域生産物の摂取制限 ＋ 避難退域時検査の受検 ＋ （場合により）安定ヨウ素剤の携行／服用
	概ね30kmを超える地域		県や市町村からの情報に注意

※施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者は安全に避難できる準備が整うまで放射線防護対策施設等で「屋内退避」

7

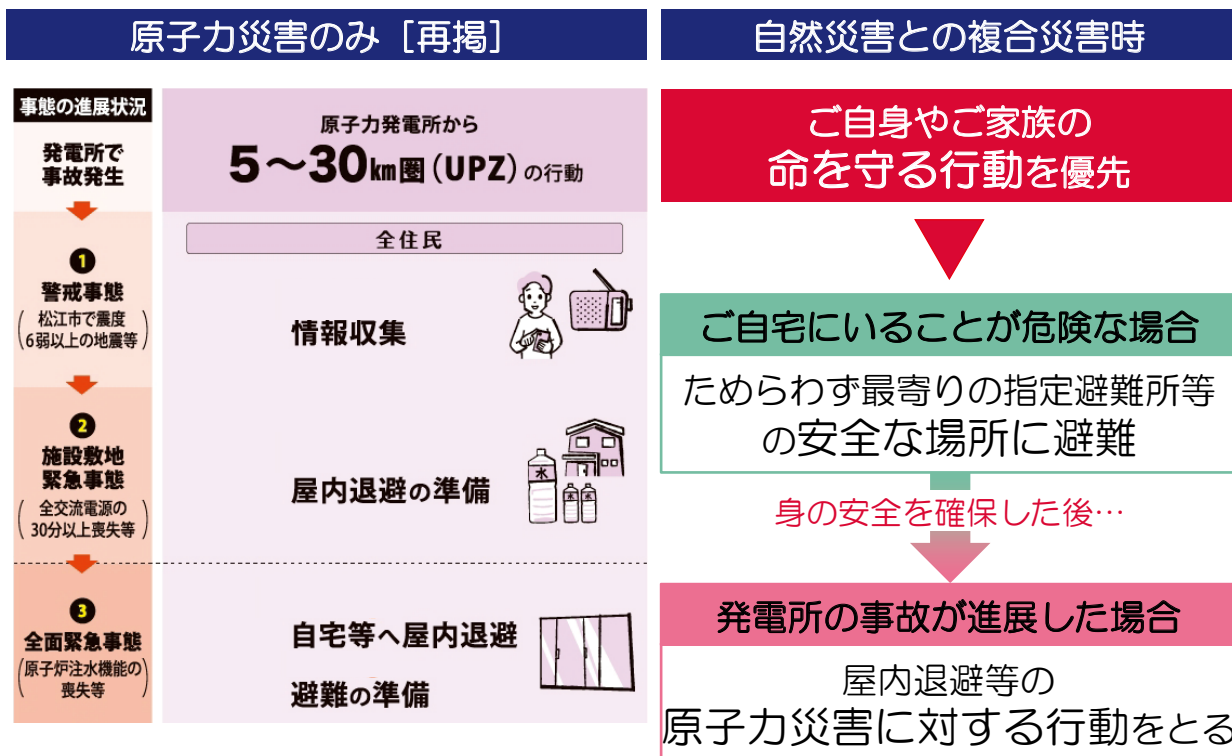
2.3 放射性物質放出前の行動（1/2）

- 発電所から概ね5kmから30kmの地域にお住まいの方等は、事態が進展し、全面緊急事態になった場合には、避難等の指示が出るまで**屋内退避**をすることになります。



8

2.3 放射性物質放出前の行動（2/2）



9

屋内退避の
ポイント

落ち着いた対応が大切!!

- 万が一、原子力発電所で重大な事故等が発生した場合、屋外で行動していると、被ばくの危険が高まるおそれがあります。
- 原子力災害だけでなく、自然災害等に備え、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切です。島根県では、7日間分の飲食物備蓄を推奨しています。

外から帰ってきた人は
顔や手を洗い、
うがいをしましょう。
衣類も着替えましょう。

屋外から帰ってきた時

正確な情報を
確認しましょう。

屋外または屋内にいる時

食品にはラップや
ふたをしましょう。



窓は
閉めましょう。



エアコンは使用可能です。
※外気導入型は
止めましょう。

屋内にいる時



換気扇は
止めましょう。



10

(参考) 自動車の中での屋内退避

- 国際原子力機関（IAEA）によると、放射性雲からの放射線被ばくに関して、**自動車の中は屋外にいるのと同様**との評価がされています。そのため不要な外出は控えることが大切です。

放射性雲
(見えない・におわない
肌で感じない)

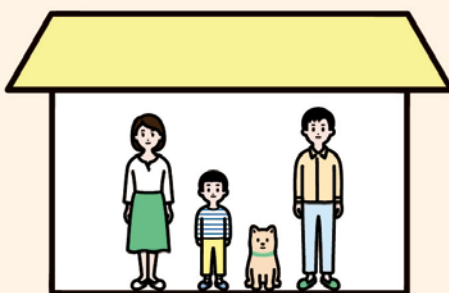


自動車

建物

11

☑ 屋内退避って効果があるの？



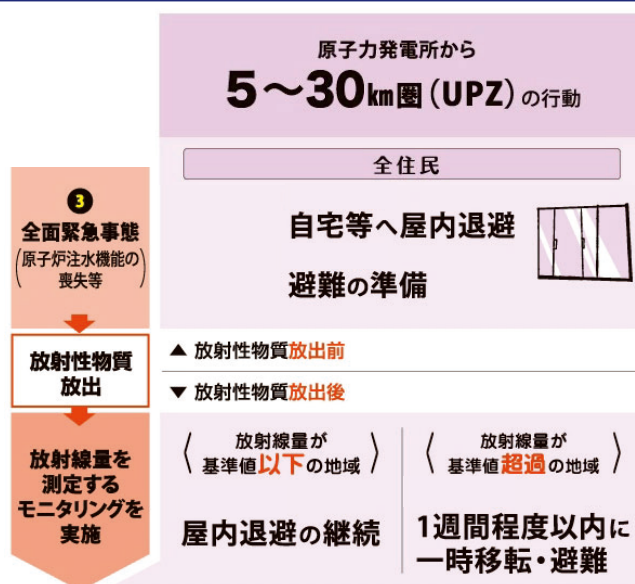
URL: https://www.cao.go.jp/lib_016/kaisetsu5_.html

12



2.4 放射性物質放出後の行動 (1/3)

- 発電所から概ね5kmから30kmの地域にお住まいの方等は、主に以下の2つの状況により、屋内退避を継続するのではなく、**避難等**を行う場合があります。
 - ✓ 空間放射線量率が基準値より高くなった場合。
 - ✓ 原子力施設の状況（事故の継続、状況の悪化等）に基づき段階的に避難を実施する場合。



13

(参考) 避難等の際のポイント①

自宅から 出る時



- ①できる限り肌を露出しない服装を身に着けましょう。
- ②持ち出し品には屋内退避中に屋外にあったものは含めず、また、持ち出す際には表面を汚さないために袋等で梱包しましょう。

自家用車で 移動する時



- ①放射性物質が付着している可能性が高いため、車両に必要以上に触れないように注意しましょう。また、乗車する際には、靴裏等の汚れをとり、車内に放射性物質を持ち込まないようにしましょう。
- ②定められた避難経路により、避難退域時検査場所及び避難経路所に向かいましょう。
- ③移動中は窓を閉め、また、外気導入せず、内気循環としましょう（避難退域時検査場所を通過した後は、窓は開けていただいて問題ありません）。

バス等で 移動する時



- ①市から指示があった場合に、一時集結所へ移動しましょう。
- ②一時集結所へ移動する際は、放射性物質が付着している可能性が高いものに必要以上に触れないように注意しましょう。
- ③バス等に乗車する際には、靴裏等の汚れをとり、車内に放射性物質を持ち込まないようにしましょう。また、飲食は控えるようにしましょう。
- ④指示があるまで、窓は開けないようにしましょう。

16

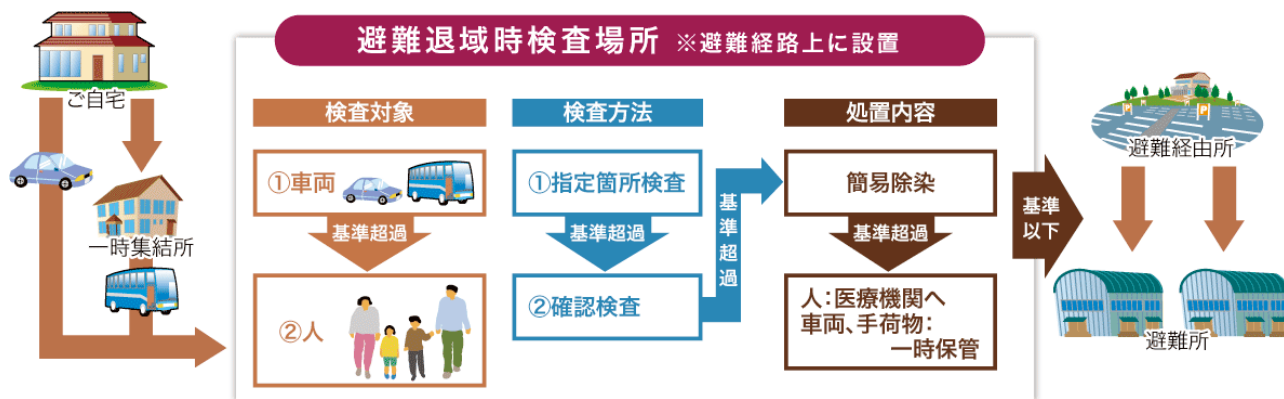
(参考) 避難等の際のポイント②

☒ 避難の時は、何に注意したらいいの？



(参考) 避難退域時検査について

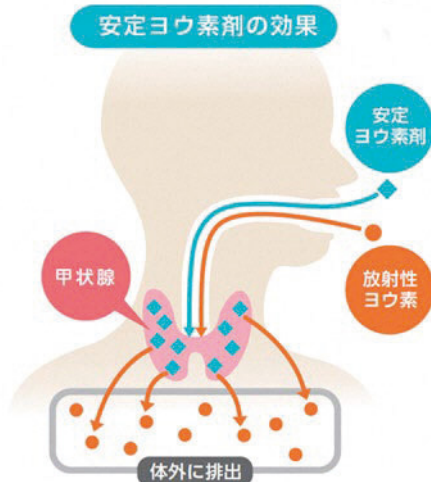
- 避難退域時検査は、避難等される方の汚染状況（放射性物質付着の有無）を確認するために実施します。
- 検査場所は、お住まいの地区から離れた、避難経路上に設置されます。
- 放射性物質付着の有無を確認し、必要に応じて取り除く（除染する）ことで、被ばくのおそれを少なくします。
- 基準値を超過する汚染が検出されないことを確認の上、検査済証の交付を受け、避難経路所へ移動します。



18

(参考) 安定ヨウ素剤の服用目的と効果

- 事故が起きた際、原子力発電所から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。放射性ヨウ素が体内に取り込まれると甲状腺にたまり、内部被ばくを起こすことで、将来的に甲状腺がんなどを発生させる可能性があります。
- 安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することによって、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを抑え、内部被ばくを予防、低減させる効果があります。
- 災害時には、お住まいの地区の一時集結所で緊急配布することになっています。
- 安定ヨウ素剤の効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要です。そのため、国または県や市が広報を通じて服用を指示した場合のみ、服用するようにしてください。
- 安定ヨウ素剤の使用期限は丸剤は5年間、ゼリー剤は3年間です。使用期限が切れる前に、新しい薬剤と交換する必要があります。



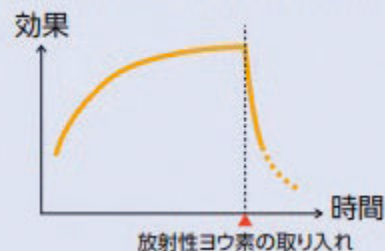
安定ヨウ素剤（ゼリー剤）



安定ヨウ素剤（丸剤）

安定ヨウ素剤はすべての放射線の被ばくを予防する万能薬ではありません。

- 防護効果は放射性ヨウ素に限られます。
- また、安定ヨウ素剤の効果は、服用後24時間とされています。



19

(参考) 安定ヨウ素剤の事前配布について

島根県では、次の方を対象に事前配布を行っています。

- PAZ（島根原子力発電所から概ね5kmまでの地域）にお住まいの方及びPAZ内の事業所に勤務されている方のうち、次に該当する方
 - ・40歳未満の方
 - ・妊婦、授乳婦及び妊娠を希望される女性（全年齢）
 ※40歳以上の方でも特に希望される場合は、事前配布を行います
- UPZ（島根原子力発電所から概ね5kmから30kmの地域）にお住まいの方のうち、緊急時に速やかに配布を受けることができない理由があり、事前配布を希望される次の方
 - ・40歳未満の方
 - ・妊婦、授乳婦及び妊娠を希望される女性（全年齢）
 ※40歳以上の方でも特に希望される場合は、事前配布を行います

	事前配布会※1	事前の申し込み※2
松江市	12月14日（土）、1月13日（月・祝）	受付終了
出雲市	1月25日（土）	
安来市	12月21日（土）	
雲南市	12月7日（土）	

※1 事前配布会にお越しいただけない方は、令和7年2月28日（金）まで一部薬局で受け取ることもできます
 ※2 薬局での受け取りを希望される方も、事前の申し込みが必要です

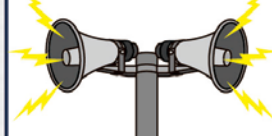
20

3. 情報の入手先

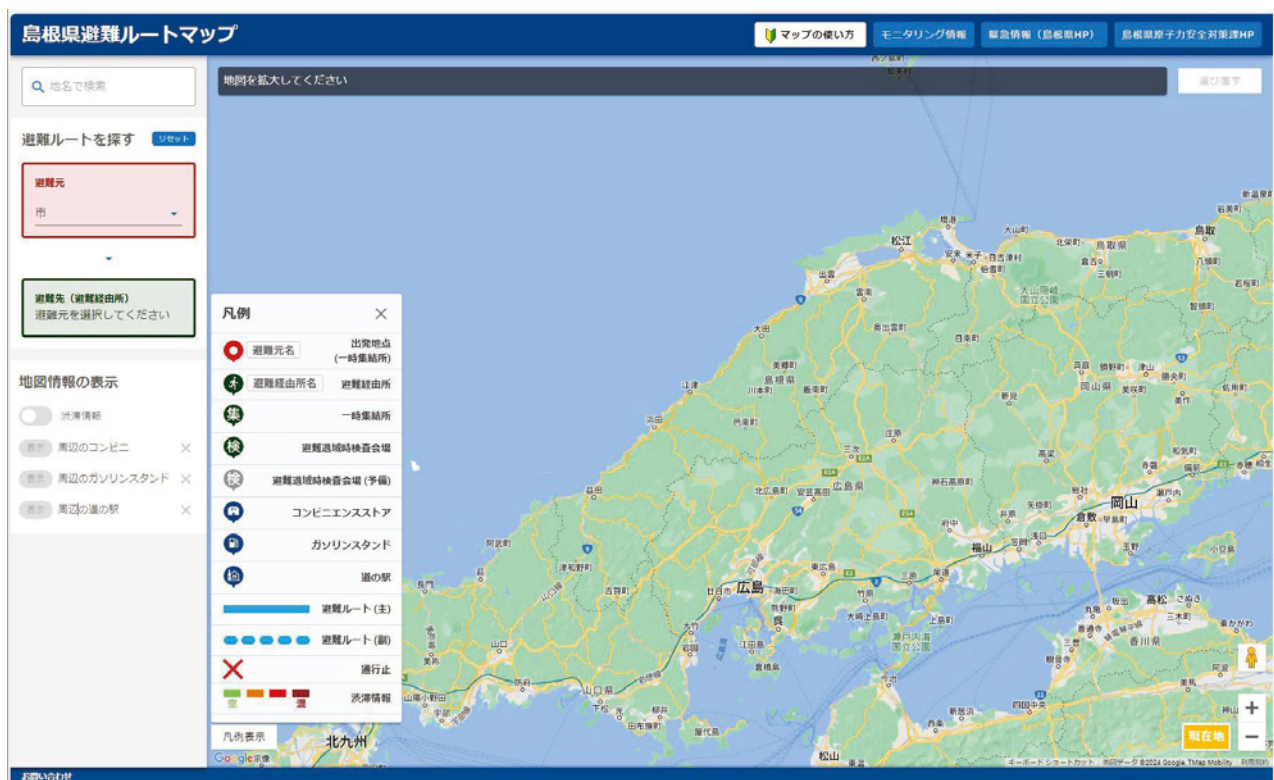
- 地震や風水害などの自然災害と同じ入手先のほか、原子力災害特有の入手先もあります。
- 原子力災害特有の入手先として「**島根県避難ルートマップ**」があり、避難に必要な情報を確認できます。

確認できる情報

- ✓ 一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所、避難経由所の情報
- ✓ 県からのお知らせや道路の渋滞情報、ガソリンスタンド情報

 テレビ・ラジオ・CATV	 防災行政無線・有線放送	 広報車	 県や市のホームページ 防災メール
 県や市の公式 LINE・X (旧 Twitter) など	 緊急速報メール	 【原子力災害特有の入手先】 島根県避難ルートマップ	

(参考) 島根県避難ルートマップ



22

原子力防災に関する略語集

略語	読み方	内 容
PAZ	ピー・エー・ゼット	Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)の略。 原子力災害対策指針において、原子力発電所から概ね5km圏とすることが定められている。
UPZ	ユー・ピー・ゼット	Urgent Protective action planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)の略。 原子力災害対策指針において、原子力発電所から概ね5～30km圏とすることが定められている。
EAL	イー・エー・エル	Emergency Action Level (緊急時活動レベル)の略。 原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。次の3つの区分に設定される。 - 警戒事態 - 施設敷地緊急事態 - 全面緊急事態
OIL	オー・アイ・エル	Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)の略。 原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

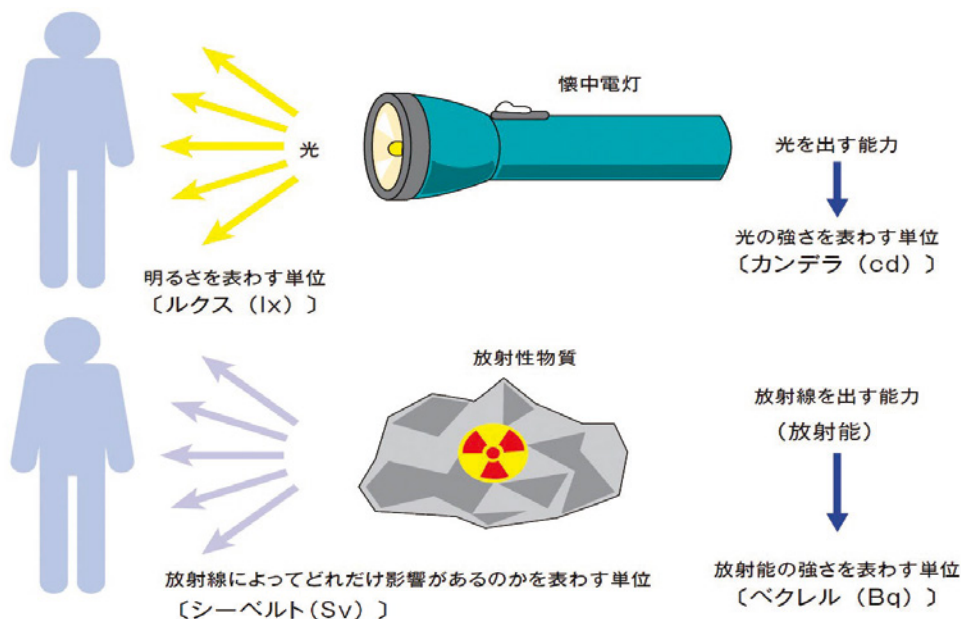
23

参考資料

- 放射線と放射能
- 放射線被ばくの防ぎ方

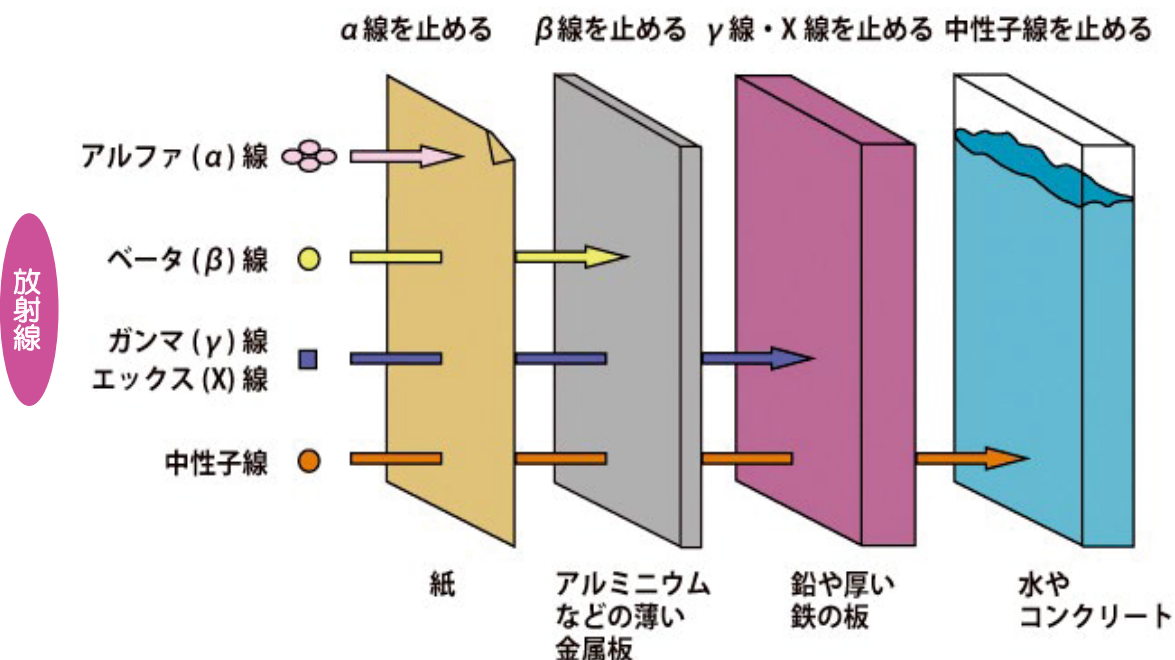
1.1 放射線と放射能

- 「放射線」を放出する能力のことを「放射能」、放射能を持つ物質のことを「放射性物質」といいます。
- 放射線量の単位としては、 Sv （シーベルト）、 Gy （グレイ）、放射能の単位としては、 Bq （ベクレル）などがあります。



1.2 放射線の種類と特徴

- 放射線は、主に5種類（ α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線）があります。
- 放射線は、物質を通り抜ける性質を持ち、通り抜ける性質は、放射線の種類で変わります。



26

（参考）放射線や放射能に関係がある単位

Bq

ベクレル

放射能の強さを表す単位

すべてのものは小さな原子からできています。原子の中には、その中心にある原子核のバランスが悪く壊れやすい（不安定な）性質のものがあります。これが放射性物質です。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れる（このときに放射線が放出されます）ことを表します。

単独で使われることは少なく、ベクレル/平方センチメートル、ベクレル/キログラムなど、面積や重量あたりの放射能の強さを表すときに、よく使われています。

cpm

シーピーエム
(カウント・パー・ミニッツ)

放射線の数を表す単位

測定器で1分間に計測された放射線の数そのものを表します。衣服や身体表面に放射性物質が付いているかどうかを調べるときの測定器（ガイガー・ミュラーカウンタなど）で単位として使われています。

シーベルトへの正確な換算には放射線の数（シーピーエム）以外に、放射線のエネルギーなどの特定（推定）が必要です。

Gy

グレイ

身体やものが吸収したエネルギー量を表す単位

放射線が当たったときに、身体やものが吸収したエネルギーの量を表します。

放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線などいろいろな種類があり、種類によって身体への影響は異なります。このため、グレイの数値が同じでも、身体への影響の大きさ（シーベルト）は変わります。

Sv

シーベルト

身体への影響の度合いを表す単位

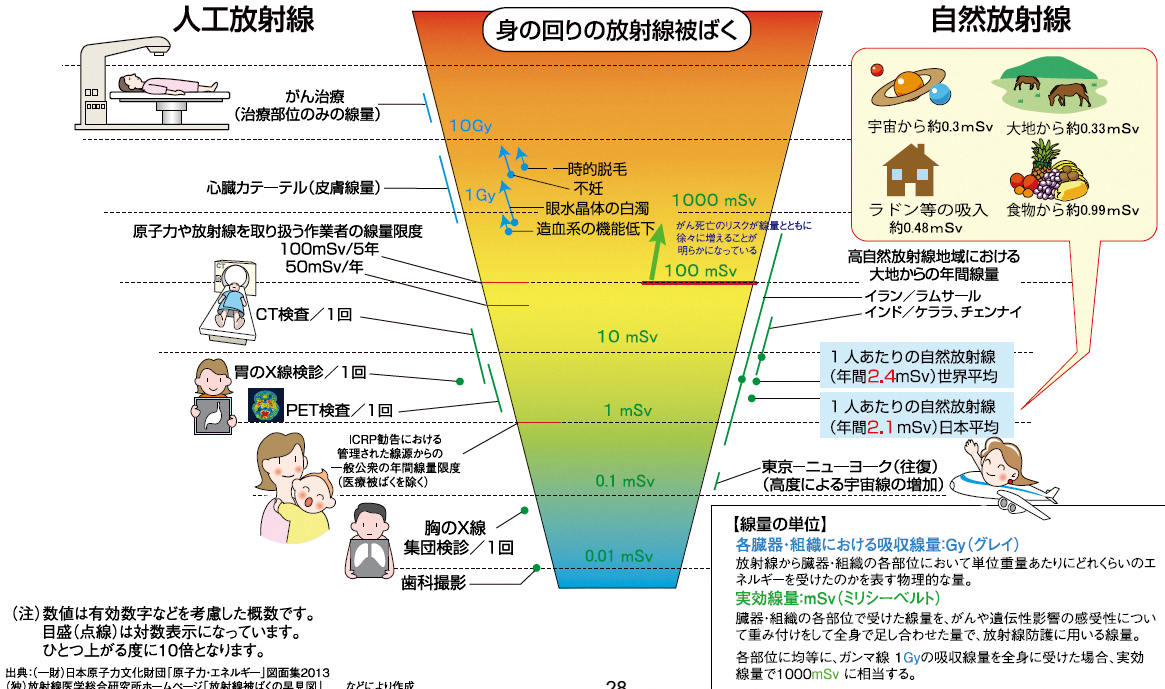
放射線を受けたときの身体への影響の度合いを表します。この単位で計算して同じ数値であれば、自然放射線でも人工放射線でも、また外部被ばくでも内部被ばくでも、身体への影響の度合いは同じです。

シーベルトの1,000分の1がミリシーベルト (mSv)、その1,000分の1がマイクロシーベルト (μ Sv)、さらにその1,000分の1がナノシーベルト (nSv) です。

27

1.3 自然放射線と人工放射線

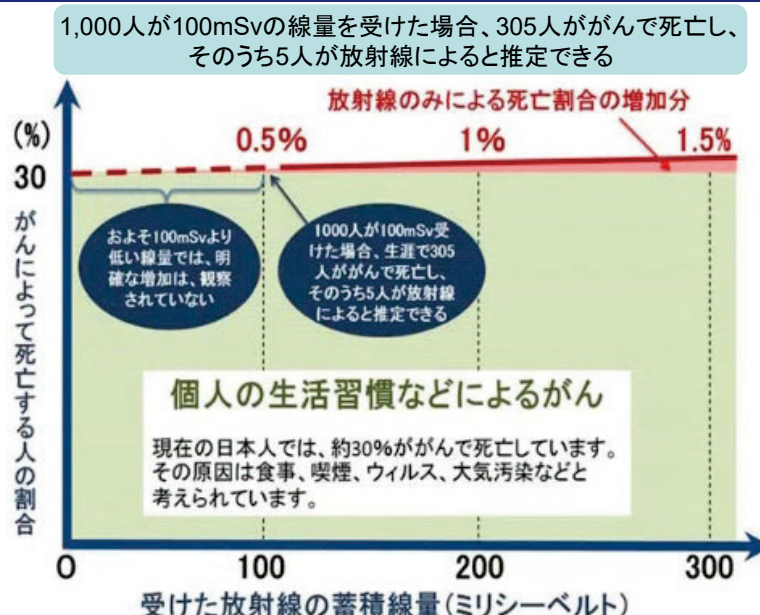
- 私たちは、自然放射線により、年間約2.4mSv被ばくしています（世界平均）。
- 放射線は自然放射線と人工放射線とに分けられますが、放射線の本質に違いはありません。



28

(参考) 被ばく線量と健康リスクとの関係

- 平常時の基準値としては年間1mSvが用いられていますが、安全と危険の境界線ではありません。
- 自然界から受ける放射線量を除き、積算で100mSv以上の被ばくでは、がん死亡のリスクが線量とともに徐々に増えることが明らかになっています。

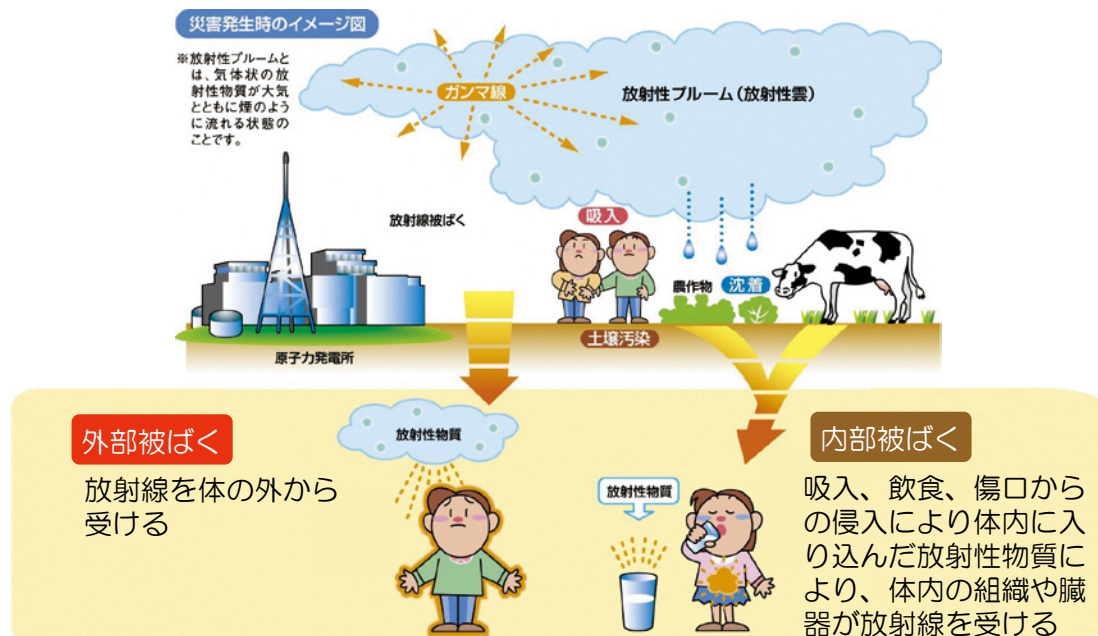


(出典) (国研) 量子科学技術研究開発機構ウェブサイト「放射線被ばくに関する Q&A」より作成

29

2.1 被ばくの種類と経路

- 放射線を体に受けることを「被ばく」といいます。
- 被ばくには、「内部被ばく」と「外部被ばく」の2種類があります。



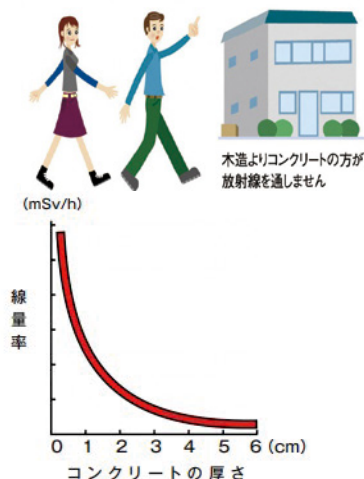
30

2.2 被ばくの防ぎ方 (1/2)

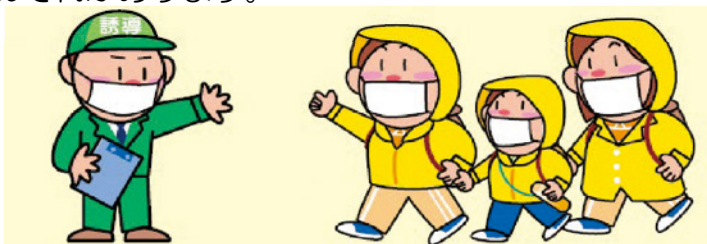
- 外部被ばくは、「放射性雲からの被ばく」、「地表面からの放射線による被ばく」などから起こります。
- 建物内に退避することによって、被ばく線量を低減できます。
- また、屋外では、頭髮・皮膚の露出を少なくすることが有効です。

屋内退避

屋内退避することで、建物の気密性と遮へい効果により、放射線による影響を回避したり、低減させることができます。



外出時は、頭髮・皮膚の露出を少なくしましょう。頭髮、衣服へ付着があると、そこから外部被ばくのおそれがあります。



マスク・帽子・レインコートなどを着用し、荷物もビニールなどで覆いましょう。となり近所に声をかけ、できるだけまとまって助け合いながら避難しましょう。警察官・消防士・市の職員などの指示に従って行動しましょう。

31

2.2 被ばくの防ぎ方（2/2）

- 内部被ばくは、「空気中の放射性物質の吸入」、「飲食物を介した経口摂取」、「地面から再浮遊した放射性物質の吸入」などから起こります。
→被ばくを防ぐため、窓を閉め、外気を通じた放射性物質の侵入をおさえるようにしましょう。

1 放射性物質の侵入を防ぐ

→屋内退避の際には、外気が入らないように窓を閉め、換気扇、外気導入型のエアコンなどを止める（通常のエアコンは使用できません）。



2 放射性物質による汚染を防ぐ

→放射性物質が付着しないよう食物（食品）にフタをしたり、ラップをする。



島根県原子力防災訓練の実施状況

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第1回	昭和57年 4月27日(火) 8:55～12:20	14機関 443名	・緊急時通信連絡訓練 ・対策会議の設置訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練
第2回	昭和61年 11月12日(水) 8:40～12:20	14機関 545名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・立入制限等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練
第3回	平成元年 1月20日(金) 8:30～12:30	15機関 629名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練
第4回	平成2年 10月17日(水) 8:30～13:30	22機関 675名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練
第5回	平成4年 11月10日(火) 8:30～13:00	24機関 798名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練
第6回	平成6年 11月8日(火) 8:30～13:00	24機関 843名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第7回	平成8年 11月6日(水) 8:30～13:00	24機関 983名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練 ・住民参加避難訓練 ・防災ヘリコプター出動訓練 ・ヨウ素剤搬送訓練
第8回	平成10年 11月5日(木) 8:30～13:00	25機関 2,027名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置、搬送訓練 ・災害救助法適用申請訓練 ・住民・学校参加避難訓練 ・防災ヘリコプター出動訓練 ・ヨウ素剤搬送訓練
第9回 (国との 合同総 合訓練)	平成12年 10月28日(土) 8:00～16:00	83機関 1,900名	(1)国、地方自治体及び原子力事業者共通の訓練 ・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・原子力災害合同対策協議会運営訓練 (2)国が主体となって行った訓練 ・原子力緊急事態宣言発出訓練 ・原子力災害対策本部運営訓練 ・原子力災害現地対策本部要員等派遣訓練 ・原子力災害現地対策本部運営訓練 (3)地方自治体が主体となって行った訓練 ・災害対策本部等設置運営訓練 ・住民の避難 ・屋内退避、避難所開設訓練 ・自衛隊、警察、消防等による避難誘導、緊急輸送訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・立入制限、交通規制等措置訓練 ・広報活動訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 10 回 (個別訓練)	平成 13 年 11 月 7 日(水) 8:30～17:00	17 機関 約 400 名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難等措置訓練（学校の避難訓練） ・緊急被ばく医療訓練 ・防災資機材の点検・取扱訓練
第 11 回 (総合訓練)	平成 14 年 11 月 8 日(金) 7:50～16:05	50 機関 約 8,500 名	・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部等設置運営訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・住民の避難・屋内退避・避難所開設訓練 ・学校における避難訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・災害弱者対応訓練
第 12 回 (個別訓練)	平成 16 年 1 月 23 日(金) 8:30～16:30	28 機関 約 8,300 名	・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・防災ヘリによる救急搬送訓練 ・避難等措置訓練（学校の避難訓練） ・原子力防災資機材取扱訓練
第 13 回 (総合訓練)	平成 16 年 10 月 8 日(金) 8:00～14:00	56 機関 約 6,200 名	・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校・幼稚園の避難等措置訓練 ・緊急時要支援者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第 14 回 (個別訓練)	平成 17 年 11 月 17 日(木) 7:00～16:00 ※オフサイトセンター 運営訓練は、平成 17 年 9 月 8、9 日に実施	41 機関 約 6,700 名	・初動対応訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・防災ヘリによる要員搬送訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・原子力防災研修 ・原子力防災資機材取扱訓練 ・オフサイトセンター機能班訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 15 回 (総合訓練)	平成 19 年 1 月 30 日(火) 7:00～14:00	4 9 機関 約 6, 5 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校・幼稚園の避難等措置訓練 ・災害時要援護者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・防災ヘリによる救急搬送訓練 ・防災ヘリによる救急搬送通信訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第 16 回 (総合訓練) 島根県国民 保護共同訓 練の中で実 施	平成 19 年 11 月 2 日(金) 7:00～14:00	7 9 機関 約 1, 1 8 0 名 ※参加者の集計方法が 異なっているため、参 加者数が少なく計上さ れている。	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急対処事態対策本部設置運営訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急搬送等訓練 ・住民等避難訓練 ・救援等訓練 ・緊急時モニタリング訓練
第 17 回 (個別訓練)	平成 20 年 10 月 28 日(火) 8:30～17:00 ※「オフサイトセンター 活動訓練」は、10 月 9、 10 日に、「緊急被ばく医 療関係者研修」は、10 月 4 日に実施。	7 5 機関 約 7, 9 0 0 名 ※参加機関について、学校 を個別に計上しているた め機関数が増加している。	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(緊急被ばく医療関係 者研修、安定ヨウ素剤内服液調剤訓練、救急搬 送訓練) ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・災害時要援護者の避難措置等訓練 ・オフサイトセンター活動訓練
第 18 回 (総合訓練)	平成 21 年 11 月 13 日(金) 7:00～14:00	7 3 機関 約 6, 5 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校等の避難等措置訓練 ・災害時要援護者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・救急搬送訓練 ・自衛隊ヘリによる救急搬送・通信訓練 ・立入制限、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 19 回 (個別訓練)	平成 23 年 1 月 19 日(水) 8:30～16:00 ※「オフサイトセンター 活動訓練」は、12 月 14,15 日に実施。	7 5 機関 約 6, 7 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(緊急被ばく医療スクリーニング等訓練、救急患者搬送・通信連絡訓練) ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・災害時要援護者の避難措置等訓練 ・オフサイトセンター活動訓練
第 20 回 (個別訓練)	平成 24 年 2 月 16 日(木) 8:00～16:30 ※「初動対応研修」は、 1 月 25 日に実施。	3 0 機関 約 2, 3 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急物資輸送訓練
第 21 回 (個別訓練)	平成 25 年 1 月 26 日(土) 7:00～15:30 ※「原子力防災実務者研 修・原子力緊急時対応演 習」は、12 月 17,18 日に 実施。	約 9 0 機関 約 3, 1 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(汚染等を伴う救急患者搬送・医療処置等訓練、安定ヨウ素剤調製訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・社会福祉施設(入所施設)等の避難措置等訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・避難誘導、交通規制等訓練
第 22 回 (個別訓練)	平成 25 年 11 月 5 日(火) 8:30～14:30 及び 11 月 10 日(日) 7:00～16:10	約 1 0 0 機関 約 3, 6 0 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・要援護者の避難措置等訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練
第 23 回 (個別訓練)	平成 26 年 1 0 月 18 日(土) 7:00～17:00	約 9 4 機関 約 3, 1 5 0 名	・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・スクリーニング訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 24 回 (個別訓練)	平成 27 年 10 月 23 日(金) 8:30～15:00 及び 10 月 25 日(日) 8:00～17:00	約 108 機関 約 2,800 名	・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・在宅避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査(スクリーニング)訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・庁舎放射線防護対策訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第 25 回 (個別訓練)	平成 28 年 11 月 14 日(月) 8:30～16:45 及び 11 月 19 日(土) 8:00～17:15	約 86 機関 約 3,050 名	・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール広報訓練 ・島根県災害対策本部移転準備訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第 26 回 (個別訓練)	平成 29 年 11 月 17 日(金) 8:30～13:00 及び 11 月 19 日(日) 8:30～15:30	約 138 機関 約 2,980 名	・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・広域避難通信連絡訓練 ・バスによる緊急輸送等通信連絡・実動訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第 27 回 (個別訓練)	平成 30 年 10 月 26 日(金) 8:30～15:40 及び 10 月 30 日(火) 8:30～14:00	約 146 機関 約 3,030 名	・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・オフサイトセンター運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・広域避難通信連絡訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 28 回 (総合訓練)	令和元年 11 月 8 日(金) 14:00～18:50 11 月 9 日(土) 8:30～17:30 及び 11 月 10 日(日) 8:30～15:00	約 2 0 8 機関 約 7, 7 8 0 名	・ 初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・ 住民の避難措置等訓練 ・ 緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・ 避難退域時検査訓練 ・ 原子力災害医療訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難誘導・交通規制等訓練
第 29 回 (個別訓練)	令和 2 年 10 月 15 日（木） 9:30～11:30 10 月 28 日（水） 8:30～12:00 及び 10 月 31 日（土） 15:00～16:00	1 2 6 機関 約 2, 8 0 0 名	・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・ 避難退域時検査会場での手順確認と感染症防止対策の検討 ・ 一時集結所での感染症防止対策の検討
第 30 回 (個別訓練)	令和 4 年 2 月 2 日（水） 8:30～11:30	1 2 6 機関 約 2, 5 0 0 名	・ 初動対応訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練（通信連絡訓練） ・ 広報訓練
第 31 回 (個別訓練)	令和 4 年 11 月 7 日（月） 8:40～15:30 11 月 12 日（土） 8:30～16:00 11 月 15 日（火） 13:00～15:00 及び 11 月 19 日（土） 9:00～11:00	1 5 0 機関 約 3, 4 7 0 名	・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・ 実動組織による住民避難措置等訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 32 回 (個別訓練)	令和 5 年 9 月 30 日 (土) 13:00～15:00 10 月 19 日 (木) 8:40～16:30 11 月 5 日 (日) 8:30～15:00 11 月 7 日 (火) 10:00～11:30 11 月 8 日 (水) 9:00～12:00 及び 11 月 9 日 (木) 9:30～11:00	1 4 6 機関 約 3, 4 7 0 名	・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 保育所等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・ 実動組織による住民避難措置等訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練
第 33 回 (個別訓練)	令和 6 年 10 月 9 日 (水) 9:00～12:30 11 月 7 日 (木) 8:30～12:00 11 月 9 日 (土) 9:00～10:45 11 月 13 日 (水) 9:30～12:45 11 月 16 日 (土) 8:30～16:45 11 月 18 日 (月) 13:30～16:50 11 月 23 日 (土) 8:30～15:00 及び 令和 7 年 2 月 6 日 (木) 8:30～16:30	1 1 1 機関 約 4, 8 4 0 名	・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 保育所等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 実動組織による住民避難措置等訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練 ・ 原子力災害医療訓練

令和6年度 島根県原子力防災訓練の記録

(令和7年3月)

編集・発行 島根県 防災部 原子力安全対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(0852)22-5668 FAX(0852)22-5600

URL <https://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>

E-mail gen-an@pref.shimane.lg.jp